

平成 2 9 年 第 1 回 小笠原村議会 定例会 会議録 目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2



第 1 号 (3月7日)

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○出席説明員	5
○欠席説明員	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○会議時間の延長	6
○会議録署名議員の指名	6
○諸般の報告	6
○会期の決定	7
○村長所信	7
○一般質問	1 5
一 木 重 夫 君	1 5
清 水 良 一 君	2 5
安 藤 重 行 君	3 9
杉 田 一 男 君	5 0
稲 垣 勇 君	5 5
○散 会	6 1



第 2 号 (3月8日)

○議事日程	6 3
○出席議員	6 5
○欠席議員	6 5
○出席説明員	6 5
○欠席説明員	6 5
○事務局職員出席者	6 5
○開 議	6 6
○会議時間の延長	6 6
○報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○議案第9号から議案第16号までの上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
○議案第17号から議案第25号までの上程、説明	9 8
○平成29年度予算特別委員会設置の動議	1 0 7
○予算特別委員会より報告	1 0 8
○散 会	1 0 8



第 3 号 (3月17日)

○議事日程	1 1 1
○出席議員	1 1 2

○欠席議員	1 1 2
○出席説明員	1 1 2
○欠席説明員	1 1 2
○事務局職員出席者	1 1 2
○開 議	1 1 3
○会議時間の延長	1 1 3
○諸般の報告	1 1 3
○議案第 1 7 号から議案第 2 5 号までの委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 3
○議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
○日程の追加	1 1 7
○発議第 1 号の上程、説明、採決	1 1 8
○閉会中の継続調査の申し出	1 1 9
○閉議及び閉会	1 1 9
○署名議員	1 2 1



小笠原村告示第3号

平成29年第1回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成29年2月24日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成29年3月7日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（7名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯨 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
8 番	池 田 望 君		

不応招議員（なし）

平成 2 9 年 第 1 回 小 笠 原 村 議 会 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 3 月 7 日 (火曜日) 午前 1 0 時開会

- 第 1 報告第 1 号 平成 2 8 年度小笠原村一般会計補正予算 (第 5 号) (専決処分)
- 第 2 報告第 2 号 平成 2 8 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) (専決処分)
- 第 3 議案第 1 号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 4 議案第 2 号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 5 議案第 3 号 小笠原村保育所条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 6 議案第 4 号 小笠原村高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 7 議案第 5 号 小笠原村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 8 議案第 6 号 小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 9 議案第 7 号 村道の路線認定について (沖村九号線) (案)
- 第 1 0 議案第 8 号 平成 2 8 年度小笠原村一般会計補正予算 (第 6 号) (案)
- 第 1 1 議案第 9 号 平成 2 8 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (案)
- 第 1 2 議案第 1 0 号 平成 2 8 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) (案)
- 第 1 3 議案第 1 1 号 平成 2 8 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号) (案)
- 第 1 4 議案第 1 2 号 平成 2 8 年度小笠原村介護保険 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第 2 号) (案)
- 第 1 5 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度小笠原村介護保険 (介護サービス事業勘定) 特別会計補正予算 (第 3 号) (案)
- 第 1 6 議案第 1 4 号 平成 2 8 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (案)
- 第 1 7 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算 (第 3 号) (案)

- 第 18 議案第 16 号 平成 28 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
（案）
- 第 19 議案第 17 号 平成 29 年度小笠原村一般会計予算（案）
- 第 20 議案第 18 号 平成 29 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
- 第 21 議案第 19 号 平成 29 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
- 第 22 議案第 20 号 平成 29 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
- 第 23 議案第 21 号 平成 29 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 24 議案第 22 号 平成 29 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予
算（案）
- 第 25 議案第 23 号 平成 29 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
- 第 26 議案第 24 号 平成 29 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
- 第 27 議案第 25 号 平成 29 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）
- 第 28 議案第 26 号 小笠原村父島辺地及び母島辺地にかかる公共的施設の総合整備計画
（平成 25 年度～平成 29 年度）について（案）

出席議員（7名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯉 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
8 番	池 田 望 君		

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	渋谷 正 昭 君
教 育 長	松 本 隆 君	総 務 課 長	セーボレー 孝 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
環 境 課 長	深 谷 雪 雄 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君	建設水道課長	篠 田 千鶴男 君
教 育 課 長	持 田 憲 一 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 津 源 君	書 記	萩 原 佳 代 君
---------	---------	-----	-----------

◎開会及び開議の宣告

○議長（池田 望君） おはようございます。

ただいまから平成29年第1回小笠原村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田 望君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、杉田一男君及び6番、稲垣勇君を指名します。

◎諸般の報告

○議長（池田 望君） 次に、事務局長から諸般の報告をさせます。

○事務局長（大津 源君） ご報告いたします。

村長から、平成29年2月24日付、小笠原村告示第3号をもって、本定例会の招集通知があり、2月27日付で議案26件、報告2件の送付がありました。

次に、教育長から2月24日付で、村長から2月27日付で、議会説明員出席者の通知がありました。

次に、議長、池田 望君の出張等についてご報告します。

1月1日、議員3名とともに、父島で開催の成人式に出席しました。

1月7日、議員3名とともに、武道始式に出席しました。

1月10日、議員1名とともに、消防団母島分団の出初め式に、また1月15日、議員5名とともに、父島の消防団出初め式に出席しました。

2月10日、副村長とともに、株式会社共勝丸社長と打ち合わせを行ってまいりました。

2月14日、東京都島しょ振興公社運営検討委員会に出席しました。

2月16日、議員6名とともに、環境省を訪問し、西之島に関する意見書を提出してまいり

ました。

また同日、議員 5 名とともに、小笠原海運株式会社、伊豆諸島開発株式会社を訪問し、新船就航後の状況等について情報・意見交換を行ってまいりました。

また同日、東京都町村議会議長会役員会、同定期総会に出席しました。

2 月 17 日、議員 6 名とともに、都議会各会派を訪問し、挨拶を行ってまいりました。

また同日、東京都島嶼町村議会議長会定期総会、東京都島嶼町村会・島嶼町村議会議長会合同会議、東京都島嶼町村一部事務組合定例会に出席しました。

2 月 19 日から 21 日まで、議員 6 名とともに、奄美大島を訪問し、特別措置法を活用した事業等について視察してまいりました。

2 月 28 日、行文線未整備区間の整備に関する検討会に出席しました。

次に、小笠原村監査委員、稲垣直彦君及び鯉江 満君から、12 月 19 日付、2 月 2 日付及び 2 月 27 日付で例月出納検査の報告、また、2 月 10 日付で平成 28 年度定期監査の結果報告がありました。

報告は以上です。

◎会期の決定

○議長（池田 望君） 次に、会期についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日 3 月 7 日から 3 月 17 日までの 11 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日 3 月 7 日から 3 月 17 日までの 11 日間と決定しました。

◎村長所信

○議長（池田 望君） 次に、村長、森下一男君から発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 平成 29 年第 1 回村議会定例会の開会に当たり、村政運営に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず初めに、私事ではございましたが、去年は体調を崩した時期があり、議員諸氏、村民

の皆様、また関係する多くの方々に、ご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。これからも小笠原村発展のために尽力してまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年は、東京・父島航路、父島・母島航路に、そろって新造船が就航いたしました。両航路は当村の生活、産業の生命線であります。両船ともに大型化・高速化が図られ、船内の快適性も大幅に向上し、村民にとっても来島者にとっても、大変喜ばしい出来事となりました。

新船の就航に当たり、ご支援いただきました国や東京都の各関係機関、運航会社、そしてご協力をいただきました多くの方々に、村民を代表して、改めて御礼を申し上げます。関係各位の努力も相まって、新船効果による乗船客数は順調に推移をしているとのことで、まずは一安心というところでございます。

一方、昨年来の少雨により、父島・母島ともに、現在水不足が深刻な状況となっております。父島においてはダムの貯水率が本日現在31.8%、母島においては45.6%となっており、昭和55年の父島での大渇水以来の水準に匹敵する状況となっております。

このため、村では、村民の皆様に節水のご協力をいただくとともに、給水压の低減や海水の淡水化装置の導入、農業用水からの協力を含めた水源の確保等を進めているところでございます。

このまま少雨が続いた場合は、海水淡水化装置の増設等も検討しておりますが、時間給水など、村民の皆様にさらなるご協力をお願いする場面も想定されますので、引き続き節水にご協力をいただくとともに、ご理解をお願いする次第でございます。

また、今年はいよいよ返還50周年の前年となりました。4月に入りますと実行委員会の事務所も移設をし、今まで以上のスピードで準備を進めるとともに、プレイベント等も始まります。節目の行事を順調に遂行するため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、政策課題ごとに申し述べさせていただきます。

平成29年度の予算編成に当たりましては、「航空路の推進」、「世界自然遺産地としての自然環境の保全と活用を図るための施策の推進」、「小笠原の特色を生かした産業の振興」、「良好な生活環境のための生活基盤整備及び災害に備える防災基盤整備の充実」、「村民の安心と次世代の人材育成に向けた保健、福祉、医療、教育の充実」、さらに1年後に迫りました「返還50周年事業の精査、実行」の6点を重点施策とし、編成をいたしております。

振興開発事業におきましては、「村道」、「簡易水道」、「し尿処理施設」、「保育施設」、「診療所運営」を継続事業として計上させていただいており、国費につきましては、前年度とほぼ同額を確保いたしております。「簡易水道事業」における「母島沖村浄水場改良事業」は、平成28年度の国の補正予算として計上をし、平成29年度に執行いたします事業を含めまして、大変大きな事業費となっております。

振興開発事業以外の事業では、村有既存施設の経年、老朽化に伴う補修・改修、通信環境改善、国民健康保険の広域化に伴うシステム整備等、必要な経費増に対応するため、多額の基金の取り崩しを行っての予算編成となっておりますが、財源確保に努め、健全な財政運営に留意しながら、確実に事業を実施してまいります。

現行の小笠原諸島振興開発特別措置法は、平成30年度末にその期限を迎え、国・東京都・村による改正・延長に向けた検討作業が、平成29年度から開始されます。次期特別措置法は復帰50年後の最初の法律となることから、将来を見据え、時代に即した小笠原諸島の振興開発が可能となる法律内容の検討を、国や東京都に働きかけていきたいと考えております。

村としましては、特別措置法の改正・延長を求めていくため、平成29年度の後半には、村議会とともに、国や東京都をはじめ、国政の先生方に対する要望活動を実施したいと考えておりますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

平成27年度末に策定いたしました、いわゆる「地方創生」の推進計画となる「小笠原村総合戦略」につきましては、今年度、計画事業の具体的な実施方法の検討を進めてきており、オリジナルツアーの開発や島っ子同窓会など、事業の一部は既に実施し始めております。

平成29年度はCATV活用プロジェクトを重点的に進めるとともに、小笠原村総合計画と一体的に事業全体の推進を図ってまいります。

村政の最重要課題の一つである航空路の開設につきましては、一昨年、その検討の具体的な進展を促すため、平成30年に迎える復帰50周年の際には、航空路開設に対する東京都の一定の方向性を示していただくよう、国会や都議会の先生方、また国土交通省航空局など、関係行政機関の皆様へ、そのご支援をお願いいたしました。

また、事業主体である東京都に対しては、2月21日の小池知事との意見交換の場において、知事に直接航空路の開設をお願いしたところでございます。

現在、東京都においては、航空局等の指導を仰ぎながら、実務的な検討を精力的に進めていただいております。平成29年度はその最終調整の段階を迎えます。課題はまだ多くございま

すが、村としましては、東京都とともに、航空路の開設に向け、積極的に関係機関との協議、調整を進めてまいります。

行文線の未整備区間の整備につきましては、昨年、東京都と村で、整備内容、環境配慮事項などについて島内関係団体と意見交換を行う場として、「行文線未整備区間の整備に関する検討会」を発足し、事業再開に向け、具体的な検討を進めております。

また、村は村民説明会を開催し、検討会での検討状況や今年度の予定事業などについては村民に説明をし、意見交換を行いました。

引き続き、東京都と協力をして、村内合意形成に努めながら、具体的な検討を進めてまいります。

近年、全国的に大きな被害が生じている土砂災害につきましては、父島・母島において、平成28年度、平成29年度の2カ年で、東京都が土砂災害防止法に基づく土砂災害基礎調査を実施しております。この基礎調査が終了すると、警戒区域の指定、市町村による避難計画の作成などへと進んでいくこととなります。

村では、引き続き災害備蓄の充実を図りながら、村民の皆様や関係機関と協力をして、津波・土砂災害などの自然災害に強い村づくりに努めてまいります。

都営小笠原住宅の建てかえにつきましては、昨年2月、東京都において説明会が開催され、建てかえに向けた検討を進める旨、公式に表明されました。建てかえに伴う新たな小笠原住宅の仕組みは、現在も検討が続けられており、今後も引き続き東京都と協議を進めてまいります。

また、小笠原住宅の建てかえも踏まえた村全体の今後の住宅政策のあり方については、平成29年度に取りまとめるべく、引き続き検討を進めてまいります。

硫黄島の遺骨収集帰還事業につきましては、昨年10月から戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会が遺骨収集を行う指定法人となり、新たな体制で事業が行われております。本年度は4回の遺骨収集派遣が行われ、合計17柱を収容することができ、2月2日に行われた硫黄島戦没者遺骨引渡式において、ご遺骨が政府に引き渡されました。

引き続き、小笠原村在住硫黄島旧島民の会と連携をしながら事業に協力をし、1柱でも多くのご遺骨が収集帰還されるよう取り組んでまいります。

また、硫黄島訪島事業につきましては、新造船で初の訪島となりますが、例年どおり実施できるよう、現在調整を行っているところでございます。

本年は小笠原諸島の日本復帰50周年の前年に当たることから、新年度からさまざまな自主事業の活動が始まり、実行委員会からの補助金交付も行われます。5月には、プレイベントとして「小笠原ヨットレース2017」が実施されます。これらの活動を通じて、返還50周年を盛り上げてまいります。

また、広報誌や記念品製作など広報宣伝の強化を図るとともに、各専門部会で引き続き実行委員会主催事業、協賛事業について検討を進め、本番の年に向け、しっかりと準備を進めてまいります。

当村の情報通信環境を支える村内F T T H網は、敷設から10年が過ぎて、宅内への引き込み光ケーブルの経年劣化等が見られることから、平成29年度は、母島に引き続き父島のF T T H網の更新工事を予定しております。この更新工事が終了しますと、現在村で事業を行っているインターネット接続サービスを通信キャリアに担ってもらうことが可能となり、プロバイダーによるさまざまなサービスの提供が期待できることから、今後通信キャリアへの移行に向け検討をしてまいります。

なお、硫黄島においては、携帯基地局の整備が進み、大手3事業者のサービスが利用可能になったと聞いております。

兄島のグリーンアノールや外来ネズミ、母島の外来アリなど、世界自然遺産の価値に影響を及ぼす外来種への対策に関しては、引き続き手を緩められない課題が山積しています。

また、世界遺産の管理に関する基本方針を示す「管理計画」の改定に、関係機関や地域の関係者とともに取り組んでいるところですが、新たな外来種を侵入・拡散させないための対策の重要性について議論が高まっています。

産業や日々の生活に密接する問題も含まれますので、世界遺産の管理と村民生活をより高度に調和させていくことが必要だと考えております。

登録5周年を迎えた昨年は、記念行事などを通じて、村内外に改めて小笠原の自然の価値や保全の取り組みを発信したところですが、個々の取り組みを村民の理解と協力のもと推進するためには、なおも継続的に効果的な普及啓発を図る必要があると認識をしております。

4月には小笠原世界遺産センターが開所し、その中の動物対処室において、獣医師を配置して動物医療の体制を整えることになりました。関係行政機関や団体とで組織をしました協議会を、村が主体となって運営することになります。ほかの地域でも余り例のない新しい取り組みとなります。それぞれに課題はございますが、「自然と共生する村づくり」の

実現を目指し、国や東京都などの関係機関とより一層連携を深めて取り組んでまいります。

児童福祉につきましては、新たな子ども・子育て支援制度のもと、それぞれの地域に合った子ども・子育て支援の充実が求められております。小笠原村におきましても、地域の子育て世帯のニーズにできる限り応えられるよう、今後保育施設の更新も含め、村の実情に即した子育て支援の充実を図ってまいります。

母島保育施設は、村民会館との合築により高台である船見台に建設することとし、村民利用時の安全性、津波災害時の避難所機能を持たせた施設として整備する計画で、平成29年度には用地買収、環境調査、地盤調査、斜面对策工事及び敷地造成工事の概略設計を行う予定であります。

高齢者がいつまでも元気に暮らしていけるよう、介護状態にならないための予防事業が大変重要でございます。要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者を対象として、介護予防と日常生活への支援とを切れ目なく提供する仕組みとして、「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。

小笠原村におきましても、地域の資源や人材を有効に活用し、村の実情に合った総合事業を実施してまいります。また、今後も第6期介護保険事業計画の着実な推進に努め、保健、医療、福祉の連携により、住みなれた島の中で安心して暮らし続けられる村の実現を目指して、小笠原村におけるケアシステムを推進してまいります。

村の健康診断事業につきましては、実施日程や受診の利便性の向上のための改善を行ってきたところでございますが、今後もさらに健診事業の充実に向け努力してまいります。

また、受診後の保健指導・疾病予防対策にもさらに力を入れていく必要がございます。平成28年度から受診者への特定保健指導の業務委託を行っております。より多くの対象者に保健指導を受けていただき、疾病予防につなげていけるよう、今後も相談しやすい環境づくりや、村民の健康維持に対する意識づけを高めていきたいと考えております。

そのほか、乳幼児健診や育児学級の母子保健事業、訪問事業、各種予防接種など、保健事業の維持のため、保健師等の専門職の安定的な確保を努めてまいります。

父島・母島及び老人ホーム太陽の郷の運営におきましては、きめ細やかなよりよいサービスの提供を目指すことから、患者や入居者の安全を確保し、職員のスキルアップを図るため、講師を招聘し、現地での研修を行うことや、内地の協力病院等の施設職員との相互派遣研修などを実施し、さらなる医療、介護、福祉連携の充実と強化を図っていくところであります。

今後も、村民ニーズや利便性の向上に応えられる方策を模索しながら、適正な施設運営を図ってまいります。

本村の農業振興において、重要な課題である農地の確保につきましては、都有地である蝙蝠谷農業団地を、暫定的な措置ではございますが、東京都が小笠原の農産物のPRのため、村内の農業者団体へ生産委託をすることにより、引き続き農地として活用しております。

今後につきましては、硫黄島旧島民への定住促進事業に配慮しつつ、一般農業者への貸し付けに向け、国及び東京都と仕組みづくりについて協議をしているところでございます。

農作物被害対策につきましては、平成27年度に新設したネズミ食害対策事業費補助金により、ネズミ食害対策の強化に取り組んでおります。また、野ヤギの全島駆除を目指す東京都とともに連携しながら、引き続き父島の野ヤギの駆除を実施してまいります。

水産業振興につきましては、水産資源を安定的に維持していくための水産物生産販売促進事業、離島漁業再生支援事業などの父島・母島両漁業協同組合への補助事業を継続的に実施しております。

また、中国船違法操業により被害を受けた父島・母島両漁業協同組合に対し、漁場の回復と安定を図るため、平成27年度に中国船違法操業被害対策事業費支援金を交付し、平成29年度まで継続をいたします。

去年は、東京・父島航路、父島・母島航路にそろって新船が就航いたしました。平成28年度は8月の繁忙期に欠航が重なりましたが、4月から2月までの乗船客数については、平成27年度と比較をして17%増加しております。新船効果により増加した乗船客数を今後も維持できるよう、海運会社、父・母両観光協会、小笠原村観光局など関係機関と協力し、集客に取り組んでまいります。

また、新船就航により、東京前泊なしで乗船可能な集客圏が拡大したため、日程的・費用的にも集客力の向上が期待できます。このメリットを最大限PRするため、引き続き新規顧客の掘り起こしに努めてまいります。さらに、リピーター向けのイベント・情報発信等も充実することで、再来訪の動機づけに結びつけてまいります。

本土では多くの宿泊施設や飲食店等で、クレジットカードや電子マネーによる決済が可能ですが、新船就航に伴い、おがさわら丸船内において、売店、レストランでも電子マネーが利用できるようになり、乗船客の利便性が向上いたしました。また、クルーズ船においては、船内の決済はクレジットカードの利用が可能です。

しかしながら、村内におきましては、電子マネーはもとより、クレジットカードが利用で

きる宿泊施設や飲食店等が依然少ない状況でございます。村としましては、これらの電子決済端末を導入する島内事業者に対し、購入経費の一部を支援することにより、観光客の利便性の向上を図ってまいります。

一方で、小笠原の貴重な自然環境を持続的に利用していくため、引き続き小笠原エコツーリズム協議会を中心に、ガイド育成制度の継続など、エコツーリズムの充実を図ってまいります。

村道につきましては、全国的に施設の老朽化対策として、定期点検や長寿命化対策が進められているところであり、当村におきましても、安全・安心を確保するため、父島東町地区の排水性舗装工事及び診療所前の舗装改修工事を引き続き実施してまいります。

なお、母島におきましては、橋梁補修工事を行います。また、母島診療所周辺を整備するため、村道認定を行い、工事設計を進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、父島では扇浦浄水場移転後2年が経過し、運転法もほぼ確立してきました。旧浄水場に整備中の第2原水調整池は、平成30年度の完成予定で事業を進めておりますが、完成により4,000トンの水が確保されます。これは、現在稼働中の海水淡水化装置2機が製造する約1カ月分に相当いたします。

母島沖村浄水場の更新につきましては、現在継続中ですが、平成32年4月の供用開始に向け、更新事業を着実に進めてまいります。

廃棄物処理につきましては、持続可能な資源循環型社会構築を目指し、さらなる焼却量の削減に向け、本土との広域連携を引き続き強化いたします。

シロアリ対策につきましては、蝙蝠谷周辺をはじめとする母島におけるイエシロアリ根絶対策を重点的に進めながら、父島では「人とシロアリのすみ分け方針」に基づき、総合対策を継続いたします。

学校教育につきましては、子供たちの学力向上を重点としながら、個性と創造力の伸長及び豊かな国際感覚の育成、子供の心を豊かにする教育の充実を図ってまいります。学校施設の整備につきましては、小笠原小中学校が築後40年以上経過していることから、校舎等の建てかえに向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

社会体育施設につきましては、父島では奥村運動場のフェンス改修及びテニスコートの周辺整備を予定しております。

文化財関係につきましては、歴史資料等の電子化など、文化財の保護・活用等の文化財行政の推進に努めてまいります。

以上、所信を述べさせていただきましたが、引き続き、これまでの施策・事業の着実な実施に向け、職員一同、不断の努力を重ねてまいり所存でありますので、議員諸氏並びに村民の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

本定例会には、「小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）」ほか議案26件、報告2件を上程しております。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

ご清聴、ありがとうございました。

◎一般質問

○議長（池田 望君） これより一般質問に入ります。

質問のある議員は、順次挙手をしてください。

◇ 一 木 重 夫 君

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 3番、一木重夫です。

一般質問の前に、3月5日に、うれしい報告がありましたのでご紹介させてください。パナソニックのキッド・ウィットネス・ニュースという、世界的な子供のビデオ製作コンテストがあるんですけど、母島のFCフォルサ母島の小学生たちの作品が最優秀に選ばれました。日本代表として、これから世界の舞台で戦うことになります。

このコンテストは、内地の並みいる小学生、名門の小学校がこぞって参加しているコンテストでございます。高校野球で言いますとPLとか仙台育英とか、そういった名門な小学校が参加している中、母島の小学校がそこで日本一をとるというのは大変すばらしいし、我々村民としても誇らしいと考えております。世界の場で母島の子供たちが活躍して、羽ばたいてほしいと感じております。

以上、報告です。

一般質問に移ります。渇水対策と特別措置法、この2本立てでいきます。

まず、渇水対策についてなんですけれども、3点提言をさせていただきます。

まず最初に、節水をして料金が変わらないシステムをどうにかしてほしいというところ
です。

現在の水道料金なんですけれども、ゼロから10立米までは一律の料金になっております。
しかし、小笠原は1人世帯が多くて、世帯の平均人数は1.74人です。全国平均は2.49人と

ということで、1人世帯の節水が鍵を握るような状況がございます。そのため、基本料金と水量料金を分けたらいかがでしょうか。

八丈島では、ゼロから10立方メートルでも1立方メートル単位の料金で設定されています。基本料金が、使わなくても一律380円徴収していて、それに上乗せして、水量料金として1立方メートル110円の料金設定となっております。

続きまして、2番目なんですけれども、湧き水をもっと積極的に活用したらいかがでしょうか。

消防団車庫下の湧き水は、結構な流量があることがわかっております。塩分濃度も、私自身測定してみたんですけれども、ほぼゼロです。蒸留水と変わりございませんでした。工事、車両の清掃、あとトイレの用水として、この湧き水をもっと積極的に活用したらいかがでしょうか。見解を伺います。

3番目です。最近の高い節水性を持ったエコな洗濯機とかトイレが販売されてございます。ここ最近の小笠原の状況は、人口も増えておりますし、観光客も世界遺産登録前に比べれば増えてございますし、これはまた増やさなくてはならない課題でもございます。また、ここ20年来、小笠原の乾燥化ということも叫ばれております。ダムの容量には限度がございます。

ここで、高い節水性能を持っている洗濯機とかトイレを購入するときに、補助制度を設けたらいかがでしょうか。

我が家も数年前に節水をということで、高い節水性能を持った洗濯機を、9万円を出して買いました。そうしたら、今まで水道料金が月額1万2,000円とか3,000円だったのが、これが6,000円になりました。半分になったんですね。9万円を出して買ったんですけれども、1年半ぐらいで元がとれちゃったという、そういう事例もございました。

本当に最近のエコ技術というのはすばらしいものがありますので、その導入を促進するためにも、このような補助制度、また、そのような予算もあると思います、また財源もあると思いますので、有効に活用をしていただければなと思います。

続きまして、2番目の特別措置法についてでございます。

先月、我々小笠原村議会で奄美群島に視察に行きました。その目的は、奄美群島振興開発特別措置法の新たに創設された交付金制度の中身についてでございます。いろんな取り組みが奄美でされていたんですけれども、その中で際立っていたのは、ソフト事業として自由に地元が使える予算制度の創設、それが交付金制度の創設なんですけれども、この交付

金制度を創設して、奄美群島は、そのソフト予算は3倍以上になりました。今まで毎年6億円だったのが、それが20億円を超えるような予算に倍増されました。

その使い道なんですけれども、LCCバニラエア、飛行機の参入にその予算を使ったり、あとJALや、あと船賃の軽減のために使っております。

その効果も聞いてきたんですけれども、過疎化に歯止めもかかっておりますし、有効求人倍率が0.3から0.6に上がったという、そんな話も聞いております。この交付金制度の創設によって、奄美群島の振興がより一層図られたという状況を視察してまいりました。

この交付金制度の創設のために、政治的な取り組み、または行政の取り組み、この2つの取り組みが融合して、この交付金制度ができたとお聞きしました。

まず、政治的な取り組みはどのような取り組みがあったかといいますと、これはもともとございましたけれども、自民党に常任委員会が設置されてございます。小笠原もたしか前回は、自民党の中に小委員会を設置していただいていたと記憶してございます。奄美は、その規模もございますけれども、常任委員会の中にございました。

また、これは大変驚いたんですけれども、公明党の中にも委員会を設けていただいていたという取り組みがございました。

さらに、毎年2回、市町村の代表と、あと市町村議会の代表、また、その奄美の市町村の事務組合のトップ、この3者が毎年2回、国土交通省の大臣と、あと財務大臣に陳情に行っていたという、そういうお話も聞きました。

また、行政的な取り組みとしては、その法律の変わる2年半前に、奄美群島の市町村会の人たちがビジョンをつくろうということを決めたそうでございます。県から押しつけられるビジョンなんか嫌だということが原動力だったと聞いてございます。2年半前に行政の枠組みの中でそういう決断をして、法律改正の2年前から住民を集め、また、そこにコンサルタントを入れないで分科会をつくって、住民を交えた成長戦略ビジョンを作成したそうです。

また、国土交通省に職員を毎年派遣しているという状況をお聞きしました。

また、奄美にも小笠原と同様、特別措置法の審議会がございますけれども、この審議会委員への働きも積極的に行っていて、ビジョンづくりにもこの審議会委員に加わってもらって、やってもらったという、そういうお話も聞きました。

まさに政治と行政が一体となって取り組みを行って、この交付金制度を創設し、また、創設しただけではなくて予算も増やしていった、本当に素晴らしい取り組みがなされたと考

えております。小笠原も、今後、政治、行政が一体となって、働きかけをもっともっとや
っていくことが必要ではないでしょうか。

また、交付金制度を小笠原も創設して、予算を増やし、おがさわら丸の運賃をもっともっ
と安くして、また輸送費の支援の拡大をもっともっと増やしていく、そういうような取り
組みを今後やっていく必要があるのではないかと、私は感じております。いかがでしょう
か。

残りは自席でやりたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 一木議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

2つのご質問がございました。

まず初めに、特別措置法についてのことでございますが、先ほど所信でも申し述べさせて
いただきましたように、現行の特別措置法が平成30年度末にその期限を迎えることから、
国、都、村による改正・延長に向けた検討作業が、平成29年度から開始をされます。

また、次期特別措置法は復帰50年後の最初の法律となり、その意味では、次の改正・延長
の持つ意味は重要であり、現行の法律の成立要件や目的のほか、新たな仕組みを検討する
絶好の機会でもあると捉えているところでございます。

先ほど議員から、前回の法延長の際の奄美諸島の取り組みが紹介されました。奄美諸島と
小笠原諸島は、特別措置法が施行されている点では共通しておりますが、地理的、地勢的
な地域性の違いのほか、強制疎開の有無などの歴史的な違い、また特別措置法の対象町村
の数が複数か単独かの法律上の違い、さらに取り巻く政治的環境の違いなど、その背景に
ある状況の相違点は多くございます。

私どもは、そのことを踏まえた上で、当村の置かれた環境、取り巻く状況の中で、特別措
置法の改正・延長に取り組んでいくこととなりますが、ご紹介いただいた奄美諸島での取
組みの示唆するところは、私どもも特別措置法の改正・延長に対する意志と熱意をしっ
かり伝えること、そのことに尽きると思うわけでございます。

復帰50年後の村の目指すビジョンは、既に総合計画に示したとおりであり、それに即した
具体的な振興開発のあり方や方向性は、現在鋭意作業しているところでございますが、そ
れらの材料を議会と共有するとともに、議会と一体になって、来年度から始まる特別措置
法の改正・延長の要望活動に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

渇水対策につきまして、幾つかのご提言をいただきました。具体的な内容、ご質問の答弁

は担当課長にさせますが、冒頭の所信でも触れさせていただいたように、父島・母島は昨年以來降雨量が少なく、深刻な水不足に陥っております。毎日の放送や村民だより臨時号による節水の呼びかけ、商工観光業、小笠原海運等の民間事業者、官公署への協力要請を行った結果、水道使用量は約15%減の節水につながっております。

また、水源の確保につきましても、農業者のご協力により、農業用水からの取水を行っているとともに、皆様のご理解をいただき、海水淡水化装置も稼働させております。

引き続き節水にご理解とご協力をお願いするとともに、海水淡水化装置の増設も視野に、水源の確保に努め、まずは、このたびの危機を乗り越えたいと考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 1 番目の質問についてお答えいたします。

当村の水道料金は、使用水量10立方メートルまでは基本料金として条例で定められています。現在、都内15水道事業者のうち、当村同様、使用水量10立方メートルまでを基本料金としているのは5事業者です。また、使用水量ゼロ立方メートル、1立方メートル、5立方メートルに区分して、それぞれ基本料金を定めている自治体もあります。

今後、他の自治体も参考にしながら、節水努力が報われる仕組みや、コストに見合った負担になるよう、水道料金の見直しを、検討してまいりたいと考えております。

次の質問ですが、工事で湧水を積極的に活用したらとのご提案ですが、まず、工事で大量に水を使用するケースはコンクリートを練る場合ですが、プラント設置業者は独自に天水、井戸水を確保して対応をしております。

今後の工事で湧水の活用が可能な場合は、工事業者にも指示し、活用していくよう配慮してまいります。

なお、車両の清掃、トイレ用水などへの活用につきましては、先日官公署で周知いたしました。今後、村民だよりでも広報してまいりたいと考えております。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 一木議員ご質問の3つ目の、高節水性のエコ機器購入費用に対する補助制度導入について答弁いたします。

村は、今回の渇水に対応するため、昨年10月に渇水対策本部を設置して、庁内で業務を分担しながら、対策マニュアルに従い、順次対策に当たっております。これまでの過程で、村民からありました提案や意見で、中長期的な課題としたものもあります。

議員ご提案のこの件につきましては、中長期的な視点での渇水対策と受けとめており、今後これまでの対策を整理、評価し、今後の対策を議論する際に、どのようなことが可能であるかということを検討させていただきたいと、そのように思っております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） それでは再質問に入ります。

まず渇水対策、1番目の料金の制度の見直しの部分は、前向きな答弁をもらいましたので、ぜひご検討をお願いします。

続きまして、2番目の湧水の積極的な活用なんですけれども、先月2月7日に、村民だよりの渇水対策の特別号が配られた直後に、奥村の職員住宅の工事で、高圧洗浄機を使った塗装を落とす工事を実施したと聞きました。私はその話を聞いたときに、上水は使っていないだろうと、湧水を使ってやったんじゃないかと、村民にまずはそういう説明をしたんですけれども、その後、建設水道課に確認をしてみたら、「上水を使いました」というお話がありました。

何でこのタイミングで上水を使わなくちゃいけないことになったのか、まずご説明をお願いします。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） ご指摘の工事は奥村職員住宅3号棟外壁改修工事で、外壁及び屋根の塗装を落とさなければ次の工程に移れないこと、また内地から塗装職人を呼んでいたこともあり、工事を進めております。

なお、塗装を落とす工法として、高圧洗浄機の使用を、必要最小限の水利用を条件に、工事請負者に許可をしております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 村長に伺いたいんですけれども、このように村民に節水を呼びかけているさなかに、このように上水を、5立方メートルでしたか、使ったということについて、村長の見解を伺います。

○議長（池田 望君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） このご質問のあった件についての担当課のそのときの判断、処置については、今答弁があったとおりでございますが、危機意識の考え方が足りないということの一つ、それに尽きると思っております。

この時点では、今ほど切迫したということがなかったかもしれないけれども、我々がいろ

いろな対策をとり、村民に負担をお願いするということに考えなければいけないのは、同じ気持ちになってやるということなんですね。ですから、判断が間違っていたと一概には言えないけれども、議員からご指摘もあったように、もっとほかの方法はなかったのかということでございます。

それは湧水の活用、それ以外のこと、そういうことを検討した上で総合的に、まだこの判断をしたというならば、この時期にでも、村民の皆さんに、こういうことでございますということは申し上げられるわけですが、今回の場合、そこまでの検討をどうやらしていなかったということもありまして、これは今後の課題として考えていきたいと思っております。

それから、今回湧水になって初めて、いろんなことに気づかされたことが多々ありますので、先ほどの料金体系のこと等につきましても、まずこの湧水をしのぎ切った後には、総合的にいろんなことについて考えてまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 今回このような指摘をしたところではあるんですけども、一方で、すばらしい取り組みもお聞きしました。2月25日に、診療所の雨水タンクがなくなったということで、隣の消防車庫下の貯水タンク、20トン入っているんですけども、その水を消防団の可搬ポンプを使って、消防団がその雨水タンクに湧水を移したと。それで今現在もトイレの水として使っているという、そういうすばらしい、本当にこれは取り組みだと思っております。

ぜひ庁内で知恵を絞って、今後とも節水に努めていただきたいと。また、その節水を呼びかける、まさに村はリーダーなので、住民に指導のほど、よろしくをお願いをしたいと思っております。

続きまして、特別措置法の再質問に移ります。

村長にお聞きしたいんですけども、村長という立場は政治的な動きもございますし、また行政の長としての立場の、そういう動き方もあろうかと思えます。先ほど奄美群島の取り組みを紹介したんですけども、まず最初に、政治的な取り組みとして、今後どのようなやり方を考えていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） ご質問に際して、一木議員からる奄美の取り組みについてのお話が

ございました。私も今14年目を迎えておりますので、全国の離島の会合も含めて、各自治体の皆さんの悩みとか、いろんなことを聞いております。

私どものところは、先ほどの答弁もいたしましたが、それぞれが置かれた事情が違う中で、私たちは私どもなりの政治的な動きをしてまいってきたつもりでございます。そのことは、いわゆるやり方とか、それが違うだけであって、政治的な国会の先生方とか皆さんに、協力、ご支援をお願いするという方向は変わらないと思うんですね。私は、決して小笠原村がそういう意味で、今の私どものやり方が劣っているとは思っておりません。

議員のご質問の中にありましたように、必要なときは小委員会という形で自民党の中にも小笠原のことをやっていただいたり、サンゴのときを思い起こしていただければ、自民党だけではなくて公明党にもうちの委員会をつくっていただきました。そのように、ポイントポイントというよりも、課題ごとにきちっとお願いするところはしておりますし、まず特定の地域の名前をかぶせて応援する会というのは、そうできるものではないと思っています。

こういうことを冷静に判断していただければ、私どもの政治的な動きが、決してほかと劣っているところはないと思うんですよ。ただ、それでよしということはないと思いますし、それぞれがやっている、その皆さんの努力というのは絶えず見させていただいて、我々の中に、必要なものはきちっとそれを、我々もこうしたほうがいいのか、勉強になるものは受けとめて、これからは議会、特に外交的には議長と一緒にということになるんですが、磨いていきたいと思っているところでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） まさに村長の今おっしゃった小笠原を応援する会というのができているというのは、ものすごい大きな力だと私も感じております。国会議員の先生のお力をおかりして、政治的にもこれから村議会一体となって、がんがんやっていければと感じております。

一方で、我々、佐々木幸美議員という公明党とのパイプがございました大変力のある政治家を失ってしまったという現実もございます。公明党とのパイプをより一層つないでいく、維持していくというのが大事かと考えております。

また一方、政治的な取り組みのほかに、行政的な取り組み、奄美では住民を交えた分科会をつくって、丹念にプランを練り上げていって、すばらしいビジョンをつくったということがございました。これについては、村長、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 多分よって立つ手法は同じだと私は思っているんですが、私どもが先般つくりました村の総合計画、これに次の5年の特別措置法の年次も含まれるわけですが、ビジョンとしては既に村の総合ビジョンをつくっておりますが、そのときに多くのこと、アンケートもあれば、村民の方の意見聴取もいただいて、作り上げてきたものでございます。

現在、企画のほうでは、内地での島っ子の同窓会ですとか、これからの小笠原の村づくりに、子供たちはどんなことを考えているのか、大学とか社会人として東京に出た子供たちが、これからの小笠原村にどんなことを考えているのかとか、そんなことも、現在毎年1回ですけれどもやったりして、いろんなビジョンづくりのための村民参加は既に終わってしまっていて、目の前のことではなくてビジョンですから、これからどうやっていくのかということについては、考えられる範囲でそういうこともやりながら、次のことは考えていきたい。

ですから、その奄美の具体的なやり方がどの程度のことというのは、私はわからないんですが、手法としては、考え方としては、多分一緒なんだろうと、村民の意見も聞いていくということですね。計画ですから、取りまとめは結局行政がきちっとやらなければいけないわけですよ。それは村、都、国という、順番的なことではいろいろありますけれども、そういう意味で、私どもが、村民の皆様、地域の皆様の意見を聞きながらということに配慮がないというふうには思っておりませんで、また、そこをきちっとツボとして押さえていくことが大事なことで、私は思っております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 奄美のビジョンづくりは、当然その奄美群島12市町村には、それぞれ総合計画がございます。奄美のビジョンがすごいなと思ったのは、その総合計画を全部網羅的にまとめていったわけじゃないんですね。振興というところ、特に産業の振興というところに特化をして、総合計画とはまた別にビジョンをつくっていったんですよね。

だから、奄美の成長戦略ビジョンにはエネルギーのことは入っていないんですよ。だから、より精査して行って、この特別措置法の中のこういう部分で特化してやっていくんだという、また新たなビジョンを総合計画とはまた別につくっていったんですよね。それが、またすごい評価できる点だと思ったんですよ。

その点については、村長、どうですか。

○議長（池田 望君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 最初の答弁が漠然だったかもしれませんが、地域地域で置かれている、抱えている課題が違うということだと私は思うんですよ。それだけ、特化してそれをやらなきゃいけないだけ、切迫しているんじゃないでしょうか、と私は受けとめます。

うちがそういう案件があるとしたら、同じようなやり方をすると思うんですね。でなければ12市町村がまとまりませんから。だから、今、産業振興、村のそれぞれの自治体の振興の中でも、そこに特化してやらないと、このままではやっぱり立ち行かないぞというようなところが、切迫した課題としてお持ちになって、そういうことだと思いますので、そういう姿をやっぱり見て、うちはうちに参考にできるような形のことを考えていくべきであろうと、このように思うところでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） まさに、その切迫している中身が、私は今回の返還50年のときの法改正にはあると思っていまして、前から訴えている土地問題、あと特別賃借権の課題、硫黄島の課題、これはまさに切迫している課題であって、これに特化して、もっと明確なビジョンをつくっていかなくちゃいけないと思っているんですけども、最後そこだけお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 私が旧島民でもあるという立場、母親は硫黄島の出身でございます。父島、母島、硫黄島もそれぞれが、帰島促進事業があっても、24年間の空白の間に内地に基盤を築いてしまった人たちは、帰島することを、選択肢を選ばなかった。それから、帰島の選択肢を選んだ方も父島、母島で、硫黄島の方でも、少しでも自分のふるさとの近くに住みたいということで帰島された方もおられます。

昭和59年の、島民は硫黄島への帰島困難という政府の決定、このことが、そもそも今一木議員がおっしゃったことをどういうふうこれから展開していくかというときにとって大変な課題になります。大変な課題ということは共通認識だと思いますが、一朝一夕にこれが解決するだろうかということについては、大変見通しは明るくないなと、難しいんだろうということは思っています。

難しいだろうと思いますが、以前もお答えしたと思います、次の子供たちに、いつまでもこういう戦後といいますか、日本に復帰し、返還になってからの課題を残してはいきたくないなと。できるだけ自分たちの間に、特に私は旧島民という星のもとに生まれてい

ますので、何とかそういうこれからの小笠原のためには、そこはクリアをしたいなど、これは以前にもお答えをしたとおり、それが正直な気持ちでございます。ただ、なかなか難しいだろうという所感は持っています。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◇ 清 水 良 一 君

○議長（池田 望君） 次、質問のある議員は。

清水良一君。

○1 番（清水良一君） 1 番、清水良一、よろしくお願いします。

今回はエネルギービジョンの進捗と来年度の方針についてということで、この1 点に絞らせてもらって質問をさせていただきたいと思います。

現在、当村では水不足ということで、かなり渇水で、非常事態に入っているんじゃないかと思うんですが、渇水対策として、貯水率を村が毎日のように何%、そして何トン使ったのかを毎日放送していただいています。それによって島民の節水意識というのはかなり高まっていて、先ほどの一木議員の質問と村長のご答弁の中で、15%ぐらいの削減が図られていると。これは、もうひとえにやっぱり数字を提示しているということが、かなり大きな要因ではないかと思われます。

また、そういうことで2月28日と3月1日には水の使用料が500トンを超えた。そして、さらに一昨日3月5日にボニートマーケットというイベントが行われましたけれども、その中で、「じゃ、500トンじゃなくて400トンも切ってみようじゃないか」というような呼びかけも起こりました。

さて、今年度、一貫してエネルギー関連の質問をしてきたわけですが、執行部の皆様と一緒に、実際に村の施設が何キロワットの電気を使って、何キロワット削減できたのかという数字を追いかけてきて、意識して節電・節エネルギーを推進できたんじゃないかと思います。

お手元のほうに要約版を配らせていただきましたが、平成26年に小笠原エネルギービジョンというすばらしいものをつくって、実現に向けていろいろなことを村でやっておられるのを見てまいりました。

ただ、実現に向けて今まで何をしてきたのか、振り返りがまだちょっと少ないんじゃない

かと。そして今何ができるか、そして、これから何に力を入れていくべきか、そういう今までやったことの数字的な検証をもとに、これからどこに力を入れていけばいいのかというのを、そろそろ検証するときではないかと思うわけです。

特に去年の6月の定例会において、エネルギーに関する質問をさせてもらったんですが、執行部の答弁としまして、まずはエネルギーに関する連絡会を設置する、また導入済みの太陽光発電設備の運用実態を調査するという答弁をいただきました。

今まで村が実施してきた取り組みの総合的振り返りが必要であると改めて思うわけですが、取り組みの結果と進捗状況、そして来年度の方針をお伺いしたいと思います。

また、村長の所信表明で今日聞かせていただきましたが、残念ながらエネルギーに対しての施策が余り述べられていなかったように思われます。村民の安心・安全が現在外から来る石油やガスなどに頼っている現状のエネルギー政策と、この島でつくる太陽光発電や再生可能エネルギーとでは、どちらがより安定的で、どちらがこの島によりふさわしいエネルギーなのかの所信をお伺いしたいと思います。

あとは自席で行いたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 清水議員のご質問に答弁をさせていただきます。

エネルギー関連のご質問をいただきました。個別具体的なお質問については担当課長に答弁をさせますが、改めてエネルギー政策に関する基本的な考え方を述べさせていただきます。

村民の安全・安心な生活を保障することが村としての責務でございますので、電力をはじめとしたエネルギーの問題については、まず安定した確保ということが重要だと考えています。その意味では、技術的な面をはじめ、発電事業者に担っていただいている部分が極めて大きいということをご理解をいただけるかと思います。

だからといって、村が何もしないということではなくて、エネルギービジョンでも短期的な取り組みとして位置づけられたことについては、きちんと実施をしていくということ、その先どうしていくかという中長期的なことについては、費用対効果も精査しながら、実現可能な取り組みを見出していくことが必要と考えております。

そのあたりは先ほどの個別具体的なお質問とあわせて、具体的なことについては担当課長に答弁をさせます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） ご質問いただきました内容についてお答え申し上げます。

まずは、6月の定例会でお答えを申し上げました連絡会について報告申し上げます。

昨年定例会でも、その際も申し上げたんですが、まずは関係する機関等との情報共有、意見交換の場を持つために、エネルギー対策情報交換会という名称で、1月に開催をいたしました。

内容としましては、東京電力のほか、国や東京都、学校関係などの公共機関の方に集まっていたきまして、村のエネルギービジョンですとか、省エネ・再エネに関する取り組み状況をご理解いただいた上で、各機関の取り組みについても報告をいただきました。再生可能エネルギーの導入に当たって、村が考える課題についても共有をさせていただいて、特に関係の深い機関については、今後も継続的な協力をお願いしたところでございます。

次に、導入済みの太陽光発電設備の運用実態について調査をするというお答えを申し上げたところですが、お手元に、平成27年度の主要な太陽光発電設備について月別の発電量を集計したものをお配りしているかと思います。まず一つ、運用実態の調査ということに関しては、毎月電気工作物の保守点検という業務の中で、こういった数字が拾われているというものが集計をしたということが一つの取り組みになってございます。

その結果ですが、数字の中にゼロが並んでいるところなども見ていただけたと思いますが、診療所や母島小・中学校などにおいて、数カ月にはわたって発電がされていない期間があるなど、維持管理上の課題があるということ、これも前回もお答えしていますが、ご説明をしましたが、そこを再確認したというところもでございます。

一方で、以前の定例会で総務課のほうからお示した主要施設の電気使用料との比較で、どのくらい効果があるものなのかという数字も少し出しています。もう一枚お配りしているほうで、設置効果の試算という資料になります。

こちらを見ていただくと、右側のほうの太枠で囲んだところを見ていただきますと、実際の使用量に対して太陽光発電で発電した量がどのくらいの比率になるのか、それを仮に全部電気料金に置きかえた場合、幾らぐらいになるのかという数字を出したものです。

ご覧になっていただきますように、福祉センターに関しては、電力量で6.6%、金額にして推定30万4,000円程度、診療所は、電力量では6.9%、推定45万3,000円程度、扇浦浄水場では、電力量で17.7%、推定61万4,000円程度、母島小・中学校は、電力量では23.5%で、推定80万1,000円程度、そういった試算になっております。いずれも平成27年度1年間での数字になります。

ただ、この数字について、もちろんコストとの比較検討が必要だということで、同じ表の左のほうに、初期費用、維持管理費用、修繕費用についても、今日までのところで把握できた部分に関しては入れさせていただいております。

初期導入のコストに関しても、いろんな製品について新しく出ているものもあつたりしますから、導入時の条件によって異なってくると思いますし、実際この小笠原という島に応じた本当の耐用年数と呼ばれるものがどの程度なのかということも、もう少し長いスパンで見る必要があるのかなというふうに思っておりますけれども、ただ、やはり初期導入の費用なんかと簡単に見比べていただいても、経済性だけを考えると、やはりそう簡単にすばらしいものと言い切っていいわけでもないのかなというふうには考えて、改めて感じたところではございます。

いずれにしても、現在導入済みの施設については、維持管理を効率的に実施しなきゃいけないということではございますので、それと加えて、今後の導入に向けてもより細かく、どういうふうに導入するのがいいのか、どうすれば効果的なのかという検証が必要かなというふうに考えております。

今後の方向性についてですが、情報交換会においては、複数の機関から、今後の公共施設の建てかえに際しての太陽光発電設備の導入の可能性についてもお聞きすることができました。それぞれ予定の部分はあるかと思っておりますけれども、村で導入するだろうと思われる部分と、含めたものを合算していくと、父島での余剰的な接続容量として、昨年東京電力からお示しのあつた215キロワットという枠は、おおむねそういった公共施設での利用で埋まっていく可能性もあるかなというふうに思っております。

来年度は、既存施設の維持管理がうまく回るような仕組みを考えるとともに、新たな施設の導入を検討する際の材料としても、庁内で情報共有を図ってまいりたいと考えております。また、維持管理の課題などについては、他の機関とも共通の部分もあろうかと思っておりますので、適宜情報交換を継続しまして、島内全体で最適な形で導入が進むよう取り組みたいと考えております。

以上になります。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

再質問ということで、最初は細かい部分で確認をしていきたいと思うんですが、まず、ただいま深谷課長のほうからエネルギー対策情報交換会を1月に開かれたということを聞き

ました。これは、皆さんに配らせていただいたエネルギービジョンの中で、一番最後のほうに実施体制ということで、エネルギー協議会というのをつくったらいいんじゃないかということが出ているんですが、この対策情報交換会とエネルギー協議会というのは同じものだとして理解してよろしいのか。

また、最も関係の深い団体ということで、東京電力パワーグリッドが挙げられるかと思いますが、実際問題、この東京電力にはかなりおんぶにだっこの電力事情というのをわかっております。本当に逆ざやで、島民としては頭の下がる状況なんですけれども、この団体がこのエネルギービジョンに賛同していただいているのかどうかをちょっと確認したいと思います。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） まず、この情報交換会の位置づけに関しましては、前回定例会でご質問いただいたときに申し上げたように、ビジョンで掲げているような民間団体等を交えた協議会というには少し時期が早いというか、具体的にどういうことを議論できるのかという情報の整理もまだできていないだろうということで、村が短期的にも掲げている公共施設の部分にかかわる官公庁、あるいはおっしゃっていただいたような東京電力というところで、まずは情報交換を行ったというものでございます。

東京電力が、この村のビジョンについてご理解をいただいているかどうかということに関しては、少なくとも短期的なところで、公共施設について太陽光発電施設を設置していく、それについては、やはり系統に接続して運用していくのがいいんじゃないかというようなお話をしたときには、昨年度は数字が上がった部分のことを早々に情報提供いただいたりとか、こちらの考えを理解して、情報交換に応じていただいているのかなとは思いますが。

ただ、ちょっと長期的な部分で書かれているような内容については、具体的にどうなのかというところまでの議論をさせていただいている段階では、まだないかなと思っております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ただいまの答弁で、一番キーなポイントというのは、東京電力の対応なんじゃないかと思います。恐らくこのエネルギービジョンを作成するに当たっても、東京電力の協力がなければ、こういうものはできなかったんじゃないかと思いますので、今後とも東京電力と親密な関係で話を進めていっていただきたいと思うんですが、実際問題、前所長に聞いたところによれば、はっきり言えば自然エネルギーにかかわってくれるこ

とのほうが、東京電力としては非常にありがたいという話を聞いております。

ぜひ東京電力と組んで、より進めていただきたいと思うんですが、それと、あともうちょっと細かい点で聞きたいんですが、先ほど太陽光発電について、どのくらいの電力、想定節電ができたかというようなことをご説明していただいたんですが、これは今、村の施設では、恐らく買うキロワット単価、それから売るキロワット単価というのは違うんだと思います。通常の太陽光を導入した場合はそういう形に、太陽光を推進する上で、高く買ってくれているということなんですが、実際問題今の村の施設でどのくらい売っているのか。買っているほうはこの前の資料でわかっているんですけども、幾らで売っているのか、ちょっとそれを確認したいんですが、わかりますでしょうか。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） 結論からいうと、ちょっと今手元にそういった数字はないんですけども、買ったときの通常家庭にも入るような伝票と同じように、売電をしたときの伝票というものも存在するので、それを集計することは可能だというふうに思います。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1 番（清水良一君） ありがとうございます。

ぜひ幾らぐらい売れているのかというのは捉えていただきたいんですが、通常ですと、大体今村民は、大体キロワット当たり22円ぐらいで購入しているようです。先ほどの深谷課長の太陽光発電設備の設置効果試算ということで、やはり電力の使用量によって値段が随分変わっているみたいですが、大体おおむね15円から26円の間で買っているようです。平均で20円ぐらいで買っているみたいなんですが、恐らく売電のほうは、その契約の年度によって違うみたいなんですが、30円ちょっとで売っているんじゃないかと思います。

だから、昼間、節電すればするほど、高く売り上げが上がっていくということになっていくわけです。そういったこともやっぱり担当者レベルで知っていかなきゃいけない部分かと思うんですが、深谷課長から、この最初の太陽光発電設備、発電量キロワットアワーということで、施設別に月別の平成27年度の数値を出していただいたんですが、ご答弁にもありましたが、診療所で6カ月、母島小学校で4カ月故障して、そのままになっていたというのが、どうも民間から考えるとちょっと信じられない数字でございます。

これはどういうふうな、経常的な維持ということで、管理コストということで1万8,200円、どこか電気工事保守点検委託をされているんだと思うんですが、そういったところからそういう情報というのは、随時入っているんじゃないかと思うんですが、実際なぜ6カ

月、4カ月放置になっていたのか、その辺を具体的には、わかる方はおられますでしょうか。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） この表を集計したときに、建設水道課の電気技師というか担当の職員といろいろ情報交換をした中で、ご説明できることをお話ししたいと思いますが、今ご指摘あったように、毎月1万8,200円の維持管理コストというのが1施設ごとにかかっていますが、これは表の下にある※2の電気工作物保守点検委託費というものにかかっている費用でございます。

ただ、これは基本的には法定点検というか、きちんと電気工作物が安全に保守されているかどうか、使える状況にあるかどうかというのを点検するものでございます。その報告というのは、もちろん建設水道課を経由して庁内に回るんですけども、どうしてもその太陽光発電施設という、その業務全体の中の一部の目的に絞って状況を把握するということができなかったのかなと思います。

先ほどご報告したように、数字をこうやって拾い、前々回の定例会のご指摘も踏まえて数字を拾い始めてみると、やはりそういう状況が毎月一応わかるということなので、そのわかった後でどういうふうに、庁内で技術担当のほうとも相談しながら、どういう対応ができるのかというのは、今までよりはきちんと話をしていけるようにしたいなというふうには思っております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） このエネルギーに関して、今までかなり努力をされていた増山さんがやめられて、増山さんは相当詳しかったんだと思うんですが、そういった意味で、次の方たちになかなかその技術が渡っていないような感じもあるので、ぜひそういった方を育てていただいて、担当者を、どなたが担当しているかというのを明確にさせていただけたらいいかと思います。こういうことがないように、ぜひお願いしたいと思います。

深谷課長からもいただいた資料を並べて、ちょっと比べてみようと思ひまして、表にさせていただきました。村民の皆様もテレビで見られているということで、資料が多分行かないんじゃないかと思うので。

この電気について、頭の中にキロワットだとかキロワットアワーだとか、非常に何かわかりにくくて、一体自分らがどのくらい使っていてどうなっているんだというのがわかりにくいと思うので、ちょっとわかりやすく説明させてもらいたいと思います。太陽光発電

導入において、一般に年間の発電量、発電売り上げなどシミュレーションするのだが、ちょっとこれを説明しますと、奥村交流センターが今20キロワットの発電パネルを置いているわけですね。それから診療所、その他が50キロワット、大きいです。そして福祉センターでは10キロワット。それから母島小学校も大きい50キロワット。そして扇浦浄水場では20キロワット。主要なソーラーパネルの施設で今150キロワット、実際はもうちょっと多い、ほかの細かいところもあるかと思いますが、施行年月日というのを一応課長のほうから聞きて、診療所は平成22年3月、7年目、それから福祉センターは18年目、そして母島小学校が10年目、そして扇浦浄水場が2年目ということになっています。

導入コストということで、診療所は4,800万円、母島小学校は5,700万円、扇浦浄水場が1,600万円。これはただこう聞いていると、何だか高いんだか安いんだかわからないんですが、これをインターネットで調べてどういうふうに考えればいいかということで、キロワット当たりどのくらいかかっているかというのを頭に入れるとわかりやすいそうです。

キロワット単価、これについては工事費が入っていないらしいですが、ちなみに先ほどお話しした増山さんのこうもり亭の例もここにちょっと書かせていただいたんですが、増山さんのところも5キロワットで7年目ということなんですね。増山さんのところは大体約350万円ぐらいかかったと。その辺も正確な数字はわかりません、大体ということなんですけれども。

このキロワット単価を見ますと、7年前の診療所では96万7,000円、そして10年前の母島小学校では114万6,000円、それから扇浦浄水場、2年前では81万4,000円、7年前のこうもり亭では70万円で、大体導入を図ったということだそうです。これを見ると、やっぱり新しくなると費用がだんだん下がっているというのはわかるので、本当に、随時これからどういうふうに変わっていくかというのは見据えながら、次の導入を図っていかなきゃいけないなというのを感じました。

そして次に、27年度発電量ということで、深谷課長のほうから答弁いただいたんですが、扇浦交流センターが年間のキロワットアワーですね、キロワット、どのくらい発電したかというのがここに書かれています。ただ、これを見ても、一般の方も非常にわかりにくいんじゃないかと思います。

これもどういうふうに見るかというのと、例えば1キロワット当たりどのくらい年間に発電しているのかというのを、ちょっとインターネットで見るとすぐわかるんですけども、20キロワットというのはどのくらいの発電量があれば正規に動いているかというのを、各

施設の担当の課長がおられるんですが、これは数字がなくていいんですけれども、大体どのくらいだというのを把握している方はちょっと手を挙げていただきたいと思うんですが、この辺、幾らぐらい発電すれば大丈夫だという。

私も本当にわからなかったので、増山さんにちょっと聞きましたら、大体普通内地では、このキロワットに1,000を掛ければ大体出てくると。小笠原の場合は非常に効率がいいそうなので、1,100から1,200。増山さんのところでは5,800キロワットから6,000キロワットを今つくっているそうです。そうしますと、5キロワットでいくと1,200ぐらい掛けると1年間の数字が出るわけですね。

それで計算しますと、例えば、ちょっと低目に考えて1,100と考えますと、多分奥村交流センターは年間2万2,000キロワットできれば、大体正常に動いているだろうと。そして、診療所では5万5,000キロワット。それから、福祉センターでは1万1,000キロワット。福祉センターは、深谷課長の話によると、一度も何もしていなくて正常に動いていることで、実際問題見ますと1万1,538キロワットということで、その推定値よりも多く発電しています。それから、母島小学校についても、50キロワットなので5万5,000キロワットぐらいは欲しいと。それから、扇浦浄水場についても新しいということで、20キロワットなので1,100を掛けると2万2,000キロワットなんですけれども、何と2万8,852キロワット、新しくなればやっぱり性能もよくなるんでしょうか。そういうことで、このぐらいは発電していないとおかしいぞと。

過去に、今回平成27年度しかなかったんですけれども、平成26、25年を検証していただきたいと思うんですね。先ほど4カ月、2カ月休んでいたとかということで、見てみますと、本当にこれは壊れているんじゃないかなという気がする部分もたくさんあるんですが、全部で今この5施設で11万6,000キロワットつくっているという資料をいただきました。

これは150キロワットに1,100を掛けると、16万5,000キロワットぐらいは、本来だったら普通に稼働していればできていたということになります。これは、要は4万9,000キロワットぐらい残念ながら故障のおかげでできなかったということなんです。これは金額にすると幾らなのかというのは、非常に、先ほど買電と売電の値段が違うので、もし仮に買っているほうで安いほうで考えても100万円ぐらい、そして、もしこれ売るほうで考えれば、150万円から200万円近くまでいくわけです。

ということで、メンテナンスは非常に重要だし、そういう数字を捉えていくということが非常に重要だと改めて認識されるわけですが、ぜひこの部分を捉えていただいて、次

につなげていただきたいと思います。大体これの説明はこのぐらいにさせていただきたいと思います。

もう一つ、先ほどのエネルギービジョンの抜粋を、概要編をお配りさせていただいたんですが、これから何ができるか、今まで村長の答弁からも短期的なことはどんどんやっていくということをしていただきまして、本当に心強くさせていただいているんですが、この中に短期的な施策と中期的、長期的という取り組みの中の7ページに、そのことが書かれています。

短期的なものが2018年まで、もう来年ですね、来年までに大体このくらいのことはやっているのかなということなんでしょうが、ちょっとこの辺も聞きたいと思うんですが、まず7ページの上から6段目、再生可能エネルギーの普及拡大と災害時エネルギーセキュリティの強化の6段目、災害時におけるEV活用方策の検討ということが書いてあるんですが、これに庁用車への導入とか、防災拠点への充電器の設置などを書いているんですが、この辺は何かやっているのか、やめているのか、その辺もちょっと聞きたいと思うんですが、わかる範囲で。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） これについては、このエネルギービジョンをつくった後に、担当のほうで、いろいろとメーカーのほうに、どういうものがあるかとかというような調べを出したりとか、そういうことはしていたというふうに聞いておりますが、ただ、1つはコストの面とか、ちゃんと島内で車検とかができるのかとか、そういったこともあったのと、そもそもそのEVを導入したところで、石油を燃やして発電した電気を使っただけでは意味がないということで、もう少し余剰の電力が生まれるくらいに太陽光が進んでからの話だろうということもあって、現在は特に具体的な検討は行っていないというのが現状です。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

そこで、またもう一つ、総務課のほうから資料をいただいたんですが、扇浦交流センター太陽光発電稼働設備稼働状況、平成29年3月7日という資料をいただきました。これは、非常に何かわかりにくくて、よくわからない部分がたくさんあるんですが、この施設がたしか10キロワットだったと思います。この10キロワットというのは、大体今の説明ですと、年間1,100を掛けると、福祉センターと同じですね、1,100キロワットぐらいは1年間にできるだろうという施設だと思います。

この施設については、系統とつなげる容量がないということで、初めて独立系という蓄電池とともに設置したわけです。これは非常に今後の大きな指針になるんじゃないかと思って期待はしていたんですが、実際問題これを見ると、発電量がどういう数字なのか、大体月当たりだと、10キロワットの100倍で1,000キロワットぐらい、先ほどの福祉センターと同じ、大体この4月に1,468キロワットと出ていますから、1,000キロワットぐらいは発電するはずなんです、この発電量キロワットというのはどういうふうに見たらいいのか。

それから、あと蓄電池、充電電池の電力量ということなんですが、これはたしか蓄電池が8.9キロワットアワーの蓄電池を入れたと。8.96キロワットまでしかためられないはずなんですけれども、このキロワットはどんどん蓄電池に入れているけれども、実際どうなっているのかというのがまだわからないということと、それから、また購入量キロワット、これは大体月400から500キロワット、これは蓄電池を入れていないときもほとんど変わらない形だったと思います。これを見る限り、恐らくこの10キロワットの電気はほとんど使われていないというふうに思われるわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 清水議員から今ご指摘の施設ですけれども、扇浦交流センター、そこに備えました太陽光発電ですが、発電容量10.2キロワット、蓄電容量8.96、そういった施設です。

資料をお配りしましたけれども、昨年の3月から、設置しました後に、その3月からのデータをこちらに記しております。平均しますと約41キロワット、年間1,100ぐらいは発電能力があるんじゃないかということなんですけれども、この表で見ますと、そこまではちょっと至ってはおりません。今後3カ月分のデータも蓄積しながら、もうちょっと様子を見ていきたいと思っております。

発電量ということですが、実は直流で入りまして、それを交流に直したものが、ここで言う発電量のキロワット数でございます。蓄電につきましては平均で31になっておりますけれども、実際にあそこで太陽光発電によって満充電で蓄電されたものの、毎月月別で出したものでございます。

それから、右のほうの購入量というのは、通常その施設の電力につきましては、東電のほうからも購入しておりますので、その購入量を記載しております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 清水君。

○1 番（清水良一君） これはキロワットとキロワットアワーの違いで、これはもう一回調べてほしいんですね。本当にキロワットアワー、どのくらいできているのか、キロワットアワーで蓄電されているのかというのをね。これは非常にわかりにくい資料だったので、私もわからなかったんですが。結局停電になった場合は蓄電池から使える電気機器はＬＥＤの照明のみ、それから別途太陽光パネルの直結のコンセントが２カ所あって、昼間は２カ所だけは挿せば使えるよと。

でも、はっきり言うと、これは使っていないんじゃないかと思います。恐らく１,０００キロワット分、年間、放電しちゃっているんじゃないかと思うんですけども、これは恐らくこれから系統につないで売るということなんでしょうけれども、去年の定例会で、無駄になるんじゃないかということで、私もＥＶをここに置いて、余った電気を充電したらいいんじゃないかという提案をさせていただきましたが、そうすることによっていざというときの、車を動かせたりとか、防災に対しての非常に厚いものができるんじゃないかと思ったんですが。

はっきり言うと、１,０００キロワット、恐らく金額にすると２００万円ぐらいになるんじゃないかと思うんですけども、そんなにならないかな。自動車１台くらい買えるぐらいは、すぐ二、三年たてばいっちゃうんじゃないかなという気がするんですが、ぜひ積極的にそういうビジョンに沿って、やれることをやっていただきたいなと思います。

もう一つ、今６番目のその下、住宅へ太陽光発電設置の補助制度ということで、これについて、今現状では系統につなぐことができないということで、補助をやっていないと思うんですが、国や東京都のほうでは、実は太陽光発電と蓄電池をあわせた形での補助をやっております。東京都では２４万円、上限ですね、国も２０万円ぐらいの蓄電池に対して補助をしています。要は、系統につなげないでも、自分でソーラーをつけて蓄電して非常用に使えるということだと思います。

こういった部分に補助を今後考えていってはどうかということなんですが、これに対して、もしご意見がありましたらお願いしたい。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） やはり補助制度があるといっても、小笠原の場合には、個人の方が導入されるとき、個人の方の例も挙げていらっしゃいましたけれども、よほどの意欲だとかインセンティブがないと、なかなか難しいのかなというふうには思うところがあります。

なので、それを村のほうでさらに補助金を上乘せしたりとかというのが、規模的にも効果的なのか効率的なのかということも含めて、ちょっと今後の課題かなというふうに思います。

○1番（清水良一君） ぜひ課題として考えておいていただきたいと思うんですが、最後に一番、このページのその他、村民参加型の勉強会ということが書いてあるんですが、これは非常に重要だと思います。深谷課長も言っておられたように、今はそういうときじゃないというのは、皆さんがやっぱり意識が低いということもあるのかもしれませんが。ぜひ村民参加型の勉強会、これを計画的にやれるような土壌を、深谷課長、担当者が決められたら、その方が主体となってやっていただきたいと。そして、エネルギービジョンの明確な担当者を配置する、そしてさらなる分析、節電をする。

その中で、今回内地に出張したときに節電機器というものを見させてもらったんですが、節電モニターというものがあります。1万円ぐらいなんですが、ブレーカーに取りつけて、実際、今何に何が何キロワット使っているかというのがすぐ一目瞭然で見られるような、コンピューターにつなげると、ある程度、月の数値、年間の数値がとれるようなものもあります。ぜひこういったモニターなどを、非常に大きな施設がありますので、そういうところにはぜひつけていただくことを検討していただきたいと思います。

最後に、村長から改めてエネルギービジョンの推進について、来年度以降の予算や、そういった部分をもう一回聞きたいと思うんですが、そして先ほどの一木議員からも、平成31年から始まる新しい特別措置法も含めて、今後どういうふうにしていくか、そして私たちは今回奄美大島に行ってきました、その若い行政マンの方たちからいろいろ説明を受けたんですけれども、本当に草の根で、そのビジョンづくりというんですか、村民とともに、行政と村民があわさってビジョンをつくり上げてきたと。それが誇りを持って、堂々と国会議員の先生たちに見せることができたというのを熱く語っておられました。恐らくこのエネルギー協議会みたいなものが、そういったビジョンづくりの一翼になるようなことになってくるんじゃないかと思うんですが、その辺も含めて、村長に最後、お願いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） まず、清水議員の議員としての政治課題といいますか、このエネルギーに対して一生懸命取り組んでいること、また勉強されているというのは、今質疑応答の中で大変感じておりまして、敬意を表したいと、このように思います。

世の中の流れとして、自然エネルギー、太陽光であれ、ほかの風力であるとか、潮流であるとか、いろんなことを使っていこうというのが世の中の流れとしてあります。また、現行政府はエネルギーミックスという言い方をしていますが、バランスよくいろんなエネルギーを駆使して、電力の確保に努めるというようなところが、やはり行政をあずかる身になると、ここのところに行き着くわけでございます。

自然エネルギーを増やしていくということについては、村のエネルギービジョンでもそういう方向を示していますように、ビジョンはつくってございますが、それがビジョンをつくったときに考えていた年次どおりに物が進むというのはなかなか、結局は現実と合った中で歩みを進めていかなければいけないというところがございます。

ですから、基本的には、今清水議員がおっしゃった再生エネルギーを広めていくということは、もう本当に当然すばらしいことではございますけれども、私ども村民生活をあずかっている以上は、村民生活に支障のないエネルギーの確保、電力の確保ということが命題になりますので、冒頭私がお答えしましたように、できることはできることからやっていくと。現在の中で、ビジョンでうたい上げてきたことを、どの辺まで中長期的なことで整合性をつけていけるのかというところを、また今後の研究課題にしまいたいというふうに思っているところでございます。

今回水不足になりまして、清水議員もご理解いただいているように、海水の淡水化装置をもっと導入しようと思うと大変電力を消費します。こういうふうな状況に陥ったときに、結局電力事業者にいろいろお願いをする、それでできないところはほかの手段で、電力もカバーしなきゃいけないというようなことにも直面することがあるわけですね。

そうしますと、その時々歩みが、いろんなことをやっぱり考えていくと、清水議員からすると、ちょっと歩みが遅いんじゃないかなと思うところがあるとは思いますが、着実に、そういう意味でも村民の生活に支障のない電力を確保をしつつ、エネルギー問題についても取り組んでいきたいと、そういう姿勢でいるということでご理解をいただければと思うところでございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 最後に、大変申し訳ございません。村長のご答弁ありがとうございます。深谷課長、ありがとうございます。

あとは本当にやるかやらないかだと思います。東京電力もやるかやらないか、そして村もやるかやらないか。もう一度本当は聞きたかったんですけども、ちなみにナショナルジ

オグラフィックのサモア島の島で、つい最近、去年の11月に報道があったんですけども、100%太陽光発電の島がありますと。それは去年やり出したばかりなんですけれども、ぜひこれも見えていただいて、実際にもう技術的にはかなりできる、可能だということで、あとはやるかやらないかで、施策を練っていただければありがたいと思います。

本当に長時間、ありがとうございました。すみません。

○議長（池田 望君） お諮りします。

暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、暫時休憩します。

（午後12時7分）

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時）

◇ 安 藤 重 行 君

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 2番、安藤重行です。よろしくお願いします。

今日、たまたま雨が降りましたが、水がないのは、私はこれが4度目ぐらいの経験かなというふうな感じがしますが、とにかく早く雨が降ってほしいと。実は今小笠原で雨乞いはやっているそうで、個人的にいろいろやっている人が多いとも伺っています。私もひそかにやってみようかと思っているところです。

さて、質疑に入らせていただきます。

1番目は、災害対策等に伴う安全・安心の確保についてお伺いしたいと思います。

その1点は、防災・減災の観点から、無電柱化の推進ということについてお伺いします。もう一点は、もう一つの災害、今回のような渇水に伴う対応についてお伺いしたいと思います。

2番目は、子育て支援に伴う学童保育の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

それでは、1つ目の無電柱化の推進についてです。

村長の所信でも言っておられますが、災害に備える防災基盤整備の充実を重点施策として挙げておられます。その1点目として、無電柱化の推進についてお伺いします。

無電柱化の取り組みは、昨年西之島の噴火から防災についての検討をしていくうちに、9月議会で質問をと実は思っておりました。無電柱化推進法が提案されるという話を聞いたこともあって、そのときはちょっと思いとどまった経緯があります。

小笠原はもともと地震の少ないところという、多くの島民の方々の認識でした。当然、私自身もそのように思っていた1人です。ところが、近年、震度4が計測されたり、また昨今の地震学者の方の中には、小笠原近海でも大きな地震が起き得るとの見解を出す人もおられます。

子供たちの通学路においても、電柱が道路上に混在し、歩道や路側帯の中に設置されている場所もあります。やはり危険と隣り合わせの状況でありながら通学路にもなっています。

このような事例も踏まえて、台風、地震、津波からどう防災道路を確保していくのか、また観光立島としての観点からも、村の取り組み方針及び今後の対応について伺いたいと思います。

現在、防災道路の整備が検討されていますが、日本の電柱、これは世界でもかなり質の高いものだということです。そのしなりの実験をたまたまテレビでも見ていましたけれども、ものすごいんだなという感じは受けました。しかしながら、その電柱が、1995年阪神・淡路大震災では約8,100本、2011年東日本大震災では5万6,000本、2016年の熊本地震では250本、ただし傾倒、傾いたものが4,000本もと、大変な数で折れたり傾いたりということがありました。その後の救援・救助活動に、やはり支障を来したと報じられています。

昨年の12月2日、衆議院国土交通委員会で、無電柱化の推進に関する法律として、無電柱化推進法が全会一致で成立しました。その主な目的は、「災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成などを図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献」とあります。要は、防災性にすぐれているということだと思います。

この中で、都道府県・市町村は無電柱化推進計画を立てなさいということがあります。まだ法律が成立して3カ月ですが、この辺のことについての村としての対応について見解をお伺いしたいと思います。

申し訳ないんですが、この後は自席で質疑をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 安藤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

種々あるご質問の中で、まず無電柱化ということでご質問がございました。議員ご指摘のように、平成7年の阪神・淡路大震災では電柱が約8,000本以上、また平成23年の東日本大震災でも5万6,000本が倒壊するなどの被害を受けたと報告されておりました、無電柱化は、災害時の通行障害を防止し、緊急物資等の輸送や避難経路の確保につながることから、防災性にすぐれているというふうな国の見解もございます。

当村における取り組みとしては、東京都が、景観形成の観点から、都道リフォーム事業として、西町、東町の無電柱化を行いました。この都道の無電柱化に当たっては、見ていただいてわかりますように、トランスとかそういうものが、細かいことを言うといろいろあるんですが、その辺の関係から、全部を地中化というふうには行かなかったんですね。ですから、村道のほうに電柱が今こうして、西町、東町と来ているわけでございます。

防災の観点からも、景観の観点からも、無電柱化ということは望ましいことだとは思っておりますけれども、今申し上げましたように、実質は、東京都とよく、まだこれから協議もしていきませんか、都道、村道、道路だけでもこういうことがございますし、技術的に、東京電力等々も交えて話しませんか、本当に完全に無電柱化ができるかできないかというふうな、さまざまな課題があります。

したがって、ご質問にありました法律が、市町村もそういうものをきちっと計画をせいと、つくりなさいということになったときに、今のようないくつかの課題をどうクリアできるのか、またどんな形で、もともとの電柱の地中化埋設を、どの程度までどういうふうにできるのかということについては、正直申し上げまして、これからの議論ということになっております。

とはいえ、埋設すれば、その分確かに地上での障害物がなくなるわけですから、近畿の地震ですとか、そういうことに対しての災害が少なくなるということは想像できますので、これに関しては、これからもう少しお時間をいただいてということで、庁内でも考えていきたい、このように思うところでございます。

あと個別具体的なことについては、それぞれ担当課長が答弁しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。

個別的なことについては担当課長ということでございますので、総務課長のほうにお伺い

したいと思います。

小笠原の島内でも、災害に見舞われたときに、その対策をどのように計画されているかということについては、島民、それから観光で来られた方々の命を守るという責務があるというふうに思っています。その中でも扇浦との防災道路の確保というのは、やはり以前から言われているように、重要な課題だろうというふうに思います。

まずは都道ということになるのかもしれませんが、小池知事も1995年の阪神・淡路大震災を経験されて、自分でこの無電柱化の本を出すぐらい、かなり重きを置いていらっしゃる方だというふうに思います。今後都道の関係については、要望活動など必要になってくるのかなというふうには思いますけれども、今すぐという話ではないのかもしれませんが。

ただ、いつ来るかわからない災害にやはり対応するわけですから、大変な作業であるというふうに思いますので、早い段階で、やっぱりこのような無電柱化推進のための検討課題をきちんと精査して、実施計画を立ち上げていくべきではないかというふうに思っています。

その辺については、午前中もありました、お互いのビジョンというか、村役場でつくっているビジョンというのをきちんと持って、東京都がそういうビジョンを出してきたときに、やはり整合性を合わせて、小笠原ではこう考えているということをはっきりと言えるものを、やはり先につくっておいたほうがいいのではないかというふうに思いますので、その辺についてもどのように対応されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 無電柱化の推進に関する法律は、ご指摘のように昨年末施行されました。法律の施行に伴って、東京都が具体的にどのような動きをしているかということで、伺ってきました。現在東京都においても、そういった努力義務が課せられたということから、条例制定に向けて準備を進めていると、そういった話でありました。条例の具体的な内容についてはまだ、法の趣旨を踏まえてということになるんでしょうけれども、具体的な詰めについては、これからということでもあります。ですから、村としても東京都へ要望する事項があれば、要望していきたいと思っております。

また、村のほうの計画につきましては、全く具体的な検討にはまだ入っておりませんが、先ほど村長も答弁しましたように、どのような課題があつて、それをどうクリアしていくか等々、これからいろいろと議論をしていかなくちゃいけないことかなと思ってお

ります。その後、いろんなものが見えてきましたら、また報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ぜひその辺の検討をやっていただければと思います。

この無電柱化推進法については、国・地方自治体の地域計画には電柱の新設抑制、撤去の目標などを盛り込むとされています。しかし東京都とか村で無電柱化推進計画の策定・公表については、残念ながら努力義務でとどまっています。

この中では無電柱化の費用の負担のあり方などについても規定するようです。現状ではかなりな高額になるということもありますが、課長のほうでは幾らぐらいかかるかというのはお聞きしていますか。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 国のほうが出している資料ですけれども、1キロ3億5,000万円ぐらいかかると、そういった数字もあります。これは全国的な規模での数字かと思えますけれども、一方では、やはり無電柱化のコストが非常に高いということから、コスト低減化に向けた検討委員会も、国交省の中では検討を進めているという情報もあります。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） そうですね。確かに3億5,000万円というのはかなり高いもので、1キロでこれですから、小笠原でやったら結構大変だな、7キロあったらと思ったら、それだけでもちょっとぞっとするような金額です。ただ来年度の東京都の予算を見ると、そんなについていないなという記憶もあるので、これからかなというふうには思います。

しかし、先ほど課長が言われましたけれども、コストの削減については、現状でもかなりの研究が行われているということを聞いています。コスト削減には4つぐらいあるそうです。

1つは、浅い層に埋設してやる、それだけでも道路管理者負担というのが10%ぐらい軽減されると言われています。既に実施しているところもあるという話も聞いています。

2つ目は、ケーブルを直接埋設する方法ということです。これは約70%削減されるというふうな話になっています。ただ、ケーブルの強度の問題があって、開発途上ということですが、でも近い将来には、これも開発されるのかなという気がしますので、将来的にはこの辺が有効視されるのかなというふうな気がしています。

3 番目は、軒下配線方法といって、これはいわゆる内地の住宅密集地で、それぞれのうちの軒下に電線をはわせるという方法だそうですが、これは小笠原ではそうそうないかなというふうな気がします。

4 番目は、裏配線方式、これが現在小笠原のメインのストリートの無電柱化で実施されている方法というふうに聞いています。1 本裏の通りに配線する方式で、現在こういったいろんな地域事情を考慮した観点から、その技術開発というのは推進しているということのようです。

いろいろな諸問題を抱えていますから、簡単ではないんだということはわかりますが、やはり努力義務だから放っておいて、いつかやればいいんだということにはなりませんので、先ほど課長がその辺については随時検討していくと、村長もおっしゃっていますので、防災を意識した取り組みを認識して、村長主導でしっかりと計画案の検討に入るように強く要請しておきたいと思います。今後も注視してまいりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、2 点目のもう一つの災害ということで、今まで実は自分の頭の中に、災害の一つに渇水というのは余り入っていませんでした。やはりこれも地球温暖化の落とし子かなと思ったりもしていますが、これが今後、こういった状況が毎年続くんだろうかという懸念もしているところです。今、飲料水確保の管理で、毎日が大変な状況の中で努力されている浄水担当者の皆様には、本当にご苦労さまだというふうに申し上げたいと思います。

そこで、まず一つお伺いしたいのが、水源の時雨ダムなどの底にたまっている泥については、どのように処理されているのか。つまり返還後の問題として、長い間使用してきているんですが、バキュームで除去してきたのか、あるいは一度も除去したことがないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。建設水道課長よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 時雨ダム、小曲ダムは、過去一度も除去しておりません。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2 番（安藤重行君） 時雨ダム、小曲ダムは一度も泥を除去したことがないということですが、ここまで枯渇してくると新たな疑問を持ち始めている島民の方々がいます。

実は古くから住民の方々が昭和50年から昭和60年代ぐらいに、ナメトックスというアフリカマイマイの根絶対策ということで使用していた顆粒の薬剤がありました。それは、その当時は水銀を使用していたということも言っています。時雨ダムの上の道路などでも、た

くさんまいていたという記憶があります。そういった使用の仕方をされて、雨が降るとダムまで流されていたという言葉もありました。そういった水銀が、その泥の中に蓄積されているのではとの疑問を持っているわけです。

以前そういった有機物対策の一つで、ダムに金魚を放したことがあると、建設水道課職員に伺った記憶があります。泥がたまっている底の部分近くになって、本当にその水が安全なのかとの声がありました。こういった住民の声に、やはり真摯に対応していただきたいと思うわけで、その除去についてはどのような方法をとっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） ダムの底にたまっている汚泥の状況についてのことですが、年月とともにダムに土砂が堆積することは、ある程度想定して設計されております。父島の時雨ダム、小曲ダム、母島の乳房ダムについては、1982年、昭和57年に、ダム貯留水の水質改善を目的として、曝気装置による空気ですべて強制的に水を循環させております。この装置の効果で、ダムにたまっている水はほぼ均一になっております。

また、ダム原水につきましては、場所ごとに1年に1回以上、水質試験を行っており、水質基準項目の水銀化合物は、過去一度も検出されておられません。

なお、均一になったダム原水を浄水場へ送り、処理した水が、水道法の水質基準51項目を、全て基準を満たした水が水道水ですので、ご安心していただきたいと思います。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 今、課長のほうから水銀化合物の水質基準についても、過去検出されなかったということですから、村民の方々の不安も取り除いていただいたということで、やはり安全な飲み水を提供しているということですので、安心して飲める水でよかったなという実感があります。

昨年、新浄水場の見学に、父島クラブで行きました。日本では初めて導入されたという装置を使って、今、課長がおっしゃっていましたが51種類の検査に合格しないと、飲み水としては各家庭に送れないんだということでした。そこだけは頭に入っていたんですが、細かいところまではきちんと理解できていませんでした。安全を守るために日々努力していただいているわけですので、大変ありがたいと思います。

しかしながら、もう一点疑問がございます。実は既に海水淡水化装置の運転を実施されているとのこと。その取水口がどこになっているのか伺いたいと思います。既に小花橋

付近で取水をしているという話があり、あそこの上は農業用のラスハウスがあって、農薬や殺鼠剤などが扱われており、水質がよくないのではとの指摘もございました。

その点も含めて、どのような対応をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 海水淡水化装置を稼働させるための試運転の際には、海がしけていたため水位ポンプを設置できませんでした。そのため、小花橋の河口から取水していましたが、現在は海岸から約30メートル沖合で取水しております。

海水淡水化装置により、一次処理した処理水は原水として使用するため、一旦連珠ダムに送り、ほかの水源とともに浄水場へ送られ、安全に処理されていますのでご安心いただければと思います。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。

扇浦沖合30メートルでの取水実施ということですので安心はしていますが、私的には、もっときれいな海水ということで、宮之浜から本当はとってほしいなという希望は持っているんですが、今回せっかくこういった村民の方々の疑問にお答えいただいたわけですから、ぜひこのことを広報していただけないかなと思います。

今まで広報されたことはありますか。やはりある意味、村民に周知することが、安全・安心をもたらす手段だと思いますので、その点についてはどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 今後安全な水であることを広報することを検討してまいりたいと考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ぜひ今後の安全・安心のために、わかりやすい広報の検討をしていただきたいと願っています。村民の皆様もわかっているようで、やっぱりわかっていないことが多いのではと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。あとは、先ほど申し上げましたが、私もひそかに雨乞いでもして、早く大雨が欲しいと願うばかりですので、今日は本当にありがとうございます。

2番目の子育て支援に伴う学童保育の進捗状況についてお伺いしたいと思います。村の子育て支援の中で、学童保育についての来年度からの対応についてお伺いします。

平成28年3月議会で私が質問、それから平成28年12月議会で稲垣議員が質問しました。今回3度目の質問になるわけです。子育てはいつやる、今しかできないでしょう、これがお子さんを抱えているお母さんたちです。それが子育て支援制度のあり方だと思います。その取り組み状況はどのようになっているのか。特に母島の学童保育については、来年度からの対応についても伺っていききたいと思います。

平成28年12月議会定例会での一般質問では、個々の親御さんからの要望について、支援できるか否かを検討するとの答弁であったかと思います。どのような検討がなされたのか、予算審議にもかかわってくることであり、早急に対応するには何をクリアしなければならないのか、その方針及び対応についてお伺いしたいと思います。村民課長、すみませんがよろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 学童保育についてのご質問に答弁をさせていただきます。

学童保育は、父母やその他の保護者の方々が、お仕事、就労などにより、昼の間家庭にいない世帯の小学生を対象としまして、学校の放課後や土曜日、春・夏・冬休み等の休業日に放課後児童支援員を配置しまして、その間の子供の生活を保障するという事業でございます。学童保育には、共働き、ひとり親世帯等の小学生の生活を保障することと、そのことを通じて親御さんが働き続けることができるということと、その家庭の生活を守るという役割がございます。

小笠原村では、今申し上げた児童福祉法に規定する基準や運営方針に基づく学童保育というものは実施をしていないところです。

父島では、学童保育に準じた内容のとびうおクラブを、春・夏の期間、実施しているところですが、これは社会福祉協議会のちびっこクラブの指導員のほか、補助員の雇用をすることにより対応をしているところでございます。これは通年実施ではなくて、春・夏の期間に限定して行っているということと、ちびっこクラブの指導員を主体としているということで、実施が可能となっております。

母島におけるとびうおクラブですが、父島のように事業を実施するための母体がなく、経費面も含め、事業実施のために新たな職員の配置は困難でありますので、実施については現在考えられないというのが現状でございます。

また、平成28年第4回定例会でもご質問のありました、この4月からの一時的な預かりということにつきましても、人材確保も含めまして、臨時的な事業の実施というものは難し

いと、このように考えているところでございます。

このような母島の実情の中では、行政の行う事業のほかに、地域住民によるサークルづくり等の活動が大変重要になってこようかと考えます。村としまして協力できる部分については行っていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） やはりできないとのことですが、ただできないではなくて、それにかわるものをどうすればできるのか。やはり困っている家庭があるわけですから、何らかの手だてが必要だと考えます。

村長が所信でも「村民の安心と次世代の人材育成に向けた保健、福祉、医療、教育の充実」を重点施策として挙げています。「児童福祉については、新たな子ども・子育て支援制度のもと、それぞれの地域に合った子ども・子育て支援の充実が求められている。地域の子育て世帯のニーズにでき得る限り応えられるように、村の実情に即した子育て支援の充実を図ってまいります」と言われています。そのとおりであれば、まさに充実を求めているわけで、責めているわけでもございませんが、所信のとおりであれば、まさに必要な事業ではと思って質問しているわけです。

例年、学童保育を実施してほしいというご要望は、毎年のように実はあります。確かに少ないニーズに対するコストパフォーマンスは、非常に高額なものになってしまうのも事実です。だからといって、何もしないというのではなく、子育て支援放棄ではないのかというふうな懸念、母島ならではのこの子育て支援を根本的に見直して、いろいろな支援のネットワークをつくっていくことも必要なのではと思いますが、その点についてはどのように思っているか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 保護者の方々からのご相談ですとか要望というのは、個々さまざまなのがございまして、年齢もまちまちですし、父島のように同じ年齢層の方々を集めて事業を展開するという、できるものもございすけれども、そういった個々のケースについては、何もしないということではございませんでして、これまでも村としてやれることについてはやってきたという経緯もございます。

また、現在では島の生活において、村が何らかのお手伝いをしなければならない、このようなお子さんに対しては支援を行っている部分もございす。現状では、障害をお持ちのお子さんに対する放課後支援ですとか居場所づくりなど、そのお子さんたちの健全な育成

のための必要な支援については、行っているというところでございます。

前定例会でも申し上げましたけれども、子育て支援のご要望は個々さまざまなケースがありまして、実際の支援は、やはりニーズの度合いや支援の期間、その支援内容によっては、なかなか事業化が難しいものもございまして、個々の親御さんの要望全てに応えられないというのが現状でございます。

しかしながら、議員ご指摘のように、地域の資源をいかに有効に活用していくかが重要であると考えておりますので、地域住民によるボランティア活動ですとか、サークル等の活動による支援のネットワークづくりをどのように進めていくのかということは、今後も検討はしてまいりたいと思っております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 例えば子供の居場所づくりとかサークルづくりなどで、ほかの子供たちと一緒に遊べる場をつくっていく方法とか、地域で知恵を絞っていくことも大事だとは思っています。母島での子育てというのは、実は15歳まで、中学3年生まで、それ以外は高校生になれば父島に来るか、内地に行くかということを余儀なくされているわけです。

そういった実情もあって、いろいろな民生委員さんとか児童委員さんとか、そういったいろんな方々、子供会の代表とか、やしっ子代表とか、いろいろありますので、今後そういった人とも話をしてみたいなというふうには思っています。何かいい手だてがあればというふうに考えています。

本来なら母島支所あたりに中心になって取りまとめていただけたら、本当はありがたいなと思うところもありますけれども、今後の状況次第ということでもあろうかと思います。打開する方法をやはり模索していかなければ、村長の所信でおっしゃっているようなことには、なかなかならないのではないかというふうに思っています。

また、こういった課題の解決に当たって、私自身、今の村民課の体制で果たしてできるのかという疑問がちょっとあります。懸念というかですね。先日の全員協議会でも説明がありましたけれども、介護予防・日常生活支援総合事業においても、今後取り組まなければならない課題が非常に多いなという印象を受けました。

総合事業にしろ、子育て支援にしろ、地域住民の方々の資源を活用していくとのことでしたけれども、現状の村民課で高齢者、子育て、両方のコーディネートをきちんとすることができののかという、そういう懸念です。村民が受けられるべきサービスがちゃんと受けられて、さらに充実させるためにも、現状を見ていると、福祉の体系とか業務量が増えて

きているという、そういう実感もあります。そのことも踏まえて、その時代、時代の状況に合った体制をつくっていくというのが行政だと思っています。

私が議員になった当初の決算時期にも申し上げましたが、村民課や建設水道課などの職員を減らしてやっていけるのかという疑問を投げかけました。その当時はマイナンバーの専門職員を置いて対応している自治体が多い中で、減らすと言ったわけですから、本当に大丈夫なのかと聞いたわけです。先ほど村長の所信の中にも入っておりますけれども、平成30年からまた新しく始まるものもあるんです。仕事量が減ることは、まずありません。

先日、全員協議会でも申し上げましたが、包括支援センターの充実ということについても、その一つだったわけです。特に子育て支援というのは、村の宝であって村を背負っていく人を育てていく重要な施策ですから、きちんと事業ができるよう、職員の配置については強くお願いしておきたいと思います。早急な問題解決を促していきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして本日の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

◇ 杉 田 一 男 君

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 5番、杉田一男です。よろしくお願いします。

質問の前に、村長の所信でも述べられておりますけれども、村長は去年ちょっと体調を崩しまして、今年になって体調も回復しつつある、今日見たところ、完調一歩手前まで戻っているんじゃないかという感じは受けます。いずれにしろ、小笠原村が抱えている問題、村長として処理すべき問題はいっぱいあるし、激務であると思います。

また、間近に50周年も控えておりまして、さらに忙しくなると思いますので、今後ますます健康にはいま一層の留意をしていただいて、職務をぜひ遂行していただきたいと、こう願っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回は所信の中の一つ、1点について村長にお聞きします。漁業振興についてお聞きします。

ご存じのように、小笠原もそうですけれども、日本は島国、海に囲まれております。そして、やはり国が成り立つ上では、一次産業と言われている漁業、農業の振興は欠かせられないものだと、私も本当にそう思います。特に観光地においては、一次産業が活性化しないところはまず成り立たないと私は思っています。

そういった中で、3年前に中国船の密漁問題が起きました。国の対応の遅さが、初動体制の遅さが、今のような大きな被害を与えたと思っておりますけれども、そういう実情を村長はよく理解していただき、漁業者に対して、都、国でできない支援に関して、それでは村でできるだけことをしましょうということで、父島・母島両漁協に対策支援金として支援をいただきました。それが平成29年度、来年度で終了いたします。

村の財政事情からいって3年間続けていくというのも大変だと思います。しかし、私は実情を見てみると、果たして平成29年度、村のほうで支援していただいて、その後両漁協で自立していけるのかというのを考えたときに、やはり私は大きな問題がまだまだ山積していると思います。

細かいところは自席で質問させていただきますけれども、改めて村長に、平成27年の早い判断力と早い支援によって、両漁協が非常に一息ついたところは確かでございます。また感謝もしていると思います。まだ問題解決されていない部分も含めて、ぜひ村長にこれから自席の質問の中で、やはり支援に関して、もう少し考えなきゃいけないかなというところが起きますように、私も質問したいと思いますので、ぜひ平成30年以降も続けられるような形をとっていただけないかというのが端的な私のお願いでございます。

あとは自席にて質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 杉田副議長のご質問に答弁をさせていただきます。

また、質問の冒頭にございました健康留意につきましては、いただいたご指摘を胸に受けとめて、健康には留意をしまいたいと、このように思っているところでございます。

中国船の違法操業被害対策支援金でございますが、父島・母島両漁業協同組合の経営の回復と安定を図る目的のため、平成27年度から平成29年度までの3カ年、継続して交付をするものでございます。これは両組合と私どもの担当と種々協議をした結果、平成27年から平成29年度の3カ年ということで交付をしているものでございますが、用途につきましては両組合に委ねてはおりますが、聳島や硫黄島など、遠隔地におけるブイ設置にかかわる経費や、組合員の使用する給油施設に係る経費への充当など、組合員の漁業経営の安定を図るために活用されていると伺っております。

また、国及び東京都の支援につきましても、海底清掃事業及び漁場監視事業などが継続されているところでございます。現在、中国船による違法操業は沈静化をしており、いまだ中国船が投棄した漁網が海底に残るなど影響はございますが、漁業者の皆様のご努力もあ

り、両組合の経営状況は良好に推移をしていると考えております。

議員ご質問の平成30年度以降の支援のことですが、今言ったような経緯から、今後も両組合のお考えを伺いながら、支援のあり方について考えてまいりたいと思うところでございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 答弁ありがとうございました。

それでは担当課長に、実質的な、今、村では手厚い支援をいただいておりますけれども、私から言わせると東京都や国の厚い支援というのはいまいちぴんときていない部分があります。

そういった中で、現在東京都や国で行われている、もし支援事業があれば報告してください。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 現在行われております国のほうのまず支援につきましては、韓国・中国等外国船操業対策基金事業による海底清掃作業が、平成28年度から実施をされております。

これは、漁業者が外国漁船等による投棄漁具及び放置漁具を回収しまして、漁場の維持管理を行うために要する経費を、水産庁の補助を受けた一般社団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団が助成するものでございます。助成内容につきましては、人件費、用船料、燃料代、漁網回収のための道具費、回収漁具の処分費などとなっております。

東京都のほうですが、父島・母島の各漁業集落が村の離島漁業再生支援事業により行う漁場監視に係る経費に対して補助をしております。また、漁業調査指導船「興洋」による底釣りの調査を、平成26年12月から平成30年度まで、嫁島周辺海域及び巽出し周辺海域において、毎月交互に実施をしておるところでございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 今漁業従事者で一番問題になっているのは、この漁場回復という部分を目指すときに何が一番問題かというのと、やはり漁網がそのまま海底に残っていると、その漁網をどうするかというのが、多分大きな問題であると思います。漁業者が一番嘆くのは、魚を水揚げにいった釣れたのが漁網だと、これはもう主客転倒のような話ですけども、現実的にそういう状態が続いております。

皆さんのところに、産業観光課から漁網状態の写真が配られていると思います。大きい網

をまとめて小さくした状態で、これは聞きますと、父島近海で3カ月分の回収状況だそうです。この網を広げますと、最低5メートル四方から10メートルぐらいになると。だから、かなりのものだと思います。そしてこれは、今担当課長からお話がありましたけれども、いろんな支援事業で水産庁から委託されている部分もありますけれども、この委託の内容がなかなか現状に合っていないようなところも多々あり、1日の回収事業の委託だそうです。

そうすると、例えば聟島あたりに行くと、行くだけで5時間ぐらいかかっちゃう。作業従事者が5時間というふうに決められているそうです。そうすると遠くは行けない。そしてまた燃料代を考えると、そこまでとても行けるような部分でもないという中で、やはりこの漁網が、今は父島近海だけでも一部だけでこれだけあると。

そして、もう一つの大きな問題は、特に聟島は多いんですけれども、珊瑚をやるときは当然こんなところに網を、おもりを使います。監視船が近づくと、みんな漁網を切って逃げちゃう。そうすると、おもりがついたまま海底に沈んで、これの回収はなかなか難しいのが現状だということです。

先ほどから村長に継続的な支援というふうにお願いしていますがけれども、やはりこの漁網がある限りは根魚はまずいつかないという部分と、漁業従事者にとっては安全・安心な操業がまずできないと、魚が釣れるか網が釣れるかわからない状態では、なかなか安定した漁獲高、水揚げ高を望めないという部分もございます。

そういった中で、やはり、もうある意味、漁業者の中で回収することにも限度があると思います。そういった中で、国がどこまでやってくれるか、これからもわかりませんが、少なくとも漁業従事者が漁へ行って、やはり1日分、今まで水揚げがあった水揚げ量、その確保に近づくまでは、やはり何らかの形で行政でも面倒を見る必要があるんじゃないかと思っております。

今の担当課長の話を聞きますと、東京都や国の支援事業というのは、いまいまだはっきりしない部分はあるという部分で、非常に先が見えない話だと思います。

もう一度担当課長に聞くけれども、特に東京都に関しては、何かこれから先、明るいような話が見えてきそうなところはあるんでしょうか。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 東京都のほうは、先ほどご説明したように、村の補助しております漁場監視、あと興洋による調査を継続していくというところで、現状は今のところ

そんなところと聞いております。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 多分、特に国の場合は支援事業をするときに何が問題かというところ、小笠原だけ特別扱いできないと、やはり尖閣とか、国境離島を抱えている自治体もいっぱいあるわけで、小笠原だけ特化した形の対応はできないという部分が、多分あると思います。それは当然そういうことが出てくると思います。

そこで、ぜひ村長にお願いしたいのは、今現状が、漁業従事者が安全・安心な操業はできない状態がまだ続いていること、そして漁場の復興に関して簡単には解決できない問題、それはやはり資金の部分がすごく多いと思います。中国船の拠点となった聳島列島は、今もってこの漁網回収に関しては、何の対策も回収も行われておりません。そこへ行くということ自体が無理だという流れの中でできております。

ぜひ村長に、当然今までも各方面には当然陳情要望活動をしていると思います。しかし、現実をもう一度改めて強く要望していただいて、そして一日でも早く、少なくとも安全操業ができる状態までもっていけるような施策をぜひとっていただきたいという形をぜひお願いしたいのと、平成30年度以降もぜひこのことをご理解いただいて、今後とも、当然のことながら、担当課とそして副村長、村長も含んだ中で協議をしながら、じゃどういう支援対策がとれるかという形になっていくと思いますけれども、少なくともそういう体制を一日でも早くとっていただいて、少しでも漁業振興が進むように、そして妨げになるようなことをなるべく早く除去できるような体制づくりを、ぜひ村長のさらなる尽力をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、平成30年度以降のことについては、今担当と杉田副議長の間のやりとりだけでもありましたように、具体的な漁協さんなどの悩みというのが当然のことながらあると思いますので、父・母両組合と協議をしながらというのは、お考えを伺いながら、村が単独でできること、また村が両漁協と一緒にできることと、それぞれいろんな形があると思いますので、国や東京都にお願いをするときでも、漁協と一緒にいったほうがいいか、村が単独で行ったほうがいいかとか、そんなことをいろいろ勘案しながら考えていきたいと、幸いお時間がございますので、まずは両組合の考え方というものをよくお伺いをしたいと、このように思うところでございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 村長の答弁もなかなか難しいと思います。私も質問していて、本当に村に、何とかしろよというような質問をまともにぶつけていいかどうか、ちょっと疑問に思うところがありますけれども、やはり地元の自治体として、一次産業として、村もそういう形でいろいろな形で支援しているわけですから、そういうところにすぎるしかないと思っていますので、ぜひともいい方向に向くように、今後ともよろしくお願いしたいと思っています。担当課長にもよろしく願いしておきたいと思っています。

私の質問は終わります。

◇ 稲 垣 勇 君

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 6番、稲垣 勇です。

質問に入る前に、現在の渇水の対策について、母島のほうでは2月に入って農業用水から給水を始めています。その状況でございますが、支所の職員が、農作業が始まる前、暗いうちから給水車を走らせて農業用水から確保し、支所の脇の湧水からも、通常の仕事に支障を来さない形で水道水を確保しております。本当に頭が下がる思いでございます。母島の島民の一人として、お礼を申し上げたいと思います。また、議員の皆さん、それから島民の皆さんには、このことも承知しておいていただきたいと思います。

それでは一般質問に入ります。

外来種対策についてでございます。

1つ目は、今年度3月まで母島のシロアリの状況と今後の対応について、そして2つ目は、その他外来種についてでございます。

昨年のツヤオオズアリの対策の状況を見ても、やはり新しい外来種、これを入れない、広げないということが重要だろうと思います。シロアリについてはイエシロアリ条例が定められておりまして、他の地域からも、いい条例をつくって対策が講じられているという評価を受けております。

イエシロアリ以外の外来種について、どのような対応を今後とっていくのか、条例をつくれればそれでよしとするわけではありませんけれども、そのような検討をされているのか、お伺いしたいと思います。2点、よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 稲垣議員のご質問に答弁をさせていただく前に、母島のうちの職員の

渇水対策で、早朝から努力していることをご披露いただきました。まことにありがとうございます。一生懸命やっている職員も、そういう評価をいただくと、ますます励みになると思います。どうぞ今後ともよろしく願いを申し上げます。

稲垣議員からは外来種対策ということで、シロアリのこと、それからツヤオオズアリのご質問をいただきました。シロアリに関することにつきましては、また具体的な内容ですので担当課長に答弁をさせますが、後段のシロアリ以外の外来種につきましては、ご指摘のとおり、一旦入ってしまった侵略的な外来種を駆除するのは非常に大変であるということが、母島はもちろんのこと、兄島のアノールやネズミの例を見てもはっきりしています。

そのために、従前から、新たな外来種の侵入・拡散防止というのは、世界遺産管理の中での重点課題であると認識をしております。同時に、村民が生活するところでは、どうしても人や物の行き来が生じてきますので、やみくもにそれをとめるということは、なかなか難しいところがございます。

議員のご質問にありました条例というのは、最終的な手段の話と考えておりますので、まずは村民生活への影響にも十分気を配りながら、対策の必要性をご理解いただいて、どのような取り組みが可能なのかという点について、関係機関や地域の関係者の皆さんとともに、議論を行っているというふうにご理解をいただければと思うところでございます。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 今年度3月まで母島シロアリの現状と今後の対応についてお答えいたします。

昨年の群飛調査は、集落内、集落周辺で40日間、猪熊谷周辺以北で14日間実施しております。集落内及び集落周辺ですが、東京都において同時期に実施した蝙蝠谷仮置き場内の群飛調査も含めて、イエシロアリの羽アリが捕捉されたのは3日間、合計10匹でございました。

蝙蝠谷仮置き場の生息が確認された平成24年には約5,300匹、翌平成25年には約6,600匹の羽アリが捕捉されていますが、以降は減少傾向にあります。これは、小笠原村と東京都が連携しながら実施したシロアリ対策の成果が、見える形であらわれてきたものと思っております。

しかし、過去の群飛から新たな営巣が構築される可能性もあり、まだ安心できる段階ではありません。昨年のように羽アリの捕捉数が少ない状況では、営巣箇所を特定することは非常に難しいのですが、今年の群飛調査の結果を見ながら、根絶に向けた対策を講じてい

く予定であります。

また、イエシロアリと同様に家屋害虫とされているヤマトシロアリが静沢から蝙蝠谷付近で、ダイコクシロアリが集落内を含めた広範囲で確認されております。小笠原村が実施しているシロアリ対策事業では、主に加害力が著しいイエシロアリを対象種としておりますが、集落に近い静沢地区においては、ヤマトシロアリの駆除処理も行っております。

なお、ダイコクシロアリは家屋等においても被害が確認されておりますが、加害速度が遅いものの完全駆除は難しく、被害樹木よりも被害家屋の駆除処理を行うことが現実的と考えております。

シロアリ対策事業において、家屋点検を無料で行っており、被害が確認された場合は、自分の財産は自分で守るを原則に、所有者の方から専門業者に駆除処理を依頼していただくことになります。

引き続いて、母島北部ですが、猪熊谷トンネル周辺から北港付近の群飛調査において、昨年に引き続き、大変多くのイエシロアリの羽アリが捕捉されております。特に探照灯基地跡地周辺から北側で、多くの羽アリが捕捉されています。猪熊谷トンネル付近から長浜トンネル付近では、少ないながらもイエシロアリの羽アリが捕捉されております。母島北部は急峻な場所が多く、営巣探查に困難を極めますが、羽アリの捕捉数が多いエリアを中心に、安全第一で駆除作業を行っており、今年度は15カ所の営巣駆除をしております。

また、アカギなどの外来種駆除木においても、引き続きイエシロアリの被害が見られており、シロアリ対策調整会議の場で、関係機関に対して、シロアリ駆除実施の検討を依頼しているところでございます。

世界の外来侵入種ワースト100に挙げられているイエシロアリにつきましては、木造住宅が多い集落への侵入防止はもちろん、母島島内からの根絶を目指した総合的なシロアリ対策を引き続き講じてまいります。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 今年6月ごろ、また群飛が始まる時期が来ます。そのときに、そういう確認がされた場合はどのような対応をしていくつもりでしょうか。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 今年の5月下旬から6月の約40日間、蝙蝠谷を含めた集落周辺及び集落にて、東京都と連携しながら、イエシロアリの群飛調査を実施する予定でございます。

昨年と同様に、イエシロアリの群飛捕捉数が少ない場合は、被害区域を特定することが困難な状況ではありますが、過去の群飛調査及び駆除処理の実績を参考にしながら、まずは蝙蝠谷付近からのイエシロアリ根絶に重点を置いた対策を、引き続き講じていく予定でございます。

東京都におきましても、対策を実施していくと、予定をお伺いしております。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 母島では根絶を、父島ではすみ分けをとるという村の目標を掲げているわけですので、根絶に向けてきちっと対策を講じていていただきたいと思います。

それでは、その他の外来種について再質問させていただきます。

新たな外来種侵入・拡散の防止について議論を行っていることと思いますが、具体的な対策状況についてももう少し詳しく聞かせてください。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） 一口に外来種の侵入といいましても、人や物資の輸送ですとか、観光、行政の工事、調査研究など、さまざまな経路で発生し得るものですので、まずはそういう経路別にリスクを評価して、対策を検討してきているというのが、これまでの検討状況です。

それぞれの分野で、対策がある程度できているところとできていないところの濃淡はありますけれども、最近特に難しいということで議論に上がっているのは、意図せずに物資等に付着混入するケースです。

具体的には、土のついた苗などについてもリスクが高いだろうという認識が、共有はされてきているんですけれども、当然農業などには必要な資材ですので、どのような対処をすれば外来種侵入のリスクが減らせるのか、技術の確立ですとか、実施体制の整備、関係者の理解を得ることなどを目指して、関係機関と議論を進めているというところでございます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 実施体制という言葉が出てきましたが、外来種対策について、もっと人出が必要な部分もあると思われますが、4月には世界自然遺産センターができるということもあるわけですので、改めて世界遺産の管理の体制について伺いたいと思います。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） まず、世界遺産センターにつきましては、現在の環境省の事務所

がそちらに移る予定ではございますけれども、人員が特に増強されるというものではありません。ただ、施設自体、外来種の処置機能なども備えた拠点施設になりますので、そちらに環境省の職員が常駐をするということで、管理水準の向上といった効果が期待されるかなというふうに考えております。

なお、施設の中の動物対処室という1室については、動物医療を備えるために獣医師等を配置するんですけれども、国と村と関係団体で組織した協議会が雇用する形です。こちらでも、ペットを外来種にしないために、専門的な立場から村民への指導を実施するなど、外来種対策の一端を担うことになると考えております。

また、4月からは、東京都においては、父島と母島でそれぞれに都レンジャーを1名ずつ増員するほか、環境省でも、新たに母島にアクティブレンジャーという形で、非常勤の職員を配置する予定と聞いております。

各機関、外来種対策をはじめとした遺産管理に対して、体制の強化に取り組んでいただいていると考えております。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） その獣医師の配置される身分ですけれども、村の職員なのか、またいろんなケースがあると思いますけれども、トラブルが起きたときの責任は、どこがどういうふうに持つのか聞かせてください。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） 村の職員ではございませんで、具体的には、環境省と林野庁、村、それと島内のNPO、東京都獣医師会といった関係機関・団体で、おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会というものを組織しました。

そこには、施設の供与ですとか維持管理費の負担という形で環境省がかかわるほかに、村が東京都からの半額補助をもらって、協議会に対して補助金を出すということで、協議会としての予算を確保しております。その予算をもとに、協議会が協議会の職員として獣医師を雇用するものですので、村の職員ではなく協議会の職員になります。

ただし、協議会の事務局は村の環境課で担いますので、労務管理などは私どものほうで一定の責任を持つことになりまして、それ以外に何か課題が生じれば、協議会に入っている関係機関・団体と協議をしながら、都度対応していくことになると考えております。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 東京都のレンジャーが父島と母島に1名ずつ配置されるということで、

これは東京都の職員、臨時職員みたいな形になるんだろうと思うんですけども、外来種の対応や固有種の保全だとか、そういう対策が強化されると思いますけれども、こちらについては問題が発生した場合、発言に対する責任だとか、そういったことはどこが持っていくんでしょうか。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） こちらの都レンジャーにつきましては、従来どおり、小笠原支庁土木課の自然環境担当というところの所属として配置されるというふうに聞いておりますので、そちらが責任者になるかと存じます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 最後になりますが、以前母島にも林野庁の施設が建設される予定になっていたと思いますけれども、このことを、別に環境課でかかわりがいいのかどうかわかりませんが、そこら辺がわかったら教えてください。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 母島の施設でございますけれども、ご承知のとおり入札が不調ということで、今ストップした状況になっています。近年この手の話は入札が、なかなか応札がスムーズにいかないという話はあるんですが、この施設については、母島の方の期待が大変大きいというのは私もわかっておりますし、私自身も進めさせていただきたいと思っている事業でございます。

一度とまった予算を復活させるというのは、大変な努力がまた改めて必要なことだとは思っておりますけれども、今ご指摘がありましたように、この4月から、遺産センターが父島のほうでは予定どおりの開所を迎えますので、母島にぜひ林野庁の施設をとということで、実は先日会議で、林野庁の部長さんがこちらに来られておりまして、私のほうから改めて母島の方の熱い思いと我々の熱い思いを、本庁に持ち帰って、ぜひともよろしくお願いしますというお願いもさせていただいたところでございます。何とか皆さんの希望がかなうように、これからもお願いをしてまいりたいと、こう思っているところでございます。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

以上で一般質問は終了しました。

◎散会の宣告

○議長（池田 望君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認め、本日の会議を終了します。

次回は、明日3月8日午後3時30分から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ありがとうございました。

(午後3時16分)

平成 2 9 年 第 1 回 小 笠 原 村 議 会 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 9 年 3 月 8 日 (水曜日) 午後 3 時 3 0 分開議

- 第 1 報告第 1 号 平成 2 8 年度小笠原村一般会計補正予算 (第 5 号) (専決処分)
- 第 2 報告第 2 号 平成 2 8 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) (専決処分)
- 第 3 議案第 1 号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 4 議案第 2 号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 5 議案第 3 号 小笠原村保育所条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 6 議案第 4 号 小笠原村高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 7 議案第 5 号 小笠原村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 8 議案第 6 号 小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 9 議案第 7 号 村道の路線認定について (沖村九号線) (案)
- 第 1 0 議案第 8 号 平成 2 8 年度小笠原村一般会計補正予算 (第 6 号) (案)
- 第 1 1 議案第 9 号 平成 2 8 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (案)
- 第 1 2 議案第 1 0 号 平成 2 8 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) (案)
- 第 1 3 議案第 1 1 号 平成 2 8 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号) (案)
- 第 1 4 議案第 1 2 号 平成 2 8 年度小笠原村介護保険 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第 2 号) (案)
- 第 1 5 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度小笠原村介護保険 (介護サービス事業勘定) 特別会計補正予算 (第 3 号) (案)
- 第 1 6 議案第 1 4 号 平成 2 8 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (案)
- 第 1 7 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算 (第 3 号) (案)

- 第 18 議案第 16 号 平成 28 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
（案）
- 第 19 議案第 17 号 平成 29 年度小笠原村一般会計予算（案）
- 第 20 議案第 18 号 平成 29 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
- 第 21 議案第 19 号 平成 29 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
- 第 22 議案第 20 号 平成 29 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
- 第 23 議案第 21 号 平成 29 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 24 議案第 22 号 平成 29 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予
算（案）
- 第 25 議案第 23 号 平成 29 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
- 第 26 議案第 24 号 平成 29 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
- 第 27 議案第 25 号 平成 29 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）
- 第 28 議案第 26 号 小笠原村父島辺地及び母島辺地にかかる公共的施設の総合整備計画
（平成 25 年度～平成 29 年度）について（案）

出席議員（7名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯉 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
8 番	池 田 望 君		

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	渋谷 正 昭 君
教 育 長	松 本 隆 君	総 務 課 長	セーボレー 孝 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
環 境 課 長	深 谷 雪 雄 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君	建設水道課長	篠 田 千鶴男 君
教 育 課 長	持 田 憲 一 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 津 源 君	書 記	萩 原 佳 代 君
---------	---------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（池田 望君） これより本日の会議を開きます。

（午後 3 時 3 0 分）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎報告第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） これより本日の日程に入ります。

日程第 1、報告第 1 号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 報告第 1 号 平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第 5 号）（専決処分）。

上記の報告を承認されたい。

平成29年 3 月 7 日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

2 ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第 5 号）。

（別紙）

平成29年 2 月14日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

渇水対策のため、緊急に予算の増額の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

続きまして、4ページをお開きください。

平成28年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ499万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億1,039万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月14日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては、予算説明書の中で説明をさせていただきます。

ページ、6の4、6の5をお開きください。

まず歳入でございます。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金の499万9,000円は、財政調整基金繰入金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額44億539万2,000円、補正額499万9,000円、計44億1,039万1,000円。

続きまして、歳出でございます。6の6、6の7ページをお開きください。

衛生費、上水道費、簡易水道費、繰出金の499万9,000円につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額44億539万2,000円、補正額499万9,000円、計44億1,039万1,000円。

一般会計につきましては以上でございます。ご承認のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

報告第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第2、報告第2号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 報告第2号 平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）（専決処分）。

上記の報告を承認されたい。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

8ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

（別紙）

平成29年2月14日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

渇水対策のため、緊急に予算の増額の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

10ページをお開きください。

平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ499万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,588万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月14日。小笠原村長、森下一男。

先ほどご承認いただきました一般会計の補正で、基金を取り崩して簡易水道事業会計に繰り出しを行うということのご説明をさせていただきました。

この簡易水道事業特別会計におきましては、歳入におきまして一般会計から繰り出された499万9,000円を歳入として繰り入れ、歳出におきましては渇水対策事業費として499万円を計上させていただいたものでございます。これを2月14日に専決処分をいたしまして、母島における渇水対策の予算として計上をさせていただいたところでございます。

これによりまして、母島におきましても父島同様、間もなく海水の淡水化装置が稼働を始めます。また、農業用水の取水にかかる経費もあわせて補正の計上をさせていただいたところでございます。

説明につきましては以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（池田 望君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

報告第2号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第3、議案第1号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第1号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の施行に伴い、小笠原村村税条例等の一部を改正する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 2ページをお開きください。

2ページから12ページまでが改正条文ですが、説明につきましては、別途お配りしました説明資料にて説明させていただきます。

小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、小笠原村村税条例について改正する。

○議長（池田 望君） 要約版が皆さんに配られておりますので、そのほうを見てください。

○総務課長（セーボレー孝君） 1、軽自動車税、環境性能割の新設による開設でございます。

1点目は、軽自動車の環境性能に応じて税率を決定する環境性能割が新設されることによる規定の改正等でございます。

2点目が、環境への負荷の低減が著しい電気自動車、天然ガス自動車等が低く設定されます。

2、軽自動車税に係る特例措置、グリーン化特例の延長。

1 点目が、軽自動車税における現行のグリーン化特例経過、適用期限を1年延長し、平成28年に取得した軽自動車、軽四輪車について、平成29年度分の軽自動車税について、燃費性能に応じた税率を軽減する。

2 点目、軽減税率については75%軽減、50%軽減、25%軽減となります。

3、法人税の税率の改正。法人税割の税率が引き下げられることによる条文の整備でございます。

1 点目、村税9.7%を6%に引き下げます。

4、医療費控除の特例に係る規定の追加でございます。一定の要件を満たした上で、平成30年度から平成34年度までの各年度の個人村民税に限り、特定一般用医薬品等購入費が1万2,000円を超える場合、その超える部分の金額を総所得金額等から控除する医療費控除の特例が新設されることによる規定の追加でございます。

13ページから32ページまで新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第4、議案第2号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第2号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を、平成29年4月1日から行うこととするため及び公費による低所得者の介護保険料の軽減強化を継続するため、小笠原村介護保険条例の該当条文を改正する必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 34ページをお開きください。

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村介護保険条例（平成12年小笠原村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附則。

1、この条例は、公布の日から施行する。

2、附則。

第7条第1項中、村長が定める日を平成29年3月31日とする。

次の35ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第 2 号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第 5、議案第 3 号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第 3 号 小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成29年 3 月 7 日。小笠原村長、森下一男。

子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の改正に伴い、多子世帯に係る保育料の減額特例を定めるためのものがございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 37ページをお開きください。

小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村保育所条例（昭和53年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 5 後段を削る。

別表（第 6 条関係）に次の 2 項を加える。

9、市町村民税所得割額 5 万 7,700 円未満の世帯の利用者負担額は、次の各号に定める額とする。

（1）在園する幼児が生計を一にするその世帯の兄弟の最年長者の場合は、この表に掲げる額の全額。

（2）在園する幼児が生計を一にするその世帯の兄弟の最年長に次ぐ年長者の場合は、同表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額。

（3）在園する幼児が生計を一にするその世帯の兄弟のうち、（1）（2）に該当しない

兄弟については0円。

10、市町村民税所得割額7万7,101円未満のひとり親世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金等の受給者のいる世帯において、利用者負担額の月額は次の各号に定める額とする。

（１）在園する幼児が生計を一にするその世帯の兄弟の最年長者の場合は、同表に掲げる額の2分の1に相当する額。

（２）在園する幼児が生計を一にするその世帯の兄弟のうち（１）に該当しない兄弟については0円。

附則。

第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表（第6条関係）第9項及び第10項の規定は平成28年4月1日から適用する。

第2条、改正後の小笠原村保育所条例（以下、改正条例という）別表（第6条関係）第9項及び第10項の規定を適用する場合においては、改正前の小笠原村保育所条例第6条により決定された保育料は、改正条例により決定された保育料に改めることとし、既納の保育料等改正条例により決定された保育料との差額が生じた場合は、改正前の小笠原村保育所条例第6条後段の規定にかかわらず還付する。

38ページから40ページまで新旧対照表を添付してございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第3号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第６、議案第４号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第４号 小笠原村高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成29年３月７日。小笠原村長、森下一男。

定員18名以下の通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行したことに伴い、「通所介護」と表記していたものを「地域密着型通所介護」と表記する必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 42ページをお開きください。

小笠原村高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村高齢者在宅サービスセンター条例（平成10年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号第１項中「法律第８条第７項」を「法律第８条第14項」に、「通所介護」を「地域密着型通所介護」に改め、同項第３号中「法律第８条の２第７項」を「法律第８条の２第12項」に、「介護予防通所介護」を「地域密着型介護予防通所介護」に改め、同項第４号中「法律第８条の２第９項」を「法律第８条の２第７項」に改め、同項に次の１号を加える。

（５）法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援事業。

別表、「第３条第３項第１号から第５号までの事業（ただし、第４号を除く）」の項を次のように改める。「第３条第３項第１号から第５号までの事業（ただし、第４号を除く）。１日650円、１食390円」。

附則。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次の43、44ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

安藤重行君。

○2番（安藤重行君） この中で、例えば介護予防通所介護とかいう名称が、地域密着型介護予防通所介護というふうに変わりますが、そのときに、その名称が変わったことで何か変わることはありますか。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 介護保険法の改正によりまして、利用定員が18名以下のものについては、今申し上げた地域密着型という名称に変更になります。

うちの場合は、父島・母島とも定員18名を下回っておりますので、文言の整理ということで、事業の内容については変更はございません。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） もう一点、今、利用定員が18名以内ということだったので、ついでに父島が何名で、母島が何名かというのを教えていただけますか。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 父島のデイサービスセンターが定員15名、母島が8名です。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

ございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第4号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第7、議案第5号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第5号 小笠原村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

母島診療所で実施していた通所入浴サービス事業は、診療所の改修工事に伴い機械浴の実施ができなくなったこと及び母島補完ショートステイ事業は、母島高齢者在宅サービスセンターで母島ショートステイとして事業実施できることとなったため、廃止をする。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 46ページをお開きください。

小笠原村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村介護予防・生活支援事業条例（平成14年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、同条第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第7号を削り、同条第8号を同条第6号とする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）。この別表につきましては、1から6までの各事業を項目と、それから区分、金額の順に読み上げて、説明にかえさせていただきます。

1、ほがらかサービス事業、30分毎400円。

2、食事サービス事業、1食400円。

3、診療所送迎サービス事業、一月100円。

4、福祉用具貸与事業、1カ月。貸与する福祉用具の実費に18を乗じた額のうち、1割相当額。

5、高齢者生活支援サービス事業、30分毎200円。250円（早朝及び夜間）。

6、その他村長が特に認めた事業、実費相当額。

附則。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次の47、48ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 1点だけ伺います。

今の母島の診療所に、機械浴をもうやらなくなったということで廃止するということなんです、これはもう撤去するということでよろしいですか。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） そのとおりでございます。

○議長（池田 望君） ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第5号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第 8、議案第 6 号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第 6 号 小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成29年 3 月 7 日。小笠原村長、森下一男。

母島における手数料が発生するごみの受け入れ体制を父島と同様にすることで、排出者がより適正処理しやすい環境を整えるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 50ページをお開きください。

小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項及び同条第 2 項中「ただし、母島においては本項は適用しない」を削る。

第19条第 1 項中「ただし、母島においては別表 3、番号 1、2 及び 3 については本項は適用しない」を削る。

附則。

（施行期日）

この条例は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

次の51ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長(池田 望君) 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(池田 望君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

議案第6号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第9、議案第7号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長(森下一男君) 議案第7号 村道の路線認定について(沖村九号線)(案)。

上記の議案を提出する。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

道路網の整備を図ることにより交通の発展に寄与し、公共の福祉を増進するとともに、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田 望君) 総務課長、セーボレー君。

○総務課長(セーボレー孝君) 53ページをお開きください。

村道の路線認定について(案)。

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定により、次のように村道の認定を行う。

整理番号60、路線名、沖村九号線。起点、小笠原村母島字元地、終点、同元地。

備考、別図60参照。

次の54ページに、村道沖村九号線認定略図を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第7号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第10、議案第8号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第8号 平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第6号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

57ページをお開きください。

平成28年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,901万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億8,940万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

58ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。款項ごとの歳入の補正内訳でございます。次の59ページに歳出の同様の内訳がございます。

60ページをお開きください。

第2表、繰越明許費。項目が2つございます。

最初の款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、事業名、個人番号カード交付事業、金額、19万6,000円。こちらは、個人番号カードの交付事業の補助金が、現状のマイナンバーカードの発行状況を鑑み、国のほうから繰り越しをするという通知が参りまして、それに伴いまして交付決定をいただいている額、交付決定済額のうち一部を翌年度へ繰り越して実施をするというものでございます。

続きまして、2項目め。款、土木費、項、道路橋梁費、事業名、道路整備改良事業。こちらは、村道大村東町地区の排水性舗装の工事を実施しているところでございますけれども、今年度、事業執行ができなかったものにつきまして、国の補助事業でございますけれども、一部来年度に繰り越して実施をするというものでございます。

続きまして、歳入のほうの説明をさせていただきます。

60の2、60の3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入歳出のそれぞれ補正の総括でございます。

続きまして、60の4、60の5ページをお開きください。

説明につきましては、款項目を読み上げました上で、節の計上説明をさせていただきます。

使用料及手数料、使用料、衛生使用料、火葬場使用料の14万8,000円につきましては、火葬場使用料の増額分を計上いたしましたものでございます。

続きまして、項、手数料、衛生手数料、建設発生土処理手数料959万円につきましては、扇浦旧浄水場跡地の第2原水調整池の工事を行っているところでございますけれども、設計変更に伴いまして大量の残土が発生することによりまして、手数料収入を増額させていただくものでございます。

続きまして、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、保険基盤安定負担金の31万3,000円につきましては、保険基盤安定負担金増額分を計上したものでございます。

項、国庫補助金、総務費国庫補助金、番号制度システム整備費補助金の155万1,000円につきましては、番号制度システム整備費補助金増額分を計上したものでございます。

目、教育費国庫補助金、文化財保護費のマイナス673万8,000円につきましては、文化財保護費減額分を計上したものでございます。こちらは、事業見込みが減額となったためのものでございます。

都支出金、都負担金、民生費都負担金、保険基盤安定負担金の46万6,000円につきましては、保険基盤安定負担金増額分を計上したものでございます。

項、都補助金、民生費都補助金、社会福祉費のマイナス60万8,000円につきましては、社会福祉事業が減額となったことに伴います補助金の減額分を計上したものでございます。

目、衛生費都補助金、環境衛生費のマイナス110万7,000円。その次の目、土木費都補助金の道路整備費のマイナス417万9,000円。こちらはそれぞれ事業実施に伴いまして、契約差金が生じたことによる補助金の減額分を計上したものでございます。

目、教育費都補助金の文化財保護費、こちらは先ほど国庫補助金の中でもご説明をさせていただきました、マイナス168万4,000円。文化財保護費の減額分を計上させていただいたところでございます。

続きまして、繰入金、特別会計繰入金、宅地造成事業特別会計繰入金のマイナス465万4,000円につきましては、宅地造成事業特別会計からの繰入金減額分を計上したものでございます。

目、介護保険・介護サービス事業勘定特別会計繰入金の介護保険・介護サービス事業勘定特別会計繰入金の26万円につきましては、介護保険・介護サービス事業勘定特別会計繰入金の増額分を計上したものでございます。

目、下水道事業特別会計繰入金、下水道事業特別会計繰入金の104万8,000円につきましては

は、下水道事業特別会計繰入金増額分を計上したものでございます。

目、浄化槽事業特別会計繰入金、浄化槽事業特別会計繰入金の61万5,000円につきましては、浄化槽事業特別会計繰入金増額分を計上したものでございます。

続きまして、項、基金繰入金、土地開発基金繰入金、土地開発基金繰入金の1,003万円につきましては、土地開発基金繰入金を計上したものでございます。後ほど歳出で出てまいりますけれども、用地購入に充当をさせていただくものでございます。

60の6、60の7ページをお開きください。

目、ふるさと寄附金繰入金。昨年度、平成27年度につきましては、ふるさと寄附といたしまして38件、392万6,000円のご寄附をいただいたところでございます。平成27年度中につきましては、このいただいた寄附金を基金に積み立てをして、基本、平成28年度の事業に充当するという形をとらせていただいているところでございます。

後ほど、歳出のほうで財源更正という形で説明をさせていただきますけれども、最初に内訳といたしまして、世界自然遺産など環境保全の推進に関する事業、こちらにつきましては、16名の方々から229万6,000円というご寄附をいただいたところでございます。ただ、今年度事業に充当ということで、事業のほうを精査したところでございますけれども、なかなか全て使い切れる状況ではございませんので、200万円につきましては基金にそのままとめ置き、今後の事業費に充当させていただくような形で整理をさせていただきました。自然環境の啓発事業費として、残りの29万6,000円を充当させていただいたところでございます。

続きまして、福祉施策の充実に関する事業といたしまして、1件20万円のご寄附をいただいております。こちらにつきましては、ホームヘルパー養成事業費の財源として充当させていただいているところでございます。

また、教育文化活動及びスポーツ振興に関する事業といたしまして、5件8万円の寄附をいただきました。こちらは、母島の体育施設の管理運営事業費といたしまして、備品購入の事業に充当させていただいたところでございます。

また、寄附の指定なしということで、16件135万円の寄附をいただきました。こちらにつきましては、母島に引き続きまして来年度、光ケーブルのF T T H網の更新を父島におきましても行いますけれども、その設計にかかる経費1,000万円ほどございますが、こちらの経費として充当させていただくことといたしておるところでございます。

続きまして、繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の7,508万2,000円につきましては、繰越金

増額分を計上したものでございます。

諸収入、雑入、雑入、自動車リサイクル出捐金のマイナス80万円につきましては、自動車リサイクル出捐金減額分を計上したものでございます。

また、雑入のマイナス224万3,000円につきましては、その他助成金の減額分。こちらはスポーツ振興くじの助成金の減額をさせていただいたものでございます。

歳入合計、既定額44億1,039万1,000円、補正額7,901万5,000円、計44億8,940万6,000円。

歳入につきましては以上でございます。

○議長（池田 望君） お諮りします。

今、歳入の説明が終わりました。歳出については、暫時休憩の後にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、暫時休憩したいと思います。

16時45分に開会します。よろしくお願いいたします。

（午後4時18分）

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後4時45分）

○議長（池田 望君） 平成28年度小笠原村一般会計補正予算、歳出の説明を求めます。

財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 続きまして、歳出のほうの説明をさせていただきます。

60の8、60の9ページをお開きください。

歳入同様の説明をさせていただきます。

総務費、総務管理費、一般管理費、使用料及賃借料のマイナス136万円、工事請負費のマイナス199万2,000円につきましては、情報通信事業費の執行残、減額分を計上させていただいたものでございます。

目、財務管理費、公有財産購入費の1,003万円につきましては、母島船見台民有地の先行取得に要する経費を計上させていただいたものでございます。

目、企画費、委託料のマイナス492万4,000円につきましては、小笠原村住宅ビジョン策定支援業務の減額分を計上させていただいたものでございます。

目、情報センター運営費、使用料及賃借料のマイナス249万5,000円、工事請負費のマイナス217万円につきましては、情報通信事業、光ケーブル事業及びインターネット事業の執行残等のマイナスを計上させていただいたものでございます。

目、自然環境保全対策費。こちらにつきましては、自然環境啓発事業に特定財源を充当したことに伴いまして、財源更正を実施してございます。

項、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費、負担金補助及交付金の90万円につきましては、戸籍住民基本台帳費の事務費増額分を計上させていただいたものでございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、需用費のマイナス25万円、委託料のマイナス71万3,000円。人権擁護関係の事業中止に伴いまして、減額をさせていただいてございます。

目、高齢社会対策費。こちらは寄附金、ふるさと寄附の基金を充当した関係上、財源更正をさせていただいたところでございます。

60の10、60の11ページをお開きください。

目、国民健康保険費、繰出金の1,603万5,000円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金増額分を計上させていただいたものでございます。

目、後期高齢者医療費繰出金の143万7,000円につきましては、後期高齢医療特別会計への繰出金を計上させていただいたものでございます。

衛生費、保健衛生費、シロアリ対策費、委託料のマイナス358万3,000円につきましては、シロアリ対策事業に減額分がございました関係で、補正をさせていただいたところでございます。

目、火葬場管理費、委託料につきましては、火葬業務に要するに経費の委託料を29万2,000円。また、備品購入費につきましては、遺体搬送用のコンテナを村で買うことを予定してございましたけれども、海運会社のほうで購入をしていただけたということで、341万3,000円は減額をさせていただいております。

目、診療所運営費、負担金補助及交付金のマイナス1,000万円につきましては、一般職人件費の減額分を計上させていただいたものでございます。こちら東京都市町村職員退職手当組合の負担金の率が減になったことに伴いまして減額をさせていただくものでございます。

項、清掃費、塵芥処理費、役務費のマイナス80万円、工事請負費のマイナス109万1,000円、備品購入費のマイナス221万3,000円。こちらは、塵芥処理事業、自動車等のリサイクル、また母島リレーセンターの事業といたしまして、生ごみ処理槽、またごみ計量器、工事、

備品に契約差金が生じたことから、減額をさせていただいているものでございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費、負担金補助及交付金の63万3,000円につきましては、中ノ平自立支援農業団地におきまして、昨年鉄骨ハウスの被覆の張りかえを実施いたしましたけれども、それに伴って施設利用料が増加したことに伴いまして、増額をさせていただいたものでございます。

土木費、土木管理費、土木総務費の委託料904万6,000円につきましては、先ほど歳入の中で、発生残土が多く発生することによりまして、管理上の経費も増額するということから、増額をさせていただいているところでございます。

項、道路橋りょう費、次の60の12、13ページをお開きください。

目、道路橋りょう総務費、旅費のマイナス30万円につきましては、旅費の減額分を計上したものでございます。

目、道路維持費、工事請負費のマイナス300万円につきましては、道路関係の維持補修費執行残部分を減額させていただいたものでございます。

目、道路整備費、旅費のマイナス85万1,000円、工事請負費のマイナス1,307万8,000円。こちらは、契約差金等によりまして執行残が出た関係で減額をさせていただいたところでございます。

項、河川費、河川総務費、工事請負費のマイナス60万円につきましては、契約差金が生じた部分、減額をさせていただいたものでございます。

項、住宅費、用地造成費、繰出金の942万9,000円につきましては、宅地造成事業特別会計への繰出金増額分を計上したものでございます。

教育費、小学校費、学校管理費、工事請負費のマイナス130万4,000円、備品購入費のマイナス7万8,000円。次の項、中学校費、学校管理費の工事請負費、マイナス75万円。これらにつきましては、小学校・中学校におきまして備品、それから工事の経費でございますけれども、執行残等で不用になった額を減額させていただいたところでございます。

項、社会教育費、社会教育総務費、報償費のマイナス4万8,000円、需用費のマイナス2万3,000円、役務費のマイナス26万4,000円、委託料のマイナス555万5,000円、使用料及賃借料のマイナス7万4,000円。これらにつきましては、社会教育総務費に区分されてございました事業それぞれで減額が生じたものをマイナス計上とさせていただきました。

60の14、15ページをお開きください。

項、保健体育費、保健体育総務費、報償費のマイナス24万円、役務費のマイナス25万

9,000円、使用料及賃借料のマイナス5万5,000円、備品購入費のマイナス3万7,000円、負担金補助及交付金のマイナス16万円。こちらは、村民スポーツ振興事業費に計上させていただいておりました経費執行残を減額させていただいたものでございます。

目、体育施設費、こちらにつきましては、特定財源充実に伴いまして財源更正をさせていただいております。

諸支出金、基金費、財政調整基金費、積立金の3,192万3,000円につきましては、財政調整基金への積立金増額分を計上したものでございます。

目、減債基金費、積立金の2,673万6,000円につきましては、減債基金への積立金増額分を計上したものでございます。

目、その他基金費、積立金の2,500万円、こちらにつきましては、情報通信基盤整備基金積立金増額分を計上したものでございます。

続きまして、項、諸費、国庫支出金返納金、償還金利子及割引料の639万2,000円につきましては、国庫支出金返納金の増額分。

目、都支出金返納金の償還金利子及割引料の292万2,000円、都支出金返納金の増額分をそれぞれ計上させていただいてございます。

60の16、60の17ページをお開きください。

目、国有財産管理受託事業清算金、こちらは繰越金を減額し、一般財源を充当するという形で財政構成をさせていただいてございます。

歳出合計、既定額44億1,039万1,000円、補正額7,901万5,000円、計44億8,940万6,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第 8 号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号から議案第 16 号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 次に、日程第11、議案第 9 号から日程第18、議案第16号までの議案 8 件を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、議案 8 件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第 9 号から第16号までを一括して提出させていただきます。

議案第 9 号は平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）、議案第10号は平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）（案）、議案第11号は平成28年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）、議案第12号は平成28年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）（案）、議案第13号は平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）（案）、議案第14号は平成28年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）、議案第15号は平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）、議案第16号は平成28年度小笠原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（案）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、ただいまから特別会計 8 会計の補正予算の説明をさせていただきます。

63ページをお開きください。

平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ464万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,521万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

64ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

次の65ページに、歳出のそれぞれ款項ごとの補正内訳がございます。

65の2、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入歳出の総括でございます。先ほども一般会計同様の説明を、それぞれ歳入歳出ともにさせていただきたいと存じます。

65の4、65の5ページをお開きください。

国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金、現年度分のマイナス455万2,000円につきましては、現年度分減額分を計上させていただいたものでございます。

項、国庫補助金、調整交付金、普通調整交付金のマイナス1,844万円につきましては、普通調整交付金減額分。

目、システム開発費等補助金、制度関係事務準備事業費補助金の2万4,000円につきましては、制度関係業務事務事業費補助金増額分をそれぞれ計上させていただいております。

療養給付費交付金、療養給付費交付金、療養給付費交付金の現年度分マイナス103万6,000円につきましては、現年度分減額分を計上したものでございます。

都支出金、都補助金、給付費都補助金、給付費都補助金のマイナス77万6,000円につきましては、給付費都補助金減額分を計上したものでございます。

共同事業交付金、共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金の693万2,000円につきましては、高額医療費共同事業交付金増額分を計上したものでございます。

目、保険財政共同安定化事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金のマイナス283万5,000円につきましては、保険財政共同安定化事業交付金減額分を計上したものでございま

す。

繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金の104万1,000円、その他一般会計繰入金1,499万4,000円、それぞれ増額分を計上させていただいております。

歳入合計、既定額 3 億9,986万2,000円、補正額マイナス464万8,000円、計 3 億9,521万4,000円。

歳入は以上でございます。

歳出につきましては、65の 6、65の 7 ページをお開きください。

歳出につきましては、このページそれぞれ特定財源の増額、減額に伴いまして財源更正をさせていただいているところでございます。

65の 8、9 ページをお開きください。

最初の介護納付金、介護納付金、介護納付金、こちらは国庫支出金減額に伴いまして、財源更正をさせていただいております。

共同事業拠出金、共同事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金の負担金補助及交付金75万5,000円につきましては拠出金の増額分を、また目、保険財政共同安定化事業拠出金、負担金補助及交付金のマイナス649万1,000円につきましては、事業拠出金減額分をそれぞれ計上したものでございます。

保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費、委託料の100万円につきましては、特定健康診査等事業費の増額分を計上したものでございます。

諸支出金、償還金及還付金、償還金及還付金の償還金利子及割引料の 2 万8,000円につきましては、償還金及還付金の増額分を計上したものでございます。

目、都支出金、返納金のこちらにつきましては、一般会計からの繰入金を増額したことに伴いまして、一般財源を減額するという形の財源更正をさせていただいているところでございます。

歳出合計、既定額 3 億9,986万2,000円、補正額マイナス464万8,000円、計 3 億9,521万4,000円。

続きまして、簡易水道事業特別会計に移らせていただきます。

68ページをお開きください。

平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ190万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,778万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

69ページ、70ページに、歳入歳出の款項ごとの補正内訳がございました。

続きまして、70の2、3ページには歳入歳出予算補正の総括がございました。

70の4、70の5ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の190万9,000円につきましては、昨年度から繰り越された繰越金、予算としての未計上分を全て今回計上させていただいたところでございます。

歳入合計、既定額6億2,588万円、補正額190万9,000円、計6億2,778万9,000円。

歳入につきましては以上でございます。

70の6、70の7ページをお開きください。

諸支出金、基金費、簡易水道基金費、積立金の190万9,000円。こちらは先ほど予算計上いたしました繰越金を財源に、簡易水道事業基金に積み立てを行うという形での計上をさせていただきます。

歳出合計、既定額6億2,588万円、補正額190万9,000円、計6億2,778万9,000円。

簡易水道会計につきましては以上でございます。

続きまして、73ページをお開きください。

平成28年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ606万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,147万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

次の74、75ページに、今回の款項ごとの補正内訳の記載がございます。

また、70の2、70の3ページに歳入歳出予算補正の総括。

続きまして、75の4、5ページをお開きください。

事業収入、土地売払収入、土地売払収入の宅地売払収入のマイナス570万6,000円につきましては、宅地売払収入減額分を計上したものでございます。また、宅地造成負担金のマイナス981万円につきましても、こちらも宅地造成負担金の減額分を計上させていただいております。

項、土地貸付収入、土地貸付収入、土地貸付料の2万5,000円につきましては、土地貸付料増額分を計上させていただいております。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金の942万9,000円につきましては、一般会計繰入金を計上させていただいております。

歳入合計、既定額1,753万6,000円、補正額マイナス606万2,000円、計1,147万4,000円。

歳入は以上でございます。

70の6、70の7ページをお開きください。

総務費、総務管理費、業務管理費の委託料のマイナス86万8,000円、工事請負費のマイナス54万円につきましては、業務管理費分の執行残、減額分を計上させていただいております。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金のマイナス465万4,000円につきましては、一般会計繰出金減額分を計上させていただいております。

歳出合計、既定額1,753万6,000円、補正額マイナス606万2,000円、計1,147万4,000円。

宅地造成事業会計につきましては、12月にも補正をさせていただいてございました。12月は既に販売が決まっておりました区画、契約解除の申し出がありましたことから、土地代金をお返しするための補正を組んだところでございますけれども、今回は、最終的な整理といたしまして、本来販売という形で予算計上していたものが、契約はなったんですけれども、賃貸という形での契約になりました関係で、売払収入のほうを減額させていただき、貸付料収入を増額させていただく。歳出につきましては、売上金を一般会計へ繰り出すという予定のものを減額させていただくという形の補正ということになりました。

続きまして、78ページをお開きください。

平成28年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定め

るところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ671万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,621万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

次の79ページ、80ページに、歳入歳出の款項ごとの補正内訳の記載がございます。

80の2、80の3ページに、歳入歳出予算補正の総括の記載がございます。

80の4、80の5ページをお開きください。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の671万6,000円につきましては、繰越金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額6,949万5,000円、補正額671万6,000円、計7,621万1,000円。

続きまして、80の6、80の7ページをお開きください。

基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金、積立金の671万6,000円につきましては、介護給付費準備基金積立金増額分を計上したものでございます。

既定額6,949万5,000円、補正額671万6,000円、計7,621万1,000円。この会計につきましても、予算計上可能な繰越金を計上いたしまして、それを財源に基金への積立金を増やすという作業をいたしたところでございます。

続きまして、83ページをお開きください。

平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ26万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,489万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

続きまして、84ページ、85ページに歳入歳出の款項ごとの補正内訳の記載がございます。

85の2、85の3ページにつきましては、今回の予算補正の総括の記載がそれぞれございます。

85の4、85の5ページをお開きください。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の26万円につきましては、繰越金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額1億7,463万5,000円、補正額26万円、計1億7,489万5,000円。

続きまして、85の6、85の7ページをお開きください。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の26万円につきましては、こちらは繰越金を財源に、一般会計への繰出金を増額させていただいたものでございます。

歳出合計、既定額1億7,463万5,000円、補正額26万円、計1億7,489万5,000円。

続きまして、88ページをお開きください。

平成28年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,548万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,613万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

次の89、90ページに、款項ごとの補正内訳の記載がございます。

91ページをお開きください。

第2表、地方債補正。

起債の目的、建設改良費でございます。補正前と補正後で変更がございますのが限度額。補正前が1億4,070万円、補正後が1億2,370万円、こちらマイナスの1,700万円でございます。1,700万円の減額ということになります。

91の2、91の3ページ、こちらには歳入歳出予算補正の総括の記載がございます。

91の4、91の5ページをお開きください。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金のマイナス1,953万7,000円につきましては、一

般会計繰入金減額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の104万8,000円につきましては、繰越金増額分を計上させていただきます。

村債、村債、地域し尿処理施設整備債、地域し尿処理施設整備債のマイナス1,700万円につきましては、先ほど説明のほうをさせていただきましたけれども、起債のほうを減額させていただいているところでございます。

歳入合計、既定額 3 億6,162万6,000円、補正額マイナス3,548万9,000円、計 3 億2,613万7,000円。

続きまして、歳出でございます。

91の6、91の7ページをお開きください。

総務費、総務管理費、業務管理費の工事請負費につきましては、父島のし尿処理施設の管理経費がマイナス1,700万円、母島のし尿処理施設の管理経費、それぞれ予定しておりました工事が未執行に終わるということがございまして、合計で3,653万7,000円の減額をさせていただきます。

諸支出金、積立金、一般会計繰出金の繰出金104万8,000円につきましては、一般会計繰出金の増額分を計上してございます。

下水道事業特別会計につきましては、基金を設置してございませぬので、余剰金につきましては、一般会計へ繰り出して基金の積み立てを行うものでございます。

歳出合計、既定額 3 億6,162万6,000円、補正額マイナス3,548万9,000円、計 3 億2,613万7,000円。

下水道会計につきましては以上でございます。

94ページをお開きください。

平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算、予算総則。

平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ61万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,138万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

続きまして、95、96ページに歳入歳出の款項ごとの補正内訳、また96の2、96の3ページに歳入歳出予算補正の総括の記載がございます。

96の4、96の5ページをお開きください。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の61万5,000円につきましては、繰越金増額分の計上をさせていただきますのでございます。

歳入合計、既定額2,076万5,000円、補正額61万5,000円、計2,138万円。

続きまして、歳出でございます。

96の6、96の7ページをお開きください。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の61万5,000円につきましては、先ほど下水道事業特別会計同様、この浄化槽会計につきましても基金が設置されてございません。余剰金は一般会計へ繰り出した上で基金に積み立てをさせていただきます。

歳出合計、既定額2,076万5,000円、補正額61万5,000円、計2,138万円。

続きまして、99ページをお開きください。

平成28年度小笠原村後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成28年度小笠原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に143万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,540万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

続きまして、100ページ、101ページに款項ごとの補正内訳の記載がございます。また、101の2ページ、101の3ページに補正予算の総括の記載がございます。

101の4ページ、101の5ページをお開きください。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の143万7,000円につきましては、その他一般会計繰入金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額2,396万4,000円、補正額143万7,000円、計2,540万1,000円。

歳入は以上でございます。

101の6、101の7ページをお開きください。

広域連合納付金、広域連合納付金、広域連合分賦金、負担金補助及交付金の143万7,000円につきましては、広域連合への分賦金増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額2,396万4,000円、補正額143万7,000円、計2,540万1,000円。

以上、特別会計8会計の補正予算の説明をさせていただきました。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池田 望君） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第9号から議案第16号までの議案8件を一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第9号から議案第16号までに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号から議案第25号までの上程、説明

○議長（池田 望君） 次に、日程第19、議案第17号から日程第27、議案第25号までの議案9件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、議案9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第17号から第25号までを一括して提出させていただきます。

議案第17号は平成29年度小笠原村一般会計予算（案）、議案第18号は平成29年度小笠原村

国民健康保険特別会計予算（案）、議案第19号は平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）、議案第20号は平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）、議案第21号は平成29年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）、議案第22号は平成29年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）、議案第23号は平成29年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）、議案第24号は平成29年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）、議案第25号は平成29年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、平成29年度小笠原村一般会計ほか各特別会計の説明をさせていただきます。

お手元に、この議案とは別に予算の説明書のほう配付をさせていただいております。一緒にごらんいただければと存じます。

説明につきましては、議案の順に予算総則、それから各会計の款の予算計上額等を読み上げる形で行わせていただきます。よろしくお願いをいたします。

まず、一般会計でございます。

105ページをお開きください。

平成29年度小笠原村一般会計予算、予算総則。

平成29年度小笠原村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億8,463万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

この来年度の予算額につきましては、昨年度と比較いたしますと、4億3,389万7,000円の増、10.7%の増となっております。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高限度額は、3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

平成29年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

歳入でございます。

村税4億5,355万3,000円、地方譲与税736万5,000円、利子割交付金105万5,000円、配当割交付金392万6,000円、株式等譲渡所得割交付金267万5,000円、地方消費税交付金6,625万5,000円、自動車取得税交付金332万1,000円、国有提供施設等所在市町村助成交付金1億2,106万9,000円、地方特例交付金28万8,000円。

107ページをお開きください。

地方交付税14億7,683万7,000円、分担金及負担金553万6,000円、使用料及手数料2億7,887万1,000円、国庫支出金3億4,990万9,000円、都支出金9億58万円、財産収入4,321万円、寄附金170万1,000円、繰入金3億6,550万6,000円、繰越金790万円、諸収入7,127万4,000円。

108ページをお開きください。

村債3億2,380万円、歳入合計44億8,463万1,000円。

109ページをお開きください。

歳出でございます。

議会費6,203万6,000円、総務費14億1,652万5,000円、民生費7億6,881万3,000円、衛生費10億9,213万1,000円、農林水産業費6,231万2,000円、商工費1億3,572万3,000円、土木費1億7,623万8,000円。

110ページをお開きください。

消防費1,211万4,000円、教育費2億3,372万4,000円、公債費4億3,518万3,000円、諸支出

金7,983万2,000円、予備費1,000万円、歳出合計44億8,463万1,000円でございます。

111ページをお開きください。

村債でございます。起債の目的、起債の限度額につきましての説明をさせていただきます。

情報基盤整備債 1 億9,000万円、臨時財政対策債8,790万円、児童福祉施設整備債3,350万円、道路整備債1,240万円、合計で 3 億2,380万円でございます。

起債の方法、償還の方法、その他につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、114ページをお開きください。

平成29年度小笠原村国民健康保険特別会計予算、予算総則。

平成29年度小笠原村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億9,313万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成29年 3 月 7 日提出。小笠原村長、森下一男。

国民健康保険会計につきましては、昨年度比1,217万円、3.2%の増でございます。

115ページをお開きください。

まず歳入でございます。

国民健康保険税7,814万1,000円、一部負担金2,000円、使用料及手数料2,000円、国庫支出金 1 億670万8,000円、療養給付費交付金317万6,000円、前期高齢者交付金836万1,000円、都支出金4,157万5,000円、共同事業交付金 1 億68万1,000円、寄附金1,000円、繰入金5,447万円、繰越金1,000円、諸収入 1 万2,000円。

116ページをお開きください。

歳入合計 3 億9,313万円。

117ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費2,433万7,000円、保険給付費 1 億5,231万6,000円、後期高齢者支援金等5,968万円、前期高齢者納付金等20万9,000円、老人保健拠出金4,000円、介護納付金2,635万9,000円、共同事業拠出金 1 億2,043万円、保健事業費849万1,000円、諸支出金30万4,000円。

118ページをお開きください。

予備費100万円、歳出合計 3 億9,313万円でございます。

続きまして、121ページをお開きください。

平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算、予算総則。

平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,318万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

簡易水道事業会計の予算総額は、昨年度と比較いたしますと5億8,821万9,000円、104.1%の大幅な増となっております。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の年額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成29年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

122ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入でございます。

分担金及負担金1,000円、使用料及手数料9,577万円、国庫支出金4億6,226万5,000円、都支出金2億3,113万3,000円、財産収入9,000円、繰入金1億4,235万2,000円、繰越金1,000円、諸収入5万2,000円、村債2億2,160万円、歳入合計11億5,318万3,000円。

123ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費1億6,233万9,000円、建設改良費9億2,453万円、公債費6,430万4,000円、諸支出金1万円、予備費200万円、歳出合計11億5,318万3,000円。

124ページをお開きください。

第2表、継続費。

款、建設改良費、項、建設改良費、事業名、第2原水調整池築造、総額は5億923万2,000円。年割額につきましては、平成29年度に2億7,691万2,000円、平成30年度に2億3,232万

円でございます。

125ページをお開きください。

第3表、村債。

起債の目的、建設改良債。起債の限度額2億2,160万円、合計2億2,160万円。起債の方法、償還の方法、その他につきましては記載のとおりでございます。

128ページをお開きください。

平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算、予算総則。

平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,689万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

宅地造成事業会計につきましては、前年度比807万7,000円、91.6%の増でございます。

平成29年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

129ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入でございます。

事業収入1,689万3,000円、繰入金1,000円、繰越金1,000円、諸収入1,000円、歳入合計1,689万6,000円。

130ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費418万6,000円、諸支出金1,261万円、予備費10万円、歳出合計1,689万6,000円。

続きまして、133ページをお開きください。

平成29年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算、予算総則。

平成29年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,571万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

保険事業勘定の総額につきましては、前年度比マイナス318万2,000円、率にいたしまして、

マイナス5.4%の計上となっております。

平成29年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

134ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入でございます。

保険料983万2,000円、使用料及手数料2,000円、国庫支出金850万9,000円、支払基金交付金1,278万6,000円、都支出金638万5,000円、財産収入1万円、寄附金1,000円、繰入金1,807万7,000円、繰越金10万円、諸収入7,000円。

135ページをお開きください。

村債1,000円、歳入合計5,571万円。

136ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費942万1,000円、保険給付費4,469万7,000円、地域支援事業費97万4,000円、財政安定化基金拠出金1,000円、基金積立金1万1,000円、諸支出金10万5,000円、公債費1,000円、予備費50万円、歳出合計5,571万円。

続きまして、139ページをお開きください。

平成29年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算、予算総則。

平成29年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,392万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

介護サービス事業勘定の予算につきましては、前年度比マイナス41万円、率にいたしますと0.2%のマイナスと、大きな増減はございませんでした。

平成29年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

140ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

サービス収入3,243万4,000円、寄附金1,000円、繰入金1億4,148万4,000円、繰越金1,000円、諸収入2,000円、歳入合計1億7,392万2,000円。

141ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費1,018万9,000円、サービス事業費 1 億6,273万円、諸支出金3,000円、予備費100万円、歳出合計 1 億7,392万2,000円でございます。

続きまして、144ページをお開きください。

平成29年度小笠原村下水道事業特別会計予算、予算総則。

平成29年度小笠原村下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億9,619万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

下水道会計につきましては、前年度比 1 億29万9,000円と大幅な減額、率にいたしますとマイナス25.3%の減となっております。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成29年 3 月 7 日提出。小笠原村長、森下一男。

145ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算。

歳入でございます。

分担金及負担金1,000円、使用料及手数料5,209万円、国庫支出金5,535万円、繰入金 1 億3,895万2,000円、諸収入2,000円、村債4,980万円、歳入合計 2 億9,619万6,000円。

146ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費 1 億3,319万3,000円、建設改良費 1 億1,070万円、公債費5,130万2,000円、諸支出金1,000円、予備費100万円、歳出合計 2 億9,619万6,000円。

147ページをお開きください。

第 2 表、村債。

起債の目的、建設改良債。起債の限度額4,980万円。起債の方法、償還の方法、その他に

つきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、150ページをお開きください。

平成29年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算、予算総則。

平成29年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,469万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

浄化槽会計につきましては、前年度比546万3,000円の減、率にいたしますと27.1%の減となっております。

平成29年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

151ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入でございます。

分担金及負担金1,000円、使用料及手数料437万2,000円、都支出金1,000円、繰入金1,031万3,000円、繰越金1,000円、諸収入2,000円、歳入合計1,469万円。

152ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費968万6,000円、公債費400万3,000円、諸支出金1,000円、予備費100万円、歳出合計1,469万円。

続きまして、155ページをお開きください。

平成29年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算、予算総則。

平成29年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,328万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

後期高齢者医療会計につきましては、前年度比67万9,000円の減、率にいたしましてマイナス2.8%。こちら、大きな増減はございませんでした。

平成29年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

156ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入。

後期高齢者医療保険料851万3,000円、繰入金1,360万8,000円、繰越金1,000円、諸収入116万3,000円、歳入合計2,328万5,000円。

157ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費292万8,000円、広域連合納付金1,752万5,000円、保健事業費75万円、保険給付費35万円、諸支出金23万2,000円、予備費150万円、歳出合計2,328万5,000円。

以上、来年度、平成29年度の各会計の予算につきまして説明をさせていただきました。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

◎平成29年度予算特別委員会設置の動議

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 動議を提出いたします。

平成29年度小笠原村各会計予算（案）につきましては、平成29年度予算特別委員会を設置し、同委員会に付託し審査されることを提案いたします。

○議長（池田 望君） ただいまの動議を議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

平成29年度予算特別委員会設置の動議を議題といたします。

要綱案はお手元に配付してあります。

朗読は省略します。

本件は動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、平成29年度予算特別委員会を設置し、平成29年度小笠原村各会計予算（案）については、同委員会に付託することに決定いたしました。

委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りします。

平成29年度予算特別委員会を招集するため、暫時休憩したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午後 5 時 5 3 分）

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後 6 時 5 分）

◎予算特別委員会から報告

○議長（池田 望君） 平成29年度予算特別委員会からの報告があります。

安藤重行君。

○2 番（安藤重行君） ご報告いたします。

平成29年度予算特別委員会において、私、安藤重行が委員長に、鯉江 満君が副委員長に選出されましたので、ご報告いたします。

○議長（池田 望君） 次に、財政課長、江尻君から訂正の申し出がございました。

財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 大変申し訳ございません。

先ほど、来年度の一般会計の予算総則を説明させていただきましたけれども、債務負担行為というのは来年度当初には組んでございませところ、記載されている債務負担行為を読み上げてしまいました。こちらは、その部分削除した上で差しかえのほうを用意させていただきますので、よろしくお願いいたします。

大変失礼いたしました。

○議長（池田 望君） よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（池田 望君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を終了します。

委員会審議のため、明日３月９日から３月16日までの８日間を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、３月９日から３月16日までの８日間を休会とすることに決定しました。

次回は３月17日午後４時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ありがとうございました。

（午後６時８分）

平成 2 9 年 第 1 回 小 笠 原 村 議 会 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 （第 3 号）

平成 2 9 年 3 月 1 7 日（金曜日）午後 4 時開議

- 第 1 議案第 1 7 号 平成 2 9 年度小笠原村一般会計予算（案）
- 第 2 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
- 第 3 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
- 第 4 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
- 第 5 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 6 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 7 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
- 第 8 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
- 第 9 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）
- 第 1 0 議案第 2 6 号 小笠原村父島辺地及び母島辺地にかかる公共的施設の総合整備計画（平成 2 5 年度～平成 2 9 年度）について（案）

追加日程

- 第 1 発議第 1 号 議員の派遣について（案）

出席議員（7名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯉 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
8 番	池 田 望 君		

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	渋谷 正 昭 君
教 育 長	松 本 隆 君	総 務 課 長	セーボレー 孝 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
環 境 課 長	深 谷 雪 雄 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君	建設水道課長	篠 田 千鶴男 君
教 育 課 長	持 田 憲 一 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 津 源 君	書 記	萩 原 佳 代 君
---------	---------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（池田 望君） これより本日の会議を開きます。

（午後 4 時）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎諸般の報告

○議長（池田 望君） 次に、事務局長から諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（大津 源君） ご報告いたします。

3月11日、議長池田 望君が都立小笠原高校の卒業式に出席しました。

本日、3月17日、議長池田 望君が議員6名とともに小笠原中学校の卒業式に出席しました。

以上です。

◎議案第17号から議案第25号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） それでは、日程に入ります。

日程第1、議案第17号から日程第9、議案第25号までの議案9件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、議案9件を一括議題とします。

平成29年度予算特別委員会委員長の報告を求めます。

安藤重行委員長。

○予算特別委員長（安藤重行君） 本委員会に付託された平成29年度小笠原村各会計予算（案）は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

平成29年3月17日。平成29年度予算特別委員会委員長、安藤重行。

小笠原村議会議長、池田 望様。

1、議案第17号から議案第25号までの平成29年度小笠原村各会計予算（案）9件は、原案のとおり可決するものと決定しました。

2、意見。

当村は、医療、福祉、介護サービスの充実、拡充を図り、村民のニーズに応じてきたが、人件費を主に、財政負担は確実に増加している。

今後、子育て支援ニーズへの対応、新たに求められている行政課題への取り組み等により、その負担はますます増加することが想定されている。

現在見込める財源は確実に収入するとともに、新たな財源確保について、あらゆる可能性を模索していただきたい。

特に、国民健康保険医療保険改革法の制定に伴う保険料などの諸課題、介護保険制度などの実施、建設工事等の着実な予算執行、老朽化した施設における補修と更新の見きわめなど、適切な手だてを確実に講じられるよう一層努力されたい。

本予算特別委員会の審議の中で、各委員から指摘や要望・意見があった事項については、今後の施策財政運営に反映させ、村民生活の安定・向上のために予算を確実に執行されたい。

以上でございます。

○議長（池田 望君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本報告に反対の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第17号から議案第25号までの議案9件を一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

本予算案に対する委員長報告は、原案どおり可決です。

議案第17号から議案第25号までを、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本予算案は委員長報告のとおり可決されました。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第17号から議案第25号までの平成29年度小笠原村各会計歳入歳出予算につきましては、ただいま可決、ご承認をいただきました。ご承認、まことにありがとうございます。

承認に当たりまして付された意見、また審議の中でいただきましたご指摘等を念頭に置きながら、健全かつ着実な予算執行に努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願いを申し上げます。

発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 続きまして、日程第10、議案第26号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第26号 小笠原村父島辺地及び母島辺地にかかる公共的施設の総合整備計画（平成25年度～平成29年度）について（案）。

上記の議案を提出する。

平成29年3月7日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、ご説明いたします。

159ページをお開きください。

公共施設の整備計画でございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく財政上の特別措置等を受けるため、この辺地に係る総合整備計画を策定いたしているところでございます。

この計画に掲載されました事業につきましては、辺地対策事業債が起債できるようになり

まして、後年度の元利償還金は地方交付税の算定基礎額に算入されまして、元利償還金の約80%を国から地方交付税として交付をされることとなります。

小笠原村父島辺地、小笠原村母島辺地の、今回策定をいたしました平成25年度から平成29年度までの整備計画及び昭和54年度から平成29年度までの全体計画の記載が、この159ページにあります。

今回策定の5カ年の計画につきましては、次の160ページ、161ページ、総合整備計画書によって説明のほうをさせていただきたいと思います。

160ページをお開きください。

総合整備計画書。東京都小笠原村父島辺地。

辺地の人口、2,072人。面積23.45平方キロメートル。人口につきましては、今月末、平成29年3月31日末の予測の数値でございます。

辺地の概況、公共的施設の整備を必要とする事情、公共的施設の整備計画、こちらにつきましては記載のとおりでございます。1番、辺地の概況の中に、辺地度点数というのがございます。こちらは、その地域の状況により辺地度点数が計算されるものですが、その計算された点数が100点を超えることによりまして辺地と認められるものでございます。

それでは、一番下、表になってございますけれども、こちらの区分、事業費、財源内訳、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額につきましてご説明をさせていただきます。

施設名、村道扇浦地域線、大村奥村地域線。事業主体名、小笠原村。事業費1億2,489万円2,000円。財源内訳のうち、特定財源7,493万4,000円、一般財源4,995万8,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額810万円。

次に、集会施設、小笠原村。事業費3億2,340万円。特定財源3億2,227万1,000円、一般財源112万9,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額はございません。

次に、し尿処理施設。事業主体名、小笠原村。事業費8,593万1,000円。特定財源はございません。一般財源8,593万1,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額8,590万円。

合計でございます。事業費5億3,422万3,000円。財源内訳、特定財源3億9,720万5,000円、一般財源1億3,701万8,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額9,400万円でございます。

続きまして、161ページをお開きください。

総合整備計画書。東京都小笠原村母島辺地。

辺地の人口、468人。面積19.88平方キロメートル。

辺地の概況と公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、記載のとおりでございます。

3番目の公共的施設の整備計画につきまして説明をさせていただきます。

まず区分、施設名、村道沖村地域線。事業主体名、小笠原村。事業費3,373万7,000円。財源内訳、特定財源2,024万3,000円、一般財源1,349万4,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額430万円。

次に、施設名、児童福祉施設。事業主体名、小笠原村。事業費1億31万1,000円。財源内訳、特定財源5,015万5,000円、一般財源5,015万6,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額3,350万円。

合計です。事業費1億3,404万8,000円。財源内訳のうち特定財源が7,039万8,000円、一般財源が6,365万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が3,780万円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第26号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（池田 望君） 次に、日程の追加についてお諮りします。

発議第1号を日程に追加し、追加日程第1号として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（池田 望君） 追加日程第1、発議第1号を議題とします。

会議規則第122条の規定により、議員の派遣についてお諮りします。

事務局長に内容を説明させます。

○事務局長（大津 源君） 発議第1号 議員の派遣について（案）。

次のとおり議員を派遣する。

1、東京都町村議会議長会主催「議員講演会」出席及び情報・意見交換等。

派遣目的でございます。議員活動の一助とするため、東京都町村議会議長会主催の議員講演会に出席するとともに、行政関係部署等と村政諸課題の解決に向けた情報・意見交換等を行うため。

派遣場所です。都内（アジュール竹芝、国・東京都関係部署ほか）となっております。

派遣期間です。平成29年5月12日から5月21日まで、その中で講演会は5月16日、情報・意見交換等はその他の日程ということになっております。

派遣議員は、池田議長ほか議員6名です。

2、全国町村議会議長会主催「町村議会議長・副議長研修会」出席。

派遣目的です。議員の資質向上のため。

派遣場所は、都内（中野サンプラザホール）となっております。

派遣期間は、平成29年5月24日から6月3日まで、研修会は5月31日となっております。

派遣議員は、池田議長、杉田副議長です。

説明は以上です。

○議長（池田 望君） ただいまの説明のとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、発議第1号は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（池田 望君） 次に、議会運営委員会、総務委員会、硫黄島調査特別委員会、小笠原航空路開設推進特別委員会から所管の事務及び調査中の事件について、各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

本件は、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（池田 望君） 以上をもって本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年第1回小笠原村議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

（午後4時17分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年 月 日

議 長 池 田 望

副 議 長 杉 田 一 男

署 名 議 員 杉 田 一 男

署 名 議 員 稲 垣 勇

議案等審議結果表

第 1 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 2 9 年 3 月 7 日）

議決月日（平成 2 9 年 3 月 8 日）

議案番号	件 名	審 議 結 果
報告第 1 号	平成 2 8 年度小笠原村一般会計補正予算（第 5 号） （専決処分）	原案承認
報告第 2 号	平成 2 8 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（専決処分）	原案承認
議案第 1 号	小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 2 号	小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 3 号	小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 4 号	小笠原村高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 5 号	小笠原村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 6 号	小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 7 号	村道の路線認定について（沖村九号線）（案）	原案可決
議案第 8 号	平成 2 8 年度小笠原村一般会計補正予算（第 6 号） （案）	原案可決
議案第 9 号	平成 2 8 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）	原案可決
議案第 1 0 号	平成 2 8 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）（案）	原案可決

議案番号	件 名	審 議 結 果
議案第 1 1 号	平成 2 8 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）	原案可決
議案第 1 2 号	平成 2 8 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）（案）	原案可決
議案第 1 3 号	平成 2 8 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）（案）	原案可決
議案第 1 4 号	平成 2 8 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）	原案可決
議案第 1 5 号	平成 2 8 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）	原案可決
議案第 1 6 号	平成 2 8 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決

第 1 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 2 9 年 3 月 8 日、1 7 日）

議決月日（平成 2 9 年 3 月 1 7 日）

議案番号	件 名	審議結果
議案第 1 7 号	平成 2 9 年度小笠原村一般会計予算（案）	原案可決
議案第 1 8 号	平成 2 9 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）	原案可決
議案第 1 9 号	平成 2 9 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 2 0 号	平成 2 9 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 2 1 号	平成 2 9 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
議案第 2 2 号	平成 2 9 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
議案第 2 3 号	平成 2 9 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 2 4 号	平成 2 9 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 2 5 号	平成 2 9 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）	原案可決
議案第 2 6 号	小笠原村父島辺地及び母島辺地にかかる公共的施設の総合整備計画（平成 2 5 年度～平成 2 9 年度）について（案）	原案可決
発議第 1 号	議員の派遣について（案）	原案可決

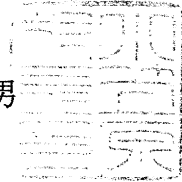
別

冊

28小笠原総第1729号
平成29年2月24日

小笠原村議会議長
池 田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成29年第1回小笠原村議会定例会の招集について（通知）

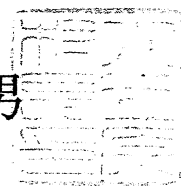
本日、別紙写しのとおり、平成29年第1回小笠原村議会定例会を招集する
告示をしたので、通知いたします。

小笠原村告示第3号

平成29年第1回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成29年2月24日

小笠原村長 森 下 一 男



記

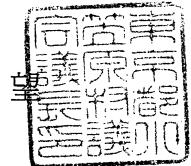
1 期 日 平成29年3月7日

2 場 所 小笠原村議会議事堂

28小笠原議第160号
平成29年2月24日

議 員 各 位

小笠原村議会
議長 池 田



平成29年第1回小笠原村議会定例会の招集について

平成29年2月24日付28小笠原総第1729号により、平成29年小笠原村告示第3号をもって、平成29年3月7日、平成29年第1回小笠原村議会定例会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第9条第1項の規定により、午前10時開会といたします。

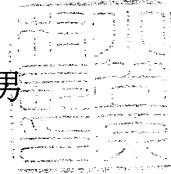
記

- 1 開催日時 平成29年3月7日 (火) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

28小笠原総第1733号
平成29年2月27日

小笠原村議会議長
池 田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



専決した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決した
下記事件を、同条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

報告第1号	平成28年度小笠原村一般会計補正予算（第5号）（専決処分）
報告第2号	平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号） （専決処分）

28小笠原総第1734号

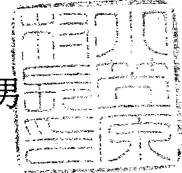
平成29年2月27日

小笠原村議会議長

池 田 望 殿

小笠原村長

森 下 一 男



議案の送付について

平成29年第1回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

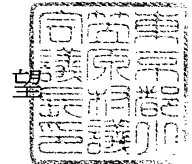
- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 小笠原村村税条例の一部を改正する条例 (案) |
| 議案第 2 号 | 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例 (案) |
| 議案第 3 号 | 小笠原村保育所条例の一部を改正する条例 (案) |
| 議案第 4 号 | 小笠原村高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例 (案) |
| 議案第 5 号 | 小笠原村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例 (案) |
| 議案第 6 号 | 小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 (案) |
| 議案第 7 号 | 村道の路線認定について (沖村九号線) (案) |
| 議案第 8 号 | 平成28年度小笠原村一般会計補正予算 (第6号) (案) |
| 議案第 9 号 | 平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) (案) |
| 議案第10号 | 平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算 (第5号) (案) |
| 議案第11号 | 平成28年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算 (第2号) (案) |
| 議案第12号 | 平成28年度小笠原村介護保険 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第2号) (案) |

- 議案第13号 平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）（案）
- 議案第14号 平成28年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）
- 議案第15号 平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）（案）
- 議案第16号 平成28年度小笠原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）
- 議案第17号 平成29年度小笠原村一般会計予算（案）
- 議案第18号 平成29年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
- 議案第19号 平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
- 議案第20号 平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
- 議案第21号 平成29年度小笠原村介護保険(保険事業勘定)特別会計予算（案）
- 議案第22号 平成29年度小笠原村介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計予算（案）
- 議案第23号 平成29年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
- 議案第24号 平成29年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
- 議案第25号 平成29年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）
- 議案第26号 小笠原村父島辺地及び母島辺地にかかる公共的施設の総合整備計画（平成25年度～平成29年度）について（案）

28小笠原議第161号
平成29年2月24日

小笠原村長
森 下 一 男 殿

小笠原村議会
議長 池 田



説明員の出席要求について

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、平成29年第1回小笠原村議会定例会に平成28年1月4日付28小笠原総第1321号及び28小笠原総第1322号により通知された説明員の出欠を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

- 1 開催日時 平成29年3月7日 (火) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

28小笠原議第161号
平成29年2月24日

小笠原村教育委員会
教育長 松 本 隆 殿

小笠原村議会
議長 池 田



説明員の出席要求について

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、平成29年第1回小笠原村議会議定例会に平成28年1月6日付28小笠原教第501号により通知された説明員の出欠を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

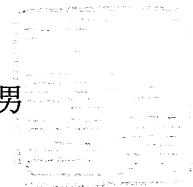
記

- 1 開催日時 平成29年3月7日 (土) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

28 小笠原総第 1 7 4 1 号
平成 2 9 年 2 月 2 7 日

小笠原村議会議長
池 田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成 2 9 年 2 月 2 4 日付 2 8 小笠原議第 1 6 1 号により要求のありました平成 2 9 年第 1 回村議会定例会説明員の出欠席につきましては、下記のとおりです。

記

出 席

村 長	森 下 一 男
副村長	渋谷 正 昭
総務課長	セーボレー 孝
総務課企画政策室長	樋 口 博
財政課長	江 尻 康 弘
村民課長	村 井 達 人
医療課長	佐々木 英 樹
産業観光課長	牛 島 康 博
環境課長	深 谷 雪 雄
建設水道課長	篠 田 千鶴男
母島支所長	湯 村 義 夫

28小笠原教第689号
平成29年2月24日

小笠原村議会
議長 池田 望 殿

小笠原村教育委員会
教育長 松本 隆



説明員の出席について（定例会）

平成29年2月24日付28小笠原議第161号により要求のありました説明員については、以下のとおりです。

記

出席 教育長 松本 隆

出席 教育課長 持田 憲一

平成 29 年度予算特別委員会設置に関する動議

別紙の要綱(案)に基づき、平成 29 年度予算特別委員会を設置されたい。

平成 29 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村議会議員 安藤重行 

平成 29 年度予算特別委員会設置要綱(案)

(設 置)

第 1 条 小笠原村議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、平成 29 年度予算特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、平成 29 年度小笠原村各会計歳入歳出予算(案)について、その行政効果、財政構造等、大局的な見地から審査を行う。

(構 成)

第 3 条 委員会は 6 名の委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員会を招集し、その議事を主宰する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

平成 29 年度予算特別委員会委員名簿(案)

稲垣 勇

杉田一男

鯉江 満

一木重夫

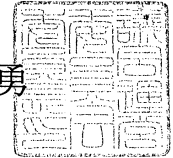
安藤重行

清水良一

平成 29 年 3 月 1 日

小笠原村議会議長
池田 望 様

議会運営委員会
委員長 稲垣 勇



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

平成 29 年 3 月 8 日

小笠原村議会議長
池田 望 様

総務委員会
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の所管事務について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 特定事件継続調査事項にかかる事件

特定事件継続調査事項表

総務委員会

1 村政全般

総合計画について
財政について
社会福祉について
保健衛生について
環境衛生について
防災について
教育について
農林水産業について
商工観光業について
環境保全について
土木建築について
上下水道事業について
宅地造成事業について
その他

平成 29 年 3 月 8 日

小笠原村議会議長
池田 望 様

小笠原航空路開設推進特別委員会
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

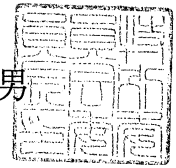
記

1 事 件 小笠原航空路開設の推進について

平成 29 年 3 月 8 日

小笠原村議会議長
池田 望 様

硫黄島調査特別委員会
委員長 杉田一男



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 硫黄島についての総合的な調査・研究

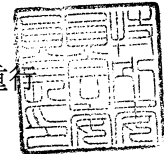
平成 29 年度 予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託された平成 29 年度各会計予算（案）は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

平成 29 年 3 月 17 日

平成 29 年度予算特別委員会

委員長 安藤重行



小笠原村議会議長

池田 望 様

1 件 名

議案番号	件 名	審査結果
第 17 号	平成 29 年度小笠原村一般会計予算（案）	原案可決
第 18 号	平成 29 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）	原案可決
第 19 号	平成 29 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）	原案可決
第 20 号	平成 29 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）	原案可決
第 21 号	平成 29 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
第 22 号	平成 29 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
第 23 号	平成 29 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）	原案可決
第 24 号	平成 29 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）	原案可決
第 25 号	平成 29 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）	原案可決

2 意 見

当村は、医療、福祉・介護サービスの充実、拡充を図り、村民のニーズに応じてきたが、人件費を主に、財政負担は確実に増加している。

今後、子育て支援ニーズへの対応、新たに求められている行政課題への取組み等により、その負担は益々増加することが想定されている。

現在見込める財源は確実に収入するとともに、新たな財源確保について、あらゆる可能性を模索していただきたい。

特に、国民健康保険医療保険改革法の制定に伴う保険料などの諸課題、介護保険制度などの実施、建設、工事等の着実な予算執行、老朽化した施設における補修と更新の見極めなど、適切な手立てを確実に講じられるよう一層努力されたい。

本予算特別委員会の審議の中で、各委員から指摘や要望・意見があった事項については、今後の施策財政運営に反映させ、村民生活の安定・向上のために予算を確実に執行されたい。

28 小笠原監第 33 号
平成29年2月27日

小笠原村議会
議長 池田 望 殿

小笠原村監査委員

稲垣 直彦
鯉江 満



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を別紙のとおり実施したので報告いたします。

例月出納検査結果報告書

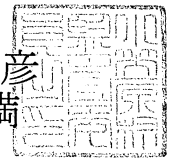
- 1 検査日時 平成29年2月27日 (月)
午後3時から4時30分まで
- 2 検査会場 小笠原村議会議事堂
- 3 出席者 稲垣直彦 監査委員
鯉江 満 監査委員
補助者 大津 源 監査委員書記副参事
補助者 萩原 佳代 監査委員書記
説明者 菊池 元弘 会計室会計管理者
- 4 検査対象 平成28年12月分
一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計、介護保険(保険事業勘定)特別会計、介護保険(サービス事業勘定)特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、以上の現金、預金、一時借入金等出納保管状況。
抽出科目： 一般会計・民生費社会福祉費有料老人ホーム運営費備品購入費
資金前渡管理者： 村民課長
- 5 検査手続 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金、借入金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。
なお、抽出科目のうち、汚物除去機の購入については、詳細に書類審査を行い、内容・執行状況等を検査した。
- 7 検査結果 会計別現金出納簿、収支報告書兼預金明細書、歳入現金出納簿状況記載の計数と関係帳簿、証書類により計数審査を行い、検査対象月の指定金融機関の口座を照合した。その結果、各会計及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。
- 8 その他 次回の検査日 平成29年3月21日 午後3時
小笠原村議会議事堂
検査対象 平成29年1月分



28 小笠原監第 30 号
平成29年2月2日

小笠原村議会
議長 池田 望 様

小笠原村監査委員
稲垣 直彦
鯉江 満



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を別紙のとおり実施したので報告いたします。

例月出納検査結果報告書

- 1 検査日時 平成29年2月2日 (木)
午後2時30分から4時45分まで
- 2 検査会場 小笠原村議会議事堂
- 3 出席者 稲垣直彦 監査委員
鯉江 満 監査委員
補助者 大津源 監査委員書記副参事
説明者 菊池 元弘 会計室会計管理者
- 4 検査対象 平成28年11月分
一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計、介護保険(保険事業勘定)特別会計、介護保険(サービス事業勘定)特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、以上の現金、預金、一時借入金等出納保管状況。
抽出科目: 塵芥処理費・備品購入費
資金前渡管理者: 産業観光課長
- 5 検査手続 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金、借入金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。
なお、抽出科目のうち、ごみ計量器の購入については、詳細に書類審査を行い、内容・執行状況等を検査した。
- 7 検査結果 会計別現金出納簿、収支報告書兼預金明細書、歳入現金出納簿状況記載の計数と関係帳簿、証書類により計数審査を行い、検査対象月の指定金融機関の口座を照合した。その結果、各会計及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。
- 8 その他 次回の検査日 平成29年2月27日 午後3時
小笠原村議会議事堂
検査対象 平成28年12月分



28 小笠原監第 31 号
平成 29 年 2 月 10 日

小笠原村議会議長
池 田 望 様

監査委員 稲 垣 直 彦
監査委員 鯨 江 満



平成 28 年度定期監査実施について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 28 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり報告いたします。

平成 29 年 2 月 10 日

平成 28 年度定期監査の結果について

1 実施日時

平成 29 年 1 月 31 日(火) 9:00～17:10
2 月 1 日(水) 9:00～17:15
2 月 2 日(木) 9:00～14:30

2 実施会場 小笠原村議会議事堂

3 実施対象

- (1) 平成 28 年度各会計事務事業執行状況
- (2) 平成 28 年度外部業務委託（年間委託）の状況及び予算執行状況
- (3) 平成 28 年度備品購入の状況
- (4) 平成 28 年度各会計予備費の予算執行状況

4 監査結果

(1) 平成 28 年度各会計事務事業執行状況

① 歳入（12 月 30 日現在の税徴収率について）

歳入予算各会計の合計執行率は 48.9%で、前年度と比較して 2.5 ポイント増加した。村税の現年度分徴収率は 72.5%、滞納繰越分の徴収率は 39.0%で、それぞれ前年度と比べて 0.7 ポイント及び 7.2 ポイント増加した。引き続き徴収率の向上に努力されたい。

② 歳出（12 月 30 日現在の事務事業執行率について）

歳出予算各会計の合計執行率は 45.2%で、前年度と比較して 2.4 ポイント低下した。引き続き計画的な予算執行に努められたい。

③ 次の事務事業を抽出して監査を行った結果、それぞれ概ね適正に執行されていると認められた。

【振興開発事業】

- ① 橋梁補修設計委託（乳房橋外 4 橋）
- ② 第 2 原水調整池整備工事その 1
- ③ 清瀬配水池建替工事
- ④ 浄化槽整備工事 28-1
- ⑤ 沖村浄水場改良工事（擁壁）
- ⑥ 国有林野用地測量委託（母島船見台）

【新規事業】

- ① LED 表示器交換工事
- ② 丸山トンネル支障移設工事
- ③ 世界自然遺産登録 5 周年事業

- ④ 固定資産税基準値・標準地鑑定委託
- ⑤ 父島クリーンセンター耐火物補修その他工事
- ⑥ 特別支援学級改修工事（父島）
- ⑦ 観光施設整備（南島上陸地点安全対策工事）
- ⑧ ホームヘルパー養成事業
- ⑨ 定期船退役・就航記念事業

（２）平成 28 年度外部業務委託（年間委託）の状況及び予算執行状況

次の外部業務委託を抽出して監査を行った結果、それぞれ概ね適正に執行されていると認められた。

- ① 父島航空障害灯設備保守点検業務委託
- ② 硫黄島車輛及び重機定期点検委託（単価契約）
- ③ 野ネコ対策事業実施委託（単価契約）
- ④ 道路敷伐開作業委託（単価契約）
- ⑤ 道路維持管理委託（単価契約）
- ⑥ 水道施設維持管理業務委託
- ⑦ 小笠原小中学校環境整備業務委託
- ⑧ 母島中学校環境整備業務委託
- ⑨ 村営バス運行業務委託料
- ⑩ 村営バス運行業務委託（単価契約）
- ⑪ 村営バス定期点検業務委託（単価契約）
- ⑫ 父島火葬場業務委託（単価契約）
- ⑬ 短期入所生活介護（父/母）事業運営委託
- ⑭ 介護予防（父/母）事業委託

（２）平成 28 年度備品購入の状況

次の備品購入を抽出して監査を行った結果、それぞれ概ね適正に執行されていると認められた。

- ① 車両の購入 1（平ボディ車）
- ② 生化学自動分析装置の購入
- ③ 人工呼吸器の購入
- ④ 細隙灯顕微鏡システムの購入

（４）平成 28 年度各会計予備費の予算執行状況(12 月 30 日現在)

各会計予備費の予算執行状況について監査を行なった結果、適正に執行されていると認められた。引き続き安易な補填財源の使途としての充当にならないよう留意されたい。

議 案 の 部

報告第 1 号

平成 2 8 年度小笠原村一般会計補正予算（第 5 号）（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成 2 9 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成28年度小笠原村一般会計補正予算(第5号)

(別紙)

平成29年2月14日

小笠原村長

森 下 一 男

専決処分理由

渇水対策のため、緊急に予算の増額の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 5 号)

(別紙)

平成 28 年度小笠原村
一般会計補正予算
予算 算 総 則

平成 28 年度小笠原村一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,999 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,410,391 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 14 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

[illegible]

報告第 2 号

平成 2 8 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成 2 9 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
(別紙)

平成29年2月14日

小笠原村長

森 下 一 男

専決処分理由

渇水対策のため、緊急に予算の増額の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

平 成 2 8 年 度 小 笠 原 村

簡易水道事業特別会計補正予算

(第 4 号)

(別紙)

平成 28 年度小笠原村
簡易水道事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 28 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,999 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 625,880 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 14 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

[illegible]

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		140,405	4,999	145,404
	01. 総 務 管 理 費	140,405	4,999	145,404
合 計		620,881	4,999	625,880

議案第 1 号

小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 2 8 年法律第 1 3 号）の施行に伴い、小笠原村村税条例等の一部を改正する必要が生じたため。

小笠原村村税条例等の一部を改正する条例（案）

（小笠原村村税条例の一部改正）

第1条 小笠原村村税条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第49条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

（5）第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

（6）第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額
当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第34条の4中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第 8 1 条を削除し、新たに次のように第 8 1 条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

第 8 1 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 4 4 4 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、同条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 8 1 条の次に次の 7 条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第 8 1 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(環境性能割の課税標準)

第 8 1 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 1 5 条の 1 0 に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 8 1 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を村長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を村長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、村長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 村長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に、同条第1号「ア総排気量が」を「イ総排気量が」に、「イ2輪のもので」を「ロ2輪のもので」に、「ウ2輪のもので」を「ハ2輪のもので」に、「エ3輪以上のもの」を「ニ3輪以上のもの」に改め、第2号を

「ア 軽自動車

2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3 6 0 0 円

3 輪のもの 年額 3 9 0 0 円

4 輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6 9 0 0 円

自家用 年額 1 0 8 0 0 円

貨物用のもの を

営業用 年額 3 8 0 0 円

自家用 年額 5 0 0 0 円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2 4 0 0 円

その他のもの 年額 5 9 0 0 円」

「イ 軽自動車

（１） 2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3 6 0 0 円

（２） 3 輪のもの 年額 3 9 0 0 円

（３） 4 輪以上のもの

（ｉ） 乗用のもの

営業用 年額 6 9 0 0 円

自家用 年額 1 0 8 0 0 円

（ii） 貨物用のもの に改める

営業用 年額 3 8 0 0 円

自家用 年額 5 0 0 0 円

ロ 小型特殊自動車

（１） 農耕作業用のもの 年額 2 4 0 0 円

（２） その他のもの 年額 5 9 0 0 円」

第 8 3 条（見出しを含む。）及び第 8 5 条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 8 7 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第 3 3 号の 4 様式」を「第 3 3 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 3 3 号の 4 様式」を「第 3 3 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 8 0 条第 2 項」を「第 8 1 条第 1 項」に改める。

第 8 8 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項

中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の下に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削る。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の下に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、村長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第12項を同条第19項とし、同条第11項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

附則第10条の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に

規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

- 14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の項を加える。

- 7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 村長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして村長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告等の特例)

第15条の4 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、当分の間、第81条の6の規定を除き、自動車税の環境性能割の申告の例により、都知事にしなければならない。この場合において、第81条の6の規定の適用については、同条中「村長」とあるのは、「都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」

を「最初の法第４４４条第３項に規定する」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第２号イ（２）	３，９００円	４，６００円
第２号イ（３）（ｉ）	６，９００円	８，２００円
	１０，８００円	１２，９００円
第２号イ（３）（ｉｉ）	３，８００円	４，５００円
	５，０００円	６，０００円

附則第１６条第２項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度」を「には、平成２９年度」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第２号イ（２）	３，９００円	１，０００円
第２号イ（３）（ｉ）	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
第２号イ（３）（ｉｉ）	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

附則第１６条第３項中「規定する３輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のもの」に、「軽自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「ガソリン軽自動車が平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度」を「には、平成２９年度」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第２号イ（２）	３，９００円	２，０００円
第２号イ（３）（ｉ）	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
第２号イ（３）（ｉｉ）	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

附則第１６条第４項中「規定する３輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち３輪以上のもの」に、「軽自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「軽自動車が平成２８年４月

1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号イ(2)	3,900円	3,000円
第2号イ(3)(i)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号イ(3)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(小笠原村村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小笠原村村税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「小笠原村村税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の下に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号イ(2)	3,900円	3,100円
第82条第2号イ(3)(i)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号イ(3)(ii)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	小笠原村村税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号イ(2)の項	第2号イ(2)	平成26年改正条例附則第6条の規

		定により読み替えて適用される第82条第2号イ(2)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号イ(3)(i)の項	第2号イ(3)(i)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ(3)(i)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号イ(3)(ii)の項	第2号イ(3)(ii)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ(3)(ii)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中小笠原村村税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定(「)、第53条の7、第67条」の下に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項、第98条第1項」に改める部分に限る。)、同条例第34条の4、第80条、第80条の2及び第81条の改正規定、同条例第81条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条並びに次条第3項及び附則第

4 条の規定 平成 2 9 年 4 月 1 日

(2) 第 1 条中小笠原村村税条例附則第 6 条の改正規定 平成 3 0 年 1 月 1 日

(村民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の小笠原村村税条例（以下「新条例」という。）附則第 6 条の規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。

2 新条例第 3 4 条の 4 の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 2 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 1 0 条の 2 第 7 項の規定は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 2 8 年法律第 1 3 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「新法」という。）附則第 1 5 条第 2 9 項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成 2 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第 1 0 条の 2 第 1 0 項の規定は、施行日以後に取得される新法附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成 2 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第 1 0 条の 2 第 1 1 項の規定は、施行日以後に取得される新法附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成 2 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第 1 0 条の 2 第 1 5 項の規定は、施行日以後に取得される新法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する管理協定に係る同項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成 2 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則

第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を平成 2 9 年 4 月 1 日から行うこととするため、及び公費による低所得者の介護保険料の軽減強化を継続するため、小笠原村介護保険条例の該当条文を改正する必要が生じたため。

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村介護保険条例（平成12年小笠原村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 附則第7条第1項中、村長が定める日を平成29年3月31日とする。

議案第 3 号

小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）の改正に伴い、多子世帯にかかる保育料の減額特例を定めるため。

小笠原村保育所条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村保育所条例（昭和 53 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条後段を削る。

別表（第 6 条関係）に次の 2 項を加える。

- 9 市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯の利用者負担額は次の各号に定める額とする。
 - (1) 在園する幼児が生計を一にするその世帯のきょうだいの最年長者の場合はこの表に掲げる額の全額
 - (2) 在園する幼児が生計を一にするその世帯のきょうだいの最年長者に次ぐ年長者の場合は同表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額
 - (3) 在園する幼児が生計を一にするその世帯のきょうだいのうち(1)(2)に該当しないきょうだいについては 0 円
- 10 市町村民税所得割額 77,101 円未満のひとり親世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金等の受給者のいる世帯において、利用者負担額の月額は次の各号に定める額とする。
 - (1) 在園する幼児が生計を一にするその世帯のきょうだいの最年長者の場合は同表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額
 - (2) 在園する幼児が生計を一にするその世帯のきょうだいのうち(1)に該当しないきょうだいについては 0 円

附 則

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表（第 6 条関係）第 9 項及び第 10 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

第 2 条 改正後の小笠原村保育所条例（以下「改正条例」という。）別表（第 6 条関係）第 9 項及び第 10 項の規定を適用する場合においては、改正前の小笠原村保育所条例第 6 条により決定された保育料は改正条例により決定された保育料に改めることとし、既納の保育料と、改正条例により決定された保育料との差額が生じた場合は、改正前の小笠原村保育所条例第 6 条後段の規定に関わらず還付する。

議案第 4 号

小笠原村高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
(案)

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

定員 1 8 人以下の通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行したことに伴い、通所介護と表記していたものを地域密着型通所介護と表記する必要が生じたため。

小笠原村高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
(案)

小笠原村高齢者在宅サービスセンター条例（平成 10 年条例第 28 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「法第 8 条第 7 項」を「法第 8 条第 14 項」に、「通
所介護」を「地域密着型通所介護」に改め、同項第 3 号中「法第 8 条の 2
第 7 項」を「法第 8 条の 2 第 12 項」に、「介護予防通所介護」を「地域密
着型介護予防通所介護」に改め、同項第 4 号中「法第 8 条の 2 第 9 項」を
「法第 8 条の 2 第 7 項」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援事業

別表「第 3 条第 3 項第 1 号から第 5 号までの事業（ただし、第 4 号を除
く。）」の項を次のように改める。

第3条第3項第1号から第5号までの 事業（ただし、第4号を除く。）	1日	650円
	1食	390円

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

小笠原村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

母島診療所で実施していた通所入浴サービス事業は、診療所の改修工事に伴い機械浴の実施ができなくなったこと、及び母島補完ショートステイ事業は、母島高齢者在宅サービスセンターで母島ショートステイとして事業実施できることとなったため廃止する。

小笠原村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村介護予防・生活支援事業条例（平成14年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、同条第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第7号を削り、同条第8号を同条第6号とする。

別表を次のように改める

別表（第6条関係）

	項目	区分	金額
1	ほがらかサービス事業	30分毎	400円
2	食事サービス事業	1食	400円
3	診療所送迎サービス事業	1月	100円
4	福祉用具貸与事業	1月	貸与する福祉用具の実費に18 を除した額のうち1割相当額
5	高齢者生活支援サービス事業	30分毎	200円
			250円（早朝及び夜間）
6	その他村長が特に認めた事業		実費相当額

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 6 号

小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
(案)

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

母島における手数料が発生するごみの受入体制を父島と同様にすることで、排出者がより適正処理しやすい環境を整えるため。

小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
(案)

小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年条例第6号）
の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び同条第2項中「ただし、母島においては、本項は適用しない。」を削る。

第19条第1項中「ただし、母島においては、別表3中、番号1、2及び3については、本項は適用しない。」を削る。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

議案第 7 号

村道の路線認定について（沖村九号線）（案）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

道路網の整備を図ることにより、交通の発展に寄与し、公共の福祉を増進するとともに、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため。

村道の路線認定について（案）

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条の規定により、次のように村道の認定を行う。

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地	備 考
60	沖村九号線	小笠原村母島字元地 同 元地			別 図 (60) 参 照

別 図 ⑥〇

村道沖村九号線認定略図

小笠原村母島字元地ノ元地

凡 例
終 起 新 認 定 路 線
点 点 線



議案第 8 号

平成 2 8 年度小笠原村一般会計補正予算（第 6 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 6 号)

(別紙)

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村
一 般 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成 2 8 年度小笠原村一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 79,015 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,489,406 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 2 9 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14.使 用 料 及 手 数 料		269,276	9,738	279,014
	1.使 用 料	254,260	148	254,408
	2.手 数 料	15,016	9,590	24,606
15.国 庫 支 出 金		312,702	△4,874	307,828
	1.国 庫 負 担 金	35,291	313	35,604
	2.国 庫 補 助 金	262,304	△5,187	257,117
16.都 支 出 金		907,459	△7,112	900,347
	1.都 負 担 金	26,453	466	26,919
	2.都 補 助 金	831,325	△7,578	823,747
19.繰 入 金		388,140	9,224	397,364
	1.特 別 会 計 繰 入 金	6,587	△2,731	3,856
	2.基 金 繰 入 金	381,553	11,955	393,508
20.繰 越 金		121,100	75,082	196,182
	1.繰 越 金	121,100	75,082	196,182
21.諸 収 入		66,518	△3,043	63,475
	6.雑 入	53,687	△3,043	50,644
歳 入 合 計		4,410,391	79,015	4,489,406

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 総 務 費		1,148,456	△2,011	1,146,445
	01. 総 務 管 理 費	1,063,897	△2,911	1,060,986
	03. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	49,412	900	50,312
03. 民 生 費		687,194	16,509	703,703
	01. 社 会 福 祉 費	468,519	16,509	485,028
04. 衛 生 費		994,996	△20,808	974,188
	01. 保 健 衛 生 費	587,399	△16,704	570,695
	02. 清 掃 費	338,839	△4,104	334,735
05. 農 林 水 産 業 費		52,949	633	53,582
	01. 農 業 費	14,584	633	15,217
07. 土 木 費		223,749	586	224,335
	01. 土 木 管 理 費	10,443	9,046	19,489
	02. 道 路 橋 り ょ う 費	177,712	△17,289	160,423
	03. 河 川 費	12,993	△600	12,393
	06. 住 宅 費	1,559	9,429	10,988
09. 教 育 費		285,849	△8,847	277,002
	02. 小 学 校 費	68,407	△1,382	67,025
	03. 中 学 校 費	64,467	△750	63,717
	04. 社 会 教 育 費	39,134	△5,964	33,170
	05. 保 健 体 育 費	60,847	△751	60,096
12. 諸 支 出 金		335,739	92,953	428,692
	01. 基 金 費	333,319	83,659	416,978
	02. 諸 費	2,420	9,294	11,714
歳 出 合 計		4,410,391	79,015	4,489,406

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 戸籍住民基本 台帳費	個人番号カード交付事業	千円
			196
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路整備・改良事業	千円
			36,905

議案第 9 号

平成 2 8 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 3 号)

(別紙)

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成 2 8 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4,648 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 395,214 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 国 庫 支 出 金		105,278	△22,968	82,310
	1. 国 庫 負 担 金	81,539	△4,552	76,987
	2. 国 庫 補 助 金	23,739	△18,416	5,323
5. 療 養 給 付 費 交 付 金		4,567	△1,036	3,531
	1. 療 養 給 付 費 交 付 金	4,567	△1,036	3,531
7. 都 支 出 金		43,284	△776	42,508
	2. 都 補 助 金	10,183	△776	9,407
9. 共 同 事 業 交 付 金		92,469	4,097	96,566
	1. 共 同 事 業 交 付 金	92,469	4,097	96,566
11. 繰 入 金		65,247	16,035	81,282
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	65,247	16,035	81,282
歳 入 合 計		399,862	△4,648	395,214

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
07. 共 同 事 業 拠 出 金		112,304	△5,736	106,568
	01. 共 同 事 業 拠 出 金	112,304	△5,736	106,568
08. 保 健 事 業 費		6,608	1,060	7,668
	01. 特定健康診査等事業費	6,608	1,060	7,668
09. 諸 支 出 金		1,648	28	1,676
	01. 償 還 金 及 還 付 金	1,647	28	1,675
歳 出 合 計		399,862	△4,648	395,214

議案第 10 号

平成 28 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
(第 5 号)

(別紙)

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成 2 8 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,909 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 627,789 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
7. 繰越金		1,911	1,909	3,820
	1. 繰越金	1,911	1,909	3,820
歳入合計		625,880	1,909	627,789

議案第 11 号

平成 28 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 2 号)

(別紙)

平成 28 年度 小笠原村
宅地造成事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 28 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 6,062 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11,474 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 事 業 収 入		15,975	△15,491	484
	1. 土 地 売 払 収 入	15,516	△15,516	0
	2. 土 地 貸 付 収 入	459	25	484
3. 繰 入 金		1,559	9,429	10,988
	1. 繰 入 金	1,559	9,429	10,988
歳 入 合 計		17,536	△6,062	11,474

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		12,782	△1,408	11,374
	01. 総 務 管 理 費	12,782	△1,408	11,374
02. 諸 支 出 金		4,654	△4,654	0
	01. 繰 出 金	4,654	△4,654	0
歳 出 合 計		17,536	△6,062	11,474

議案第 12 号

平成 28 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算
（第 2 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算

（第 2 号）

(別紙)

平成 28 年度 小笠原村
介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 28 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6,716 千円 を追加し、歳入歳出予算の
総額をそれぞれ 76,211 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
9. 繰 越 金		10,703	6,716	17,419
	1. 繰 越 金	10,703	6,716	17,419
歳 入 合 計		69,495	6,716	76,211

議案第 13 号

平成 28 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計
補正予算（第 3 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 8 年 度 小 笠 原 村

介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算

（第 3 号）

(別紙)

平成 28 年度 小笠原村
介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 28 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 260 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 174,895 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 繰 越 金		263	260	523
	1. 繰 越 金	263	260	523
歳 入 合 計		174,635	260	174,895

議案第 14 号

平成 28 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 3 号)

(別紙)

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村
下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成 2 8 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 35,489 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 326,137 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 9 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		130,691	△19,537	111,154
	1. 繰 入 金	130,691	△19,537	111,154
7. 繰 越 金		1,050	1,048	2,098
	1. 繰 越 金	1,050	1,048	2,098
9. 村 債		140,700	△17,000	123,700
	1. 村 債	140,700	△17,000	123,700
歳 入 合 計		361,626	△35,489	326,137

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		219,072	△36,537	182,535
	01. 総 務 管 理 費	219,072	△36,537	182,535
05. 諸 支 出 金		1,050	1,048	2,098
	01. 繰 出 金	1,050	1,048	2,098
歳 出 合 計		361,626	△35,489	326,137

第2表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1	建設改良債	千円		年4%以内		千円		年4%以内	
		140,700	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	123,700	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第 15 号

平成 28 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

浄化槽事業特別会計補正予算

(第 3 号)

(別紙)

平成 28 年度 小笠原村
浄化槽事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 28 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 615 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21,380 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6. 繰 越 金		617	615	1,232
	1. 繰 越 金	617	615	1,232
歳 入 合 計		20,765	615	21,380

議案第 16 号

平成 28 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 1 号)

(別紙)

平成 28 年度 小笠原村
後期高齢者医療特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 28 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,437 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 25,401 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 繰 入 金		14,350	1,437	15,787
	1. 他 会 計 繰 入 金	14,350	1,437	15,787
歳 入 合 計		23,964	1,437	25,401

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 広 域 連 合 納 付 金		17,531	1,437	18,968
	01. 広 域 連 合 納 付 金	17,531	1,437	18,968
歳 出 合 計		23,964	1,437	25,401

議案第 17 号

平成 29 年度小笠原村一般会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 1 7 号議案

平 成 2 9 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 予 算

(別紙)

平成 2 9 年 度 小 笠 原 村
一 般 会 計 予 算
予 算 総 則

平成 2 9 年度小笠原村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,484,631 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高限度額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

平成 2 9 年 3 月 7 日 提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 村 税		453,553
	1. 村 民 税	264,840
	2. 固 定 資 産 税	155,537
	3. 軽 自 動 車 税	9,176
	4. 村 た ば こ 税	24,000
2. 地 方 譲 与 税		7,365
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,412
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	4,952
	3. 地 方 道 路 譲 与 税	1
3. 利 子 割 交 付 金		1,055
	1. 利 子 割 交 付 金	1,055
4. 配 当 割 交 付 金		3,926
	1. 配 当 割 交 付 金	3,926
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		2,675
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,675
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		66,255
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	66,255
8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		3,321
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,321
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		121,069
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	75,060
	2. 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	46,009
10. 地 方 特 例 交 付 金		288
	1. 地 方 特 例 交 付 金	288

款	項	金 額
11. 地 方 交 付 税		1, 476, 837
	1. 地 方 交 付 税	1, 476, 837
13. 分 担 金 及 負 担 金		5, 536
	1. 負 担 金	5, 536
14. 使 用 料 及 手 数 料		278, 871
	1. 使 用 料	264, 984
	2. 手 数 料	13, 887
15. 国 庫 支 出 金		349, 909
	1. 国 庫 負 担 金	36, 381
	2. 国 庫 補 助 金	294, 467
	3. 国 庫 委 託 金	19, 061
16. 都 支 出 金		900, 580
	1. 都 負 担 金	26, 278
	2. 都 補 助 金	821, 910
	3. 都 委 託 金	52, 392
17. 財 産 収 入		43, 210
	1. 財 産 運 用 収 入	43, 209
	2. 財 産 売 払 収 入	1
18. 寄 附 金		1, 701
	1. 寄 附 金	1, 701
19. 繰 入 金		365, 506
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	12, 616
	2. 基 金 繰 入 金	352, 890
20. 繰 越 金		7, 900
	1. 繰 越 金	7, 900
21. 諸 収 入		71, 274

款	項	金 額
	1. 延滞金加算金及過料	1
	2. 村 預 金 利 子	61
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	2,328
	4. 受 託 事 業 収 入	7,506
	5. バ ス 事 業 収 入	3,408
	6. 雑 入	57,970
22. 村 債		323,800
	1. 村 債	323,800
歳 入 合 計		4,484,631

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 議 会 費		62,036
	01. 議 会 費	62,036
02. 総 務 費		1,416,525
	01. 総 務 管 理 費	1,327,621
	02. 徴 税 費	21,848
	03. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	61,375
	04. 選 挙 費	4,122
	05. 統 計 調 査 費	325
	06. 監 査 委 員 費	1,234
03. 民 生 費		768,813
	01. 社 会 福 祉 費	458,100
	02. 児 童 福 祉 費	307,500
	03. 国 民 年 金 費	3,213
04. 衛 生 費		1,092,131
	01. 保 健 衛 生 費	611,904
	02. 清 掃 費	344,480
	03. 上 水 道 費	135,747
05. 農 林 水 産 業 費		62,312
	01. 農 業 費	19,686
	02. 水 産 業 費	42,626
06. 商 工 費		135,723
	01. 商 工 費	135,723
07. 土 木 費		176,238
	01. 土 木 管 理 費	11,011
	02. 道 路 橋 り ょ う 費	119,958
	03. 河 川 費	5,424

款	項	金 額
	04. 都 市 計 画 費	4,819
	05. 公 園 費	35,025
	06. 住 宅 費	1
08. 消 防 費		12,114
	01. 消 防 費	12,114
09. 教 育 費		233,724
	01. 教 育 総 務 費	54,022
	02. 小 学 校 費	65,306
	03. 中 学 校 費	54,117
	04. 社 会 教 育 費	23,067
	05. 保 健 体 育 費	37,212
11. 公 債 費		435,183
	01. 公 債 費	435,183
12. 諸 支 出 金		79,832
	01. 基 金 費	77,065
	02. 諸 費	2,767
13. 予 備 費		10,000
	01. 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		4,484,631

第2表 村 債

番号	起債の目的	起債の限度額	起債の方法 証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。 利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) 償還の方法 政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。 その他 事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。
1	情報基盤整備債	千円 190,000	
2	臨時財政対策債	87,900	
3	児童福祉施設整備債	33,500	
4	道路整備債	12,400	
合 計		323,800	

議案第 18 号

平成 29 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 1 8 号議案

平 成 2 9 年 度 小 笠 原 村

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成 29 年度小笠原村
国民健康保険特別会計予算
予 算 総 則

平成 29 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 393,130 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 29 年 3 月 7 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 険 税		78,141
	1. 国 民 健 康 保 険 税	78,141
2. 一 部 負 担 金		2
	1. 一 部 負 担 金	2
3. 使 用 料 及 手 数 料		2
	1. 手 数 料	2
4. 国 庫 支 出 金		106,708
	1. 国 庫 負 担 金	82,624
	2. 国 庫 補 助 金	24,084
5. 療 養 給 付 費 交 付 金		3,176
	1. 療 養 給 付 費 交 付 金	3,176
6. 前 期 高 齢 者 交 付 金		8,361
	1. 前 期 高 齢 者 交 付 金	8,361
7. 都 支 出 金		41,575
	1. 都 負 担 金	33,250
	2. 都 補 助 金	8,325
9. 共 同 事 業 交 付 金		100,681
	1. 共 同 事 業 交 付 金	100,681
10. 寄 附 金		1
	1. 寄 附 金	1
11. 繰 入 金		54,470
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	54,470
12. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
13. 諸 収 入		12
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 過 料	5

款	項	金 額
	2. 村 預 金 利 子	1
	3. 受 託 事 業 収 入	1
	4. 雑 入	5
歳 入	合 計	393,130

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		24,337
	01. 総 務 管 理 費	24,267
	02. 徴 税 費	70
02. 保 険 給 付 費		152,316
	01. 療 養 諸 費	126,925
	02. 高 額 療 養 費	19,677
	03. 移 送 費	51
	04. 出 産 育 児 諸 費	5,463
	05. 葬 祭 費	150
	06. 結 核・精神医療給付費	50
03. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		59,680
	01. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	59,680
04. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		209
	01. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	209
05. 老 人 保 健 拠 出 金		4
	01. 老 人 保 健 拠 出 金	4
06. 介 護 納 付 金		26,359
	01. 介 護 納 付 金	26,359
07. 共 同 事 業 拠 出 金		120,430
	01. 共 同 事 業 拠 出 金	120,430
08. 保 健 事 業 費		8,491
	01. 特定健康診査等事業費	8,391
	02. 保 健 事 業 費	100
09. 諸 支 出 金		304
	01. 償 還 金 及 還 付 金	303
	02. 繰 出 金	1

款	項	金 額
10. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歲 出	合 計	393,130

議案第 19 号

平成 29 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 1 9 号議案

平 成 2 9 年 度 小 笠 原 村

簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成 29 年度小笠原村
簡易水道事業特別会計予算
予 算 総 則

平成 29 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,153,183 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の年額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

平成 29 年 3 月 7 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 負 担 金		1
	1. 負 担 金	1
2. 使 用 料 及 手 数 料		95,770
	1. 使 用 料	95,634
	2. 手 数 料	136
3. 国 庫 支 出 金		462,265
	1. 国 庫 補 助 金	462,265
4. 都 支 出 金		231,133
	1. 都 補 助 金	231,133
5. 財 産 収 入		9
	1. 財 産 運 用 収 入	9
6. 繰 入 金		142,352
	1. 繰 入 金	142,352
7. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
8. 諸 収 入		52
	1. 村 預 金 利 子	1
	2. 雑 入	51
9. 村 債		221,600
	1. 村 債	221,600
歳 入	合 計	1,153,183

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		162,339
	01. 総 務 管 理 費	162,339
02. 建 設 改 良 費		924,530
	01. 建 設 改 良 費	924,530
03. 公 債 費		64,304
	01. 公 債 費	64,304
04. 諸 支 出 金		10
	01. 基 金 費	10
05. 予 備 費		2,000
	01. 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		1,153,183

第2表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2. 建設改良費	1.建設改良費	第2原水調整池築造	千円 509,232	平成29年度	千円 276,912
				平成30年度	232,320

第3表 村 債

番号	起債の目的	起債の限度額	起債の方法
1	建設改良債	千円 221,600	
			証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。 利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) 償還の方法 政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。 その他 事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。
合 計		221,600	

議案第 20 号

平成 29 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 0 号議案

平 成 2 9 年 度 小 笠 原 村

宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成 29 年度小笠原村
宅地造成事業特別会計予算
予 算 総 則

平成 29 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,896 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 29 年 3 月 7 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2. 事 業 収 入		16,893
	1. 土 地 売 払 収 入	16,334
	2. 土 地 貸 付 収 入	559
3. 繰 入 金		1
	1. 繰 入 金	1
4. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
5. 諸 収 入		1
	2. 雑 入	1
歳 入 合 計		16,896

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		4,186
	01. 総 務 管 理 費	4,186
02. 諸 支 出 金		12,610
	01. 繰 出 金	12,610
03. 予 備 費		100
	01. 予 備 費	100
歳 出 合 計		16,896

議案第 2 1 号

平成 2 9 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 1 号議案

平 成 2 8 年 度 小 笠 原 村

介護保険（保険事業勘定）特別会計予算

(別紙)

平成 2 9 年 度 小 笠 原 村
介護保険（保険事業勘定）特別会計予算
予 算 総 則

平成 2 9 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 55,710 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 9 年 3 月 7 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保 險 料		9,832
	1. 介 護 保 險 料	9,832
2. 使 用 料 及 手 数 料		2
	1. 手 数 料	2
3. 国 庫 支 出 金		8,509
	1. 国 庫 負 担 金	8,264
	2. 国 庫 補 助 金	245
4. 支 払 基 金 交 付 金		12,786
	1. 支 払 基 金 交 付 金	12,786
5. 都 支 出 金		6,385
	1. 都 負 担 金	6,262
	2. 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3. 都 補 助 金	122
6. 財 産 収 入		10
	1. 財 産 運 用 収 入	10
7. 寄 附 金		1
	1. 寄 附 金	1
8. 繰 入 金		18,077
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	18,075
	2. 基 金 繰 入 金	1
	3. 介 護 サービス 事 業 勘 定 繰 入 金	1
9. 繰 越 金		100
	1. 繰 越 金	100
10. 諸 収 入		7
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 過 料	3

款	項	金 額
	2. 村 預 金 利 子	1
	3. 雜 入	3
11. 村 債		1
	1. 財 政 安 定 化 基 金	1
歳 入	合 計	55,710

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		9,421
	01. 総 務 管 理 費	7,996
	02. 介 護 認 定 審 査 会 費	1,425
02. 保 険 給 付 費		44,697
	01. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	44,697
03. 地 域 支 援 事 業 費		974
	01. 介 護 予 防 事 業 費	974
04. 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		1
	01. 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	1
05. 基 金 積 立 金		11
	01. 基 金 積 立 金	11
06. 諸 支 出 金		105
	01. 償 還 金 及 還 付 金	103
	02. 繰 出 金	2
07. 公 債 費		1
	01. 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
08. 予 備 費		500
	01. 予 備 費	500
歳 出 合 計		55,710

議案第 22 号

平成 29 年度小笠原村介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計
予算(案)

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 2 号議案

平 成 2 9 年 度 小 笠 原 村

介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算

(別紙)

平成 29 年度 小笠原村
介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算
予 算 総 則

平成 29 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 173,922 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 29 年 3 月 7 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. サービス収入		32,434
	1. 介護給付費収入	25,970
	2. 予防給付費収入	2,204
	3. 自己負担金収入	4,260
2. 寄 附 金		1
	1. 寄 附 金	1
3. 繰 入 金		141,484
	1. 一般会計繰入金	141,483
	2. 保険事業勘定繰入金	1
4. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
5. 諸 収 入		2
	1. 村 預 金 利 子	1
	2. 雑 入	1
歳 入 合 計		173,922

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		10,189
	01. 施 設 管 理 費	10,189
02. サ ー ビ ス 事 業 費		162,730
	01. 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 費	162,730
03. 諸 支 出 金		3
	01. 繰 出 金	2
	03. 還 付 金 及 償 還 金	1
04. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		173,922

議案第 23 号

平成 29 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 3 号議案

平 成 2 9 年 度 小 笠 原 村

下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成 29 年度小笠原村
下水道事業特別会計予算
予 算 総 則

平成 29 年度小笠原村下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 296,196 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 29 年 3 月 7 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 負 担 金		1
	1. 負 担 金	1
2. 使 用 料 及 手 数 料		52,090
	1. 使 用 料	52,052
	2. 手 数 料	38
3. 国 庫 支 出 金		55,350
	1. 国 庫 補 助 金	55,350
6. 繰 入 金		138,952
	1. 繰 入 金	138,952
7. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
8. 諸 収 入		2
	1. 村 預 金 利 子	1
	2. 雑 入	1
9. 村 債		49,800
	1. 村 債	49,800
歳 入 合 計		296,196

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		133,193
	01. 総 務 管 理 費	133,193
02. 建 設 改 良 費		110,700
	01. 建 設 改 良 費	110,700
04. 公 債 費		51,302
	01. 公 債 費	51,302
05. 諸 支 出 金		1
	01. 繰 出 金	1
06. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		296,196

第2表 村 債

番号	起債の目的	起債の限度額	起債の方法
1	建設改良債	千円 49,800	
			証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。 利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) 償還の方法 政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。 その他 事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。
合 計		49,800	

議案第 2 4 号

平成 2 9 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 4 号議案

平 成 2 9 年 度 小 笠 原 村

浄 化 槽 事 業 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成 29 年度小笠原村
浄化槽事業特別会計予算
予 算 総 則

平成 29 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,690 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 29 年 3 月 7 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 負 担 金		1
	1. 負 担 金	1
2. 使 用 料 及 手 数 料		4,372
	1. 使 用 料	4,360
	2. 手 数 料	12
4. 都 支 出 金		1
	1. 都 補 助 金	1
5. 繰 入 金		10,313
	1. 繰 入 金	10,313
6. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
7. 諸 収 入		2
	1. 村 預 金 利 子	1
	2. 雑 入	1
歳 入 合 計		14,690

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		9,686
	01. 総 務 管 理 費	9,686
03. 公 債 費		4,003
	01. 公 債 費	4,003
04. 諸 支 出 金		1
	01. 繰 出 金	1
05. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		14,690

議案第 25 号

平成 29 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 5 号議案

平 成 2 9 年 度 小 笠 原 村

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成 29 年度小笠原村
後期高齢者医療特別会計予算
予 算 総 則

平成 29 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,285 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 29 年 3 月 7 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		8,513
	1. 後期高齢者医療保険料	8,513
2. 繰 入 金		13,608
	1. 他 会 計 繰 入 金	13,608
3. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
4. 諸 収 入		1,163
	1. 延滞金加算金及過料	2
	2. 償還金及還付加算金	230
	3. 村 預 金 利 子	1
	4. 受 託 事 業 収 入	928
	5. 雑 入	2
歳 入 合 計		23,285

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		2,928
	01. 総 務 管 理 費	2,928
02. 広 域 連 合 納 付 金		17,525
	01. 広 域 連 合 納 付 金	17,525
03. 保 健 事 業 費		750
	01. 保 健 事 業 費	750
04. 保 険 給 付 費		350
	01. 葬 祭 費	350
05. 諸 支 出 金		232
	01. 償 還 金 及 還 付 加 算 金	230
	02. 繰 出 金	1
	03. 広 域 連 合 返 納 金	1
06. 予 備 費		1,500
	01. 予 備 費	1,500
歳 出 合 計		23,285

議案第 26 号

小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画
(平成 25 年度～平成 29 年度) (案)

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

公 共 施 設 の 整 備 計 画

(千円)

辺地名	策定年度	区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち、 地方交付金 の予定額	事業内容
		施設名	事業主体名		特定財源	一般財源		
東京都小笠原村父島辺地	平成25年度 ～ 平成29年度 (今回策定)	村道(大村奥村扇浦地域線)	小笠原村	124,892	74,934	49,958	8,100	改修598m、その他
		集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0	建設工事
		し尿処理施設	小笠原村	85,931	0	85,931	85,900	水処理棟改修
		計		534,223	397,205	137,018	94,000	
	昭和54年度 ～ 平成29年度	村道(大村奥村扇浦地域線)	小笠原村	3,472,889	2,328,074	1,144,815	561,700	改修10,992m、その他
		教職員住宅	小笠原村	235,354	142,927	92,427	75,600	9戸
		社会体育施設	小笠原村	210,731	104,700	106,031	65,800	グラウンド、テニスコート3面、ゲートボールコート1面、その他
		防災無線	小笠原村	524,840	61,450	463,390	403,000	親局1、拡声子局10、デジタル化整備
		情報通信基盤	小笠原村	621,593	274,138	347,455	224,800	基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末
		診療所建物	小笠原村	1,598,240	1,185,498	412,742	396,400	用地買収及び造成、建物設計、建設工事
		福祉施設建物	小笠原村	619,581	369,788	249,793	237,000	建物実施設計、用地造成工事、建設工事
		看護師住宅	小笠原村	211,167	103,150	108,017	104,600	用地造成工事、建設工事
		診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000	CT装置整備
		集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0	建設工事
		し尿処理施設	小笠原村	85,931	0	85,931	85,900	水処理棟改修
	(全体計画)	計		7,937,709	4,908,979	3,028,730	2,171,800	
	平成25年度～ 平成29年度 (今回策定)	村道(沖村地域線)	小笠原村	33,737	20,243	13,494	4,300	橋りょう点検・補修設計・補修
東京都小笠原村母島辺地		児童福祉施設	小笠原村	100,311	50,155	50,156	33,500	用地測量、地質調査、用地買収、敷地造成基本設計
		計		134,048	70,398	63,650	37,800	
	昭和54年度 ～ 平成29年度	村道(沖村地域線)	小笠原村	1,051,692	711,359	340,333	176,400	改修3,309m、その他
		教職員住宅	小笠原村	55,000	36,666	18,334	17,500	2戸
		社会体育施設	小笠原村	424,178	210,733	213,445	184,900	グラウンド、テニスコート2面、その他
		防災無線	小笠原村	141,812	25,756	116,056	92,000	母島局1、拡声子局3、デジタル化整備
		情報通信基盤	小笠原村	151,973	72,325	79,648	68,900	基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末
		診療所備品	小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900	X線装置、CT装置整備
		児童福祉施設	小笠原村	100,311	50,155	50,156	33,500	用地測量、地質調査、用地買収、敷地造成基本設計
	(全体計画)	計		2,016,501	1,164,582	851,919	607,100	

総合整備計画書

東京都小笠原村父島辺地
(辺地の人口 2,072人：面積 23.45km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称
東京都小笠原村父島
- (2) 地域の中心の位置
東京都小笠原村父島字東町
- (3) 辺地度数
174点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本村の公共的施設は、昭和43年6月にアメリカ合衆国より施政権が返還されて以来、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画により整備されてきたが、本土より海上1,000km隔てられた外海孤立離島であり、本土との交通を週に約1便の船便にのみ頼るという状況に置かれているため、いまだに計画目標に達し得ず、本土との格差是正が急がれているところである。

父島辺地地区の、振興・発展及び住民の生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)整備、し尿処理施設の更新、また、住民福祉の向上のための集会施設等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで5年間					(千円)	
施設名	区分	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
村道 (扇浦地域線・大村奥村地域線)		小笠原村	124,892	74,934	49,958	8,100
集会施設		小笠原村	323,400	322,271	1,129	0
し尿処理施設		小笠原村	85,931	0	85,931	85,900
合 計			534,223	397,205	137,018	94,000

総合整備計画書

東京都小笠原村母島辺地
(辺地の人口 468人 : 面積 19.88km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称
東京都小笠原村母島
- (2) 地域の中心の位置
東京都小笠原村母島字元地
- (3) 辺地度数
345点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

母島辺地地区は、父島辺地地区よりさらに50km南方海上にあり、父島との交通は週5便程度の定期船にのみ頼っている状況であり、父島辺地地区より厳しい状況に置かれているため、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画によって進められてきた公共的施設の整備も、いまだに計画目標に達し得ず、本土及び父島との格差は正が急がれているところである。

母島辺地地区の、振興・発展及び住民の福祉・生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)の整備や住民福祉の向上のため、児童福祉施設の整備等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで5年間					(千円)	
区分	施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
村道(沖村地域線)		小笠原村	33,737	20,243	13,494	4,300
児童福祉施設		小笠原村	100,311	50,155	50,156	33,500
合計			134,048	70,398	63,650	37,800

平成 29 年 3 月 17 日

議員の派遣について（案）

次のとおり議員を派遣する。

- 1 東京都町村議会議長会主催「議員講演会」出席及び情報・意見交換等
 - (1) 派遣目的 議員活動の一助とするため、東京都町村議会議長会主催の議員講演会に出席するとともに、行政関係部署等と村政諸課題の解決に向けた情報・意見交換等を行うため
 - (2) 派遣場所 都内(アジュール竹芝、国・都関係部署ほか)
 - (3) 派遣期間 平成 29 年 5 月 12 日(金)～5 月 21 日(日)
[講演会：5 月 16 日、情報・意見交換等：その他の日程]
 - (4) 派遣議員 池田 望、杉田一男、稲垣 勇、鯉江 満、一木重夫、安藤重行、清水良一

- 2 全国町村議会議長会主催「町村議会議長・副議長研修会」出席
 - (1) 派遣目的 議員の資質向上のため
 - (2) 派遣場所 都内(中野サンプラザホール)
 - (3) 派遣期間 平成 29 年 5 月 24 日(水)～6 月 3 日(土)
[研修会：5 月 31 日(水)]
 - (4) 派遣議員 池田 望、杉田一男

一般質問一覧表

一 般 質 問 一 覧 表

氏 名	質 問 項 目
一 木 重 夫 議 員	1 渇水対策について 2 振興開発特別措置法について
清 水 良 一 議 員	1 エネルギービジョンの進捗と来年度の方針について
安 藤 重 行 議 員	1 災害対策等に伴う安全・安心の確保について 2 子育て支援に伴う学童保育の進捗状況について
杉 田 一 男 議 員	1 所信について
稲 垣 勇 議 員	1 外来種対策について

小笠原村議会会議録

平成29年 第1回定例会

平成29年5月発行

編集・発行 小笠原村議会事務局

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町
電話(04998)2-3118

印刷 株式会社 会議録研究所

電話(03)3267-6051(代表)